

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会

第1回 次第

日時：令和5年6月7日（水）

14時00分～17時00分

場所：京都府公館 第5会議室

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議事

(1) 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の改定について

(2) 計画に基づく取組状況について

5 意見交換

6 その他

7 閉会

資料目次

資料1 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の改定について

参考資料1-1 計画の位置付け

参考資料1-2 計画の記載項目と各条例等との関係

資料2 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に基づく取組状況について

参考資料2-1 京都府の犯罪情勢等

参考資料2-2 京都府における社会情勢

関係例規

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

再犯防止等の推進に関する法律

第二次再犯防止推進計画（概要）

犯罪被害者等基本法

第4次犯罪被害者等基本計画（概要）

京都府犯罪被害者等支援条例

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部設置要綱

現行計画

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

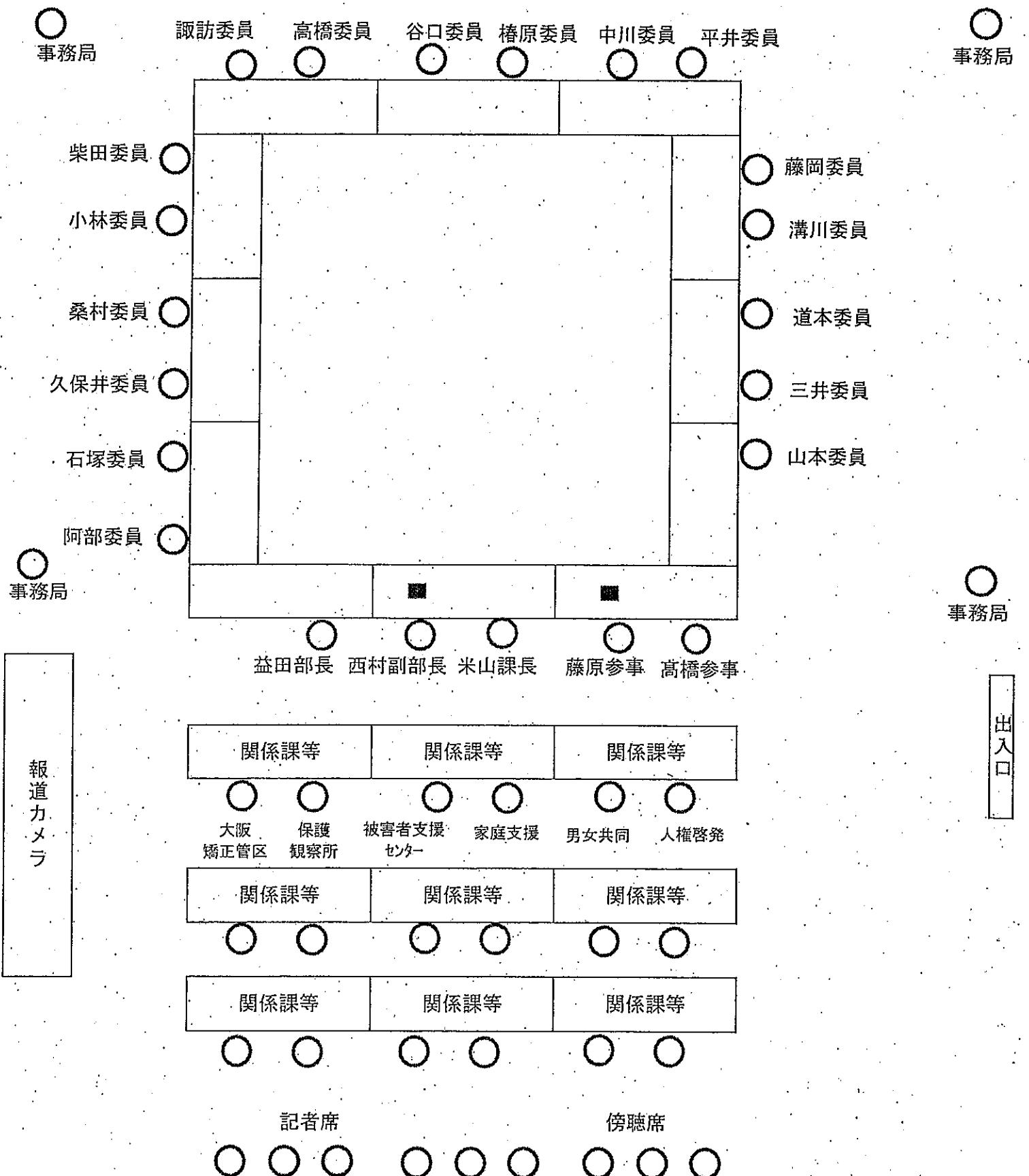
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会

第1回 出席者名簿

【検討委員】

(敬称略)

氏名	所属	備考
阿部 千寿子	京都先端科学大学経済経営学部准教授	
石塚 伸一	龍谷大学名誉教授	
久保井 純子	N P O 法人京都府就労支援事業者機構事務所長	
黒川 雅代子	龍谷大学短期大学部教授	欠席
桑村 信慶	京都府保護司会連合会会长	
小林 稔	京都府地域生活定着支援センター長	
柴田 勝久	与謝野町総務課長（京都府町村会）	
諏訪 真之	京都市保健福祉総務課労務・調整担当課長	
高橋 みどり	京都弁護士会	
谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部教授	
椿原 正人	京都府防犯推進委員連絡協議会会长	
中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会相談役	
平井 紀夫	京都犯罪被害者支援センター副理事長	
藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授	
溝川 真司	有限会社空海コーポレイション代表取締役	
道本 明典	八幡市総務部長（京都府市長会）	
三井 俊和	一般社団法人関西 I C T 協会理事、京都府警察ネット安心アドバイザー	
森田 里佳	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会事務局次長	欠席
山本 紫乃	学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」	



「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会設置要領

(目的)

第1条 地域防犯力の更なる強化、京都府犯罪被害者等支援条例の制定に伴う犯罪被害者支援の充実及び再犯防止の一層の推進について、社会の変化に伴う新たな課題への対応等、所要の見直しを検討するに当たり、外部有識者等から意見を聴取するため、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会の議事を運営する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は1年以内とする。
- 6 知事は、必要に応じて委員会を招集する。

(部会)

第3条 委員会に、専門の事項について意見を聴取するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、知事が指名する。
- 3 部会の組織については、前条第2項から第6項の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。
- 3 委員は、委員会及び部会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が公表した情報については、この限りでない。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、委員会及び部会において、より専門的な意見を聞くことが必要であると認めたときは、委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 委員会及び部会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

別表

氏名	所属
阿部 千寿子	京都先端科学大学経済経営学部准教授
石塚 伸一	龍谷大学名誉教授
久保井 純子	NPO法人京都府就労支援事業者機構事務所長
黒川 雅代子	龍谷大学短期大学部教授
桑村 信慶	京都府保護司会連合会会长
小林 稔	京都府地域生活定着支援センター長
柴田 勝久	与謝野町総務課長（京都府町村会）
諫訪 真之	京都市保健福祉総務課労務・調整担当課長
高橋 みどり	京都弁護士会
谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部教授
椿原 正人	京都府防犯推進委員連絡協議会会长
申川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会相談役
平井 紀夫	京都犯罪被害者支援センター副理事長
藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授
溝川 真司	有限会社空海コーポレーション代表取締役
道本 明典	八幡市総務部長（京都府市長会）
三井 俊和	一般社団法人関西ICT協会理事、京都府警察ネット安心アドバイザー
森田 里佳	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会事務局次長
山本 紫乃	学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」

(五十音順、敬称略)

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会傍聴要領

京都府安心・安全まちづくり推進課

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会の傍聴を希望する者に対し、下記のとおり、手続等を定め、傍聴を許可することとします。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会の傍聴を希望する者は、開催日前日の午後5時までに、京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課あて、電話又はファクシミリにより申し込みをしてください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順としますので、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 傍聴会場へ入場の際、酒気を帯びていると認められる場合や他人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している場合は、入場することができません。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議の傍聴に当たり、次の事項を厳守してください。

- (1) 検討委員会開催中は、静粛に傍聴することとし、各委員の意見に対し、拍手その他 の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用する と認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 検討委員会開催中に談話をすることや騒ぎ立てること等、会議の妨害となるような 行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に委員長又 は部会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他検討会の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 検討委員会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が以上のことを行なわない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 検討委員会開催中、検討委員会の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開 できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、検討委員会を途中で非公開とする場合 があります。

4 その他

不明な点があれば係員にお聞きください。

資料 1

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の改定について

令和 5 年 6 月
文化生活部
警察本部

1 計画の趣旨

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況を踏まえつつ、府、警察、市町村、府民等が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するための計画として策定

2 計画の位置付け

- 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条に基づき、市町村及び府民と連携及び協力をして、犯罪のない安心・安全なまちづくり（防犯まちづくり）及び犯罪被害者等に対する支援に関する計画を策定
- 本計画の犯罪被害者等に対する支援に関する計画は、「京都府犯罪被害者等支援条例（令和 5 年 4 月 1 日施行）」第 9 条に基づく犯罪被害者等支援推進計画と一体のものとする。
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」が、再犯防止施策の推進により、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としていることを踏まえ、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の柱の一つとして計画に盛込む。

3 検討の進め方

「犯罪を未然に防止するためのまちづくり（防犯まちづくり）」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」における現状・課題を踏まえた、基本目標、具体的施策等について、3つの部会に分かれて検討

4 改定スケジュール

日程	全体会・部会	検討内容
令和 5 年 6 月 7 日	全体会・部会（第 1 回）	基本方針に関する意見交換
令和 5 年 7 月～8 月	部会（第 2 回）	骨子案の検討
9 月	9 月議会での報告（改定計画概要）	
令和 5 年 9 月～10 月	部会（第 3 回）	中間案の検討
12 月	12 月議会での報告（中間案）	
12 月中旬～1 月上旬	府民意見の募集	
令和 6 年 1 月中旬	全体会・部会（第 4 回）	最終案の検討
2 月	2 月議会改定案提案	

5 検討委員会及び庁内関係課

部会	防犯まちづくり	再犯防止	犯罪被害者等支援
検討委員	藤岡 一郎		
	谷口 知弘	石塚 伸一	黒川 雅代子
	椿原 正人	久保井 純子	阿部 千寿子
	溝川 真司	桑村 信慶	高橋 みどり
	三井 俊和	中川 るみ	平井 紀夫
	山本 紫乃	小林 稔	森田 里佳
	柴田 勝久	諏訪 真之	道本 明典
		大阪矯正管区	京都犯罪被害者支援センター
オブザーバー		京都保護観察所	
事務局担当 安心・安全まちづくり推進課	藤原・丹羽	高橋・吉田	日向・神崎

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部 庁内連絡会議関係部局所管	
知事直轄	府民への広報、情報発信
危機管理部	防災、災害対策、原子力安全対策
総務部	市町村等との連携、暴力団排除対策
総合政策環境部	総合型G I S活用、大学連携
文化生活部	地域力再生、府民への人権啓発、子どもの安全対策、DV対策 消費生活相談、府民への総合案内
健康福祉部	子どもの安全対策、セーフコミュニティ、出所者の福祉的支援 少年非行防止、DV対策
商工労働観光部	商店街の安全
建設交通部	暴力団排除、交通安全施設、防犯環境整備
教育庁	子どもの安全、少年非行
警察本部	治安総合対策、広報・相談、犯罪抑止対策、子どもの安全、 少年非行防止、サイバー犯罪対策、予防・検挙、犯罪情報の分析 組織犯罪対策、薬物乱用防止対策、特殊詐欺総合対策、交通安全対策 災害時の警備対策、国際テロ対策、京都市との連携

「京都府総合計画」

将来構想 一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府を目指して

◇人と地域の絆を大切にする共生の京都 ◇環境と共生し安心・安全が実感できる京都

基本計画 災害・犯罪等からの安心・安全の実現 <計画期間：2023～2027年度>

先端技術の積極的な活用により、地域住民や幅広い関係者が一体となって府民の防犯・交通安全意識の向上等を図ることで、犯罪・交通事故の起きにくい社会をめざす。

4年間の努力方向

府民の防犯・交通安全意識の向上や地域防犯力の向上等により、犯罪・交通事故の起きにくい社会づくりを進める。

若年層の消費者被害・ネット取引被害、青少年のインターネット利用による性犯罪・児童ポルノ被害等、被害の未然防止に向け、工夫を凝らした啓発活動を進める。

犯罪被害者支援に特化した条例を制定し、オール京都で犯罪被害者に寄り添った支援を行うとともに、DV・性暴力被害の潜在化の防止やストーカー事案、DV事案等に迅速・的確に対処し、被害者等の安全を確保し、社会的自立に向け支援する。

基本計画の数値目標（2026年度）▶「刑法犯認知件数」を15,000件以下を維持

基準値（2019）15,136件

再犯の防止等の推進に関する法律 H28

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的

犯罪被害者等基本法 H16

第4次犯罪被害者等基本計画 R3～R7年度

第2次再犯防止推進計画 R5～R9年度

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進

京都府犯罪被害者等支援条例 R5

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減並びに生活の再建を図るため、支援を総合的かつ計画的に推進

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画 R1～R5年度

府、市町村、府民が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進

2 再犯防止施策の推進【H31.3改定時追加】

※「地方再犯防止推進計画に位置づけ」
(根拠: 再犯防止法第8条)

- (1) 互いに支えあえる心豊かなコミュニティづくりのために
- (2) 非行少年等への支援
- (3) 関係機関と連携した福祉的施策
- (4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保
- (5) 特性に応じた効果的な施策の実施

1 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

- (1) 地域における防犯活動の推進
- (2) 児童虐待への対策や子供の安全の確保
- (3) 少年の非行・犯罪被害等の予防
- (4) ストーカー被害やDVへの対策
- (5) 高齢者等が被害者となる特殊計画被害防止の取組
- (6) サイバー犯罪等への対応
- (7) 訪日外国人に係る取組
- (8) 地域の犯罪情勢分析に基づく多発・増加罪種等への的確な対応

3 犯罪被害者等に対する支援の充実

- ※「犯罪被害者等支援計画に位置づけ」
(根拠: 犯罪被害者等支援条例第9条)
- (1) 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実
 - (2) 個々の事情に応じた支援
 - (3) 民間支援団体への援助
 - (4) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

主な取組

【龍谷大学との協定に基づく取組】

- > 再犯防止ハンドブックの作成、活用
- > 当事者を主体とした“えんたく”方式による研修の実施

【市町村に対する取組】

- > 市町村再犯防止担当者会議の開催

【府内での取組】

- > 国、関係機関・団体等との再犯防止推進ネットワークの構築
- > 学生ボランティア等との連携による非行少年の就学・就労支援、居場所づくり
- > 児童虐待、ストーカー、DV加害者への更生プログラムの実施
- > 薬物依存ホットラインにおける電話相談

【民間支援者への支援】

- > 保護司会連合会等への運営費補助

【府民協働防犯ステーション活動の充実・強化】

- > 府内全交番・駐在所にステーションを設置
- > 実践型講習会の実施

【子どもの安全】

- > 地域安全見守り隊への活動支援
- > 年齢に応じた防犯教育

【高齢者等の安全】

- > 特殊計画被害防止対策

【防犯ボランティアの確保】

- > 学生防犯ボランティアによる広報・啓発
- > 「防犯まちづくり賞」「地域安全功労者（団体）表彰」等ボランティア活動の顕彰

【地域の目を増やす取組】

- > 「ながら」防犯パトロール等日常生活における防犯活動への参加機会増加の推進

【サイバー犯罪等への対応】

- > ネット安心アドバイザーによる講習

【犯罪被害者へのワンストップ支援体制の構築】

- > 支援調整会議の設置、支援をコーディネートする社会福祉士の配置
- > 性暴力、ストーカー、DV被害者等への相談体制の充実

【被害者等の経済的負担の軽減】

- > 一時避難・診療費・カウンセリング等の公費負担
- > 転居・弁護士費用等の一部補助

【民間支援団体への支援】

- > フリーダイヤルの設置、カウンセリング、捜査・裁判への付添等の直接支援への補助

【人材育成・確保に対する取組】

- > 市町村職員等支援者のスキルアップ

【広報・啓発活動】

- > いのちを考える教室、生命のメッセージ展
- > ホンダリング・プロジェクトの拡大

参考資料 1 - 2

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画（平成 31 年度～令和 5 年度）の記載項目と各条例等との関係

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	犯罪のない安心・安全なまちづくり計画 第2章「安心・安全なまちづくり」	最初の防止等の指標等に関する法律 地方法規による推進計画策定の手引き (令和3年1月別表第1)	京都府のまちづくり安全なまちづくり計画 第3章「再犯防止」	関係法令・計画 等
第5条（推進体制の整備） 安心・安全なまちづくりに関する施策の策定及び実施に必要な調査研究、府民等からの意見聴取、犯罪の防止に係る相談、市町村の施策の実施及び府民等の自主的な活動に対する支援	➤ 交番・駐在所機能の充実・強化 ➤ 予測型犯罪防御システムの予測精度向上に向けた調査・研究 ➤ 地域の犯罪情勢分析に基づく多発・増加罪種等への的確な対応	○地域による包摂の推進、国・都道府県・市町村の役割の明確化・保護観察所等との連携強化 相談できる場所の充実 ○再犯防止へ向けた基盤の整備、ネットワークの構築 ○就労・住居の確保 就職へ向けた相談・支援等の充実 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓 地方公共団体による罪を犯した者等の雇用 関係機関・団体との連携強化 公営住宅への入居の促進 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進 更生保護施設に対する支援・協力	➤ 国、京都府、市町村、民間協力者等の連携体制の構築 ➤ 京都ジョブパーク等の就労支援 ➤ 協力雇用主の入札参加加点制度 ➤ 保護観察所の推薦者を臨時職員雇用 ➤ 矯正就労支援情報センターやNPO法人の取組紹介 ➤ 地域社会における定住先確保のための施策	■交番・駐在所等の機能充実・強化プラン ■警察署等の再編整備実施計画 ■第3次京都府地域福祉支援計画(H31～R5年度)
第6条（府民運動の推進）、 第7条（広報及び啓発）、 第9条（府民防犯の日）、 第10条（顕彰）	➤ 府民協働防犯ステーション活動等の地域住民等との連携・協働による地域防犯力の向上 ➤ 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施 ➤ 「府民防犯の日」等の取組 ➤ 「防犯まちづくり貸」の設置	○民間協力者の活動の促進 保護司に対する支援 地域の民間協力者の開拓・連携 民間事業者のソウハツを活用した活動促進	➤ 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援 ➤ 職員研修の実施 ➤ 広報啓発活動の推進	
第11条（子供・障害者、その他犯罪の被害を受けるおそれがある者等の安全の確保）、 第12条（情報提供・啓発及び教育）	➤ 児童虐待防止のための総合的施策の実施 ➤ 少年の非行、性被害、消費者被害等の防止 ➤ ストーカー被害やDVへの対策 ➤ 高齢者が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組 ➤ サイバー犯罪等への対応 ➤ 訪日外国人に係る取組 ➤ 見守りボランティア、通学路の安全確保等	○学校等と連携した就学支援 児童生徒の非行の未然防止等 学校等と連携した立ち直り支援 学校や地域社会で再び学ぶための支援 ○犯罪をした者の特性に応じた効果的な指導 少年・若年者に対する支援等 女性の抱える問題に応じた支援等 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等	➤ 非行少年への支援 (学生ボランティア等との連携による就学・就労支援、居場所づくり) ➤ 児童虐待、ストーカー、DV加害者への更生プログラムの実施 ➤ 犯罪の背景(虐待、貧困等)の検証 ➤ 暴力団離脱者への支援	■第2期京都府教育振興プラン(R3～12年度) ■京都府子どもを虐待から守る条例 ■第5次薬物乱用防止 5か年計画 ■配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(H31～R5年度) ■京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画(R4～R6年度) ■KYOのあけぼのプラン(第4次) (R3～12年度) ■登下校防犯プラン ■高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ■第3次京都府地域福祉支援計画(H31～R5年度)
第13条（通学路等における安全の確保）、 第14条（施設等における防犯性の向上）	➤ 防犯環境の整備による地域防犯力の向上	○保健医療・福祉サービスの利用の促進 高齢者又は障害者等への支援 薬物依存を有する者への支援等	➤ 関係機関と連携した福祉的施策 ➤ 高齢者や障害のある者等への支援 ➤ 薬物依存を有する者への支援	■公共施設等における防犯指針 ■防犯カメラ、ドライブレコーダーに関する京都府警察と各自治体との治安協定

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例 （令和5年4月1日施行）	犯罪のない安心・安全なまちづくり計画 第4章 犯罪被害者等への支援	京都府犯罪被害者等支援条例 （令和5年4月1日施行）	犯罪のない安心・安全なまちづくり計画 第4章 犯罪被害者等への支援	関係法令・計画 等
第15条（犯罪被害者等に対する支援）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個々の事情（児童虐待、ストーカー、DV、性犯罪被害者）に応じた支援 ➢ 家族等に対する支援 	<p>第10条（相談及び情報の提供等） 第11条（日常生活の支援） 第12条（心身に受けた影響からの回復） 第13条（安全の確保） 第14条（居住の安定） 第15条（雇用の安定） 第16条（経済的負担の軽減） 第17条（保護・刑事手続等の過程における配慮及び支援） 第18条（損害賠償請求に関する情報の提供等） 第19条（大規模な事案における支援） 第20条（府内に住所を有しない者等への支援） 第21条（インターネットを通じて三次被害を受けたものの支援）</p>	<p>今回の犯罪被害者等支援条例制定を受けて、更に具体的な計画を盛り込む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■京都府子どもを虐待から守る条例 ■配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(H31~R5年度) ■京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画(R4~R6年度) ■KYOのあけぼのプラン(第4次) (R3~I2年度) ■高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ■第3次京都府地域福祉支援計画(H31~R5年度)
第16条（推進体制の整備等）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間支援団体への援助 ➢ 犯罪による被害等発生直後の支援の充実 ➢ 生活全般にわたる総合的支援体制の充実 	<p>第22条（民間支援団体等に対する支援） 第24条（支援調整会議） 第25条（人材の育成及び確保）</p>	<p>今回の犯罪被害者等支援条例制定を受けて、更に具体的な計画を盛り込む</p>	
第17条（広報及び啓発）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発 	<p>第23条（府民等の理解の促進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発 	

資料2

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に基づく取組状況について

令和5年6月
安心・安全まちづくり推進課

1 計画の基本目標（2019年度から2023年度まで）

- ・刑法犯認知件数の減少傾向を維持して1万5千件を目指し、新たな脅威（犯罪）に対応
- ・国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関等と連携して再犯防止施策を推進
- ・犯罪被害者等基本法や国の基本計画を踏まえて、総合的な犯罪被害者等支援を実施

2 京都府内における犯罪等の状況

(1) 刑法犯認知件数

- ・平成14年をピークに以降減少してきたが、令和4年は戦後最少となった令和3年よりも増加し、10,578件（前年比+95件）

(2) 子ども・若者

- ・令和4年中の非行少年の検挙・補導人員は623件（前年比-49人）
- ・令和4年中の不良行為少年（※）の補導人員は、24,497人（前年比+3,454人）
(※) 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- ・福祉犯のうち児童ポルノ事犯の被害少年の約4割がSNSの利用に起因

(3) 児童虐待、DV

- ・令和4年中、児童虐待の疑いがある取扱いについて、警察から3,917人（前年比+280件）を児童相談所に通告。「心理的虐待」の通告が全体の約6割
- ・令和4年中のDVの認知件数は過去最多の3,634件（前年比+169件）

(4) 特殊詐欺

- ・令和4年中の特殊詐欺認知件数は204件（前年比+37件）、被害総額3億7,306万円（前年比+7,714万円）、被害者のうち65歳以上の女性が約7割

(5) サイバー犯罪

- ・令和4年中のサイバー犯罪の相談受理件数は、5,808件（前年比+795件）で5年前の1.7倍、検挙件数は245件（前年比+10件）

(6) 再犯者数

- ・令和4年中の府内刑法犯検挙人員中の再犯者数は1,734件（前年比-119件）で検挙人員総数の約5割超

(7) 犯罪被害者等の相談等

- ・令和4年度中の京都犯罪被害者支援センターにおける支援は、電話や面接による相談が972件（前年比-16件）、病院や公判への付添等の直接的支援が444件（前年比+139件）

(8) 防犯ボランティア等

- ・防犯ボランティアや保護司等、地域の安心・安全を支える人材の減少、高齢化

3 主な取組状況

犯罪のない安心・安全なまちづくり（防犯まちづくり）

(1) 地域における防犯活動の推進

- ・府民協働防犯ステーションを核とした防犯、見守りの取組を推進
- ・日常生活の中で行う「ながら防犯」の推進

【今後の課題】防犯ボランティアの高齢化、固定化

(2) 児童虐待への対策や子どもの安全の確保

- ・「京都府子どもを虐待から守る条例」を令和4年4月1日に施行
- ・児童虐待・DV防止連携推進員を中心に市町村、教育委員会、警察等との連携を強化
- ・子どもの発達段階に応じた「防犯教育プログラム」に基づく防犯教室等の実施

【今後の課題】児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応、学校等との連携の強化

(3) 少年の非行・犯罪被害等の防止

- ・学齢に応じた非行防止アニメーション動画教材の作成・貸出し
- ・高校3年生を対象にした成人年齢引き下げに伴う消費者被害防止啓発冊子を配布

【今後の課題】非行の低年齢化やSNSの利用に起因する非行、性被害防止の強化

(4) ストーカー被害やDVへの対策

- ・京都ストーカー相談支援センターの運用、DV防止に係る啓発活動を実施
- ・ストーカーやDV加害者カウンセリングの受診促進

【今後の課題】被害の潜在化を防ぐための関係機関の連携

(5) 高齢者が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組

- ・金融機関・コンビニエンスストア等と連携した未然防止の取組を推進
- ・SNS等を活用した注意喚起のための情報発信、詐欺等発生情報を配信

【今後の課題】高齢者の防御力の向上、未然防止のための地域での見守りの強化

(6) サイバー犯罪等への対応

- ・京都府警察サイバーセンターの設置による対策強化
- ・府警察ネット安心アドバイザー、学生サイバー防犯ボランティアによる講習等実施
- ・Ksisnet（ケーシスネット・京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）における情報発信

【今後の課題】アドバイザーや学生ボランティアの人材の確保、学校等との連携

(7) 訪日外国人に係る取組

- ・対策会議による情報共有と連携強化、観光マナー向上のための広報啓発を実施

【今後の課題】訪日外国人が関係する事件、事故、遺失拾得などの事象への的確な対応

(8) 地域の犯罪情勢分析に基づく多発・増加罪種等への的確な対応

- ・増加傾向にある性犯罪や自転車盗に対応するための広報啓発を大学等と連携しながら、重点的に実施

【今後の課題】幼少期からの加害者にも被害者にもならないための教育

再犯防止施策の推進

(1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために

- ・ 龍谷大学と連携した再犯防止や更正支援に関する理解を深めるための研修会を開催
【今後の課題】国、府、市町村、大学、関係団体等との連携強化と府民理解の増進

(2) 非行少年等への支援

- ・ 非行少年等立ち直り支援事業（ユース・アシスト）による寄り添い型支援を実施
【今後の課題】複合的な課題へ対応する体制、地域等との連携による居場所づくり

(3) 関係機関と連携した福祉的施策

- ・ 刑事司法手続の入口段階における福祉サービスの利用調整等支援を実施
【今後の課題】矯正施設退所者等（入口段階含む）の市町村等の福祉施策への連携

(4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保

- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援及び一時生活支援を実施
【今後の課題】個々の状況に応じた就労支援施策との連携、就労後の職場定着

(5) 特性に応じた効果的な施策の実施

- ・ DV加害者自らが加害に気づき、加害を繰り返さないためのプログラムを実施
【今後の課題】対象者の特性に応じた適切な指導の実施

犯罪被害者等に対する支援の充実

(1) 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実

- ・ 「京都犯罪被害者等支援条例」を令和5年4月1日に施行
- ・ 犯罪被害者の状況等に応じた支援をコーディネートする社会福祉士を配置し、関係機関が一体となってワンストップで支援を行うための支援調整会議を設置
- ・ 京都犯罪被害者支援センターの機能強化及び人材確保のための補助金の拡充
【今後の課題】被害者支援を担う人材の確保、市町村等の実情に合った連携体制の構築
大規模事案等緊急時の支援関係機関の連携強化

(2) 個々の事情に応じた支援

- ・ 犯罪被害者等への経済的負担軽減のための、転居、被害者参加制度の利用に伴う弁護士費用及び旅費の一部を醸成する新規事業を始め、警察の公費負担制度等の拡充
- ・ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター等被害の特性に応じた支援を実施
- ・ 市町村や関係機関と連携しながら既存の医療・福祉サービス等へ支援を実施
【今後の課題】潜在化しやすい被害者へのアプローチ
インターネットを通じての二次被害等新たな課題に対する対策

(3) 民間支援団体への援助

- ・ (公社) 京都犯罪被害者支援センターへの補助拡充、ホンデリングの取組を促進
【今後の課題】各団体の支援サービスの周知、被害者支援を担う人材の育成

(4) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

- ・ いのちのメッセージ展 in 京都を開催、いのちを考える教室を実施
【今後の課題】社会全体で被害者を支える気運醸成のため、幅広い層への啓発

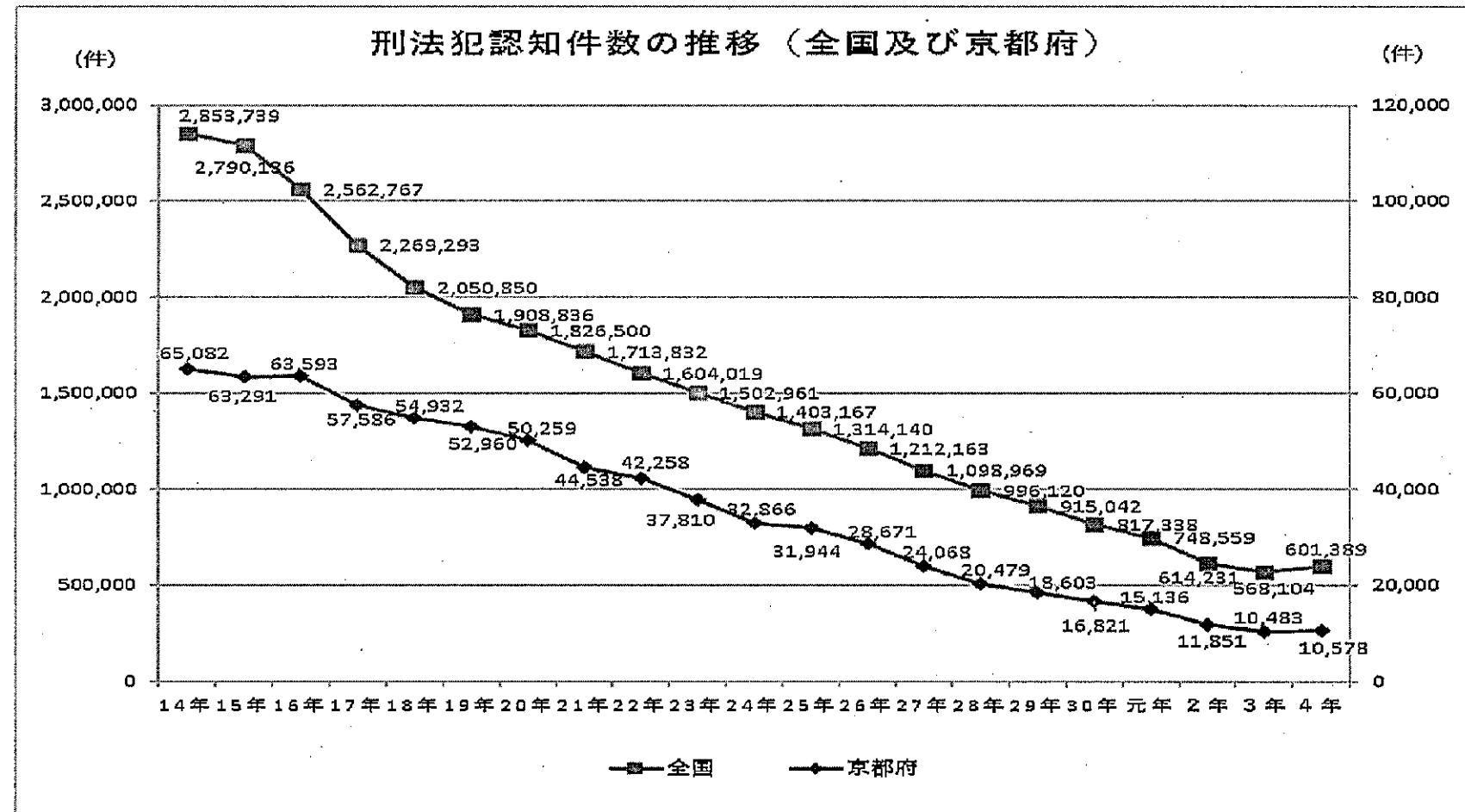
参考資料2－1

京都府の犯罪情勢等

令和5年6月
安心・安全まちづくり推進課

(1) 刑法犯認知件数（全国及び京都府）

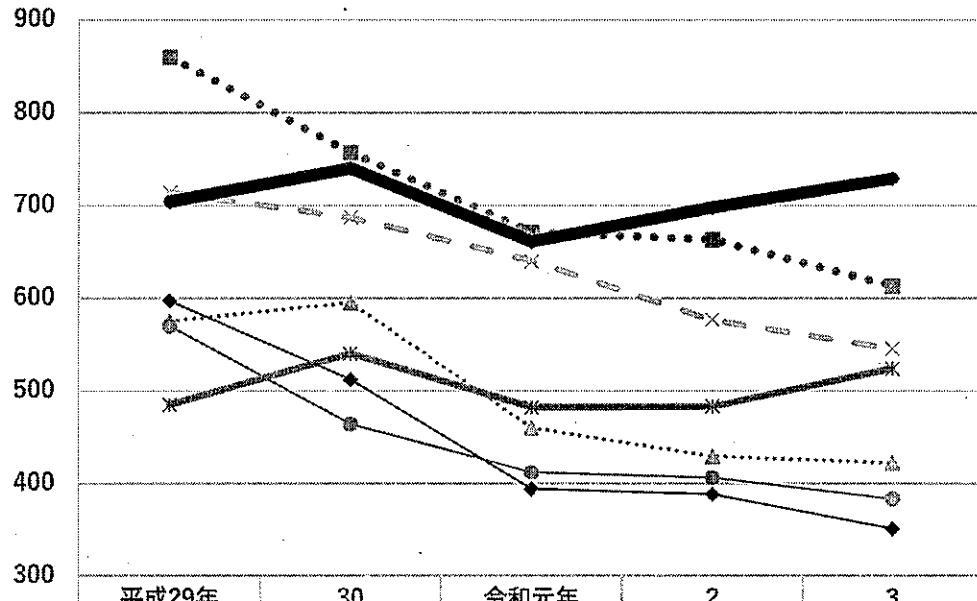
刑法犯認知件数は、平成14年をピークに以降減少してきたが、令和4年は戦後最少となった令和3年よりも増加。
コロナ禍の行動制限の解除や社会経済活動の活発化など、人流の増加が一定程度影響



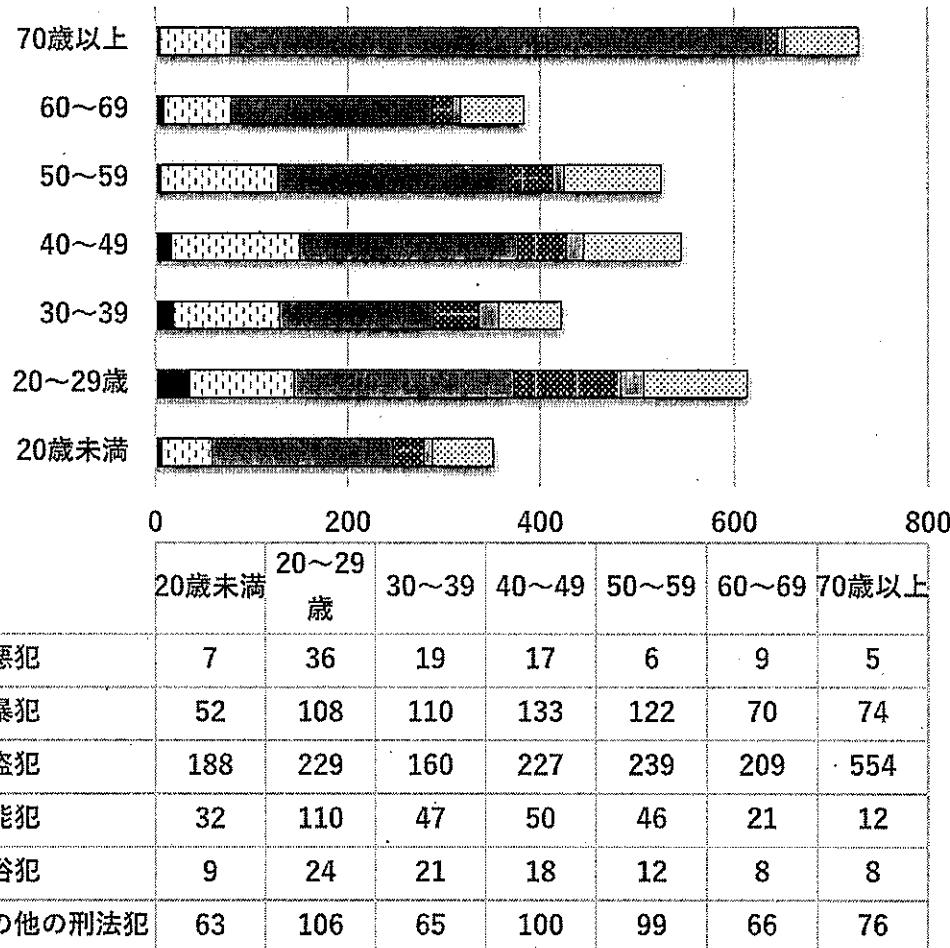
参考：京都府警察本部資料

(2) 府内刑法犯検挙人員数（年齢別・罪種別内訳）

京都府の刑法犯年齢別検挙人員推移



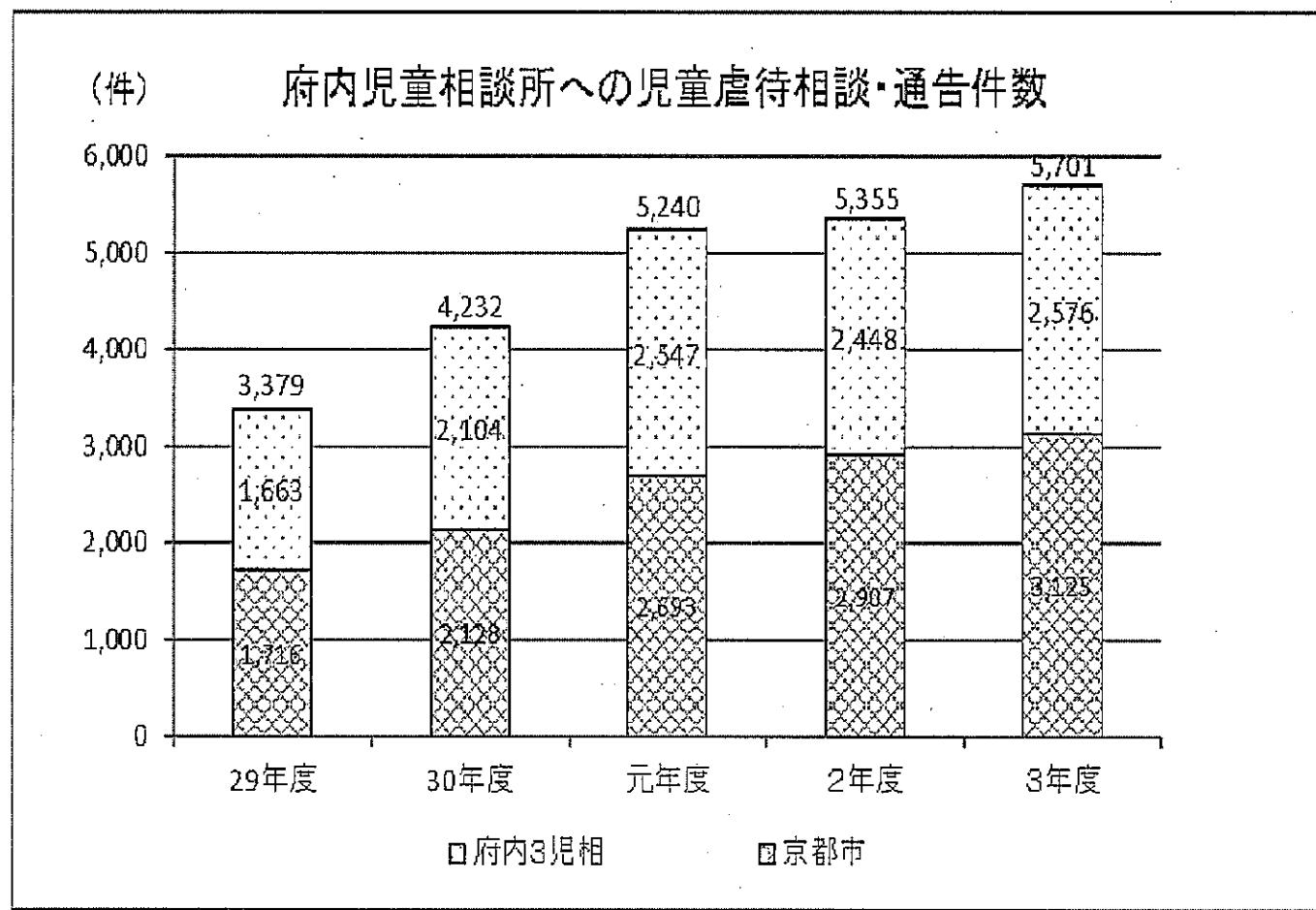
京都府の刑法犯検挙人員罪種内訳（令和3年）



参考：京都府警察本部犯罪統計書

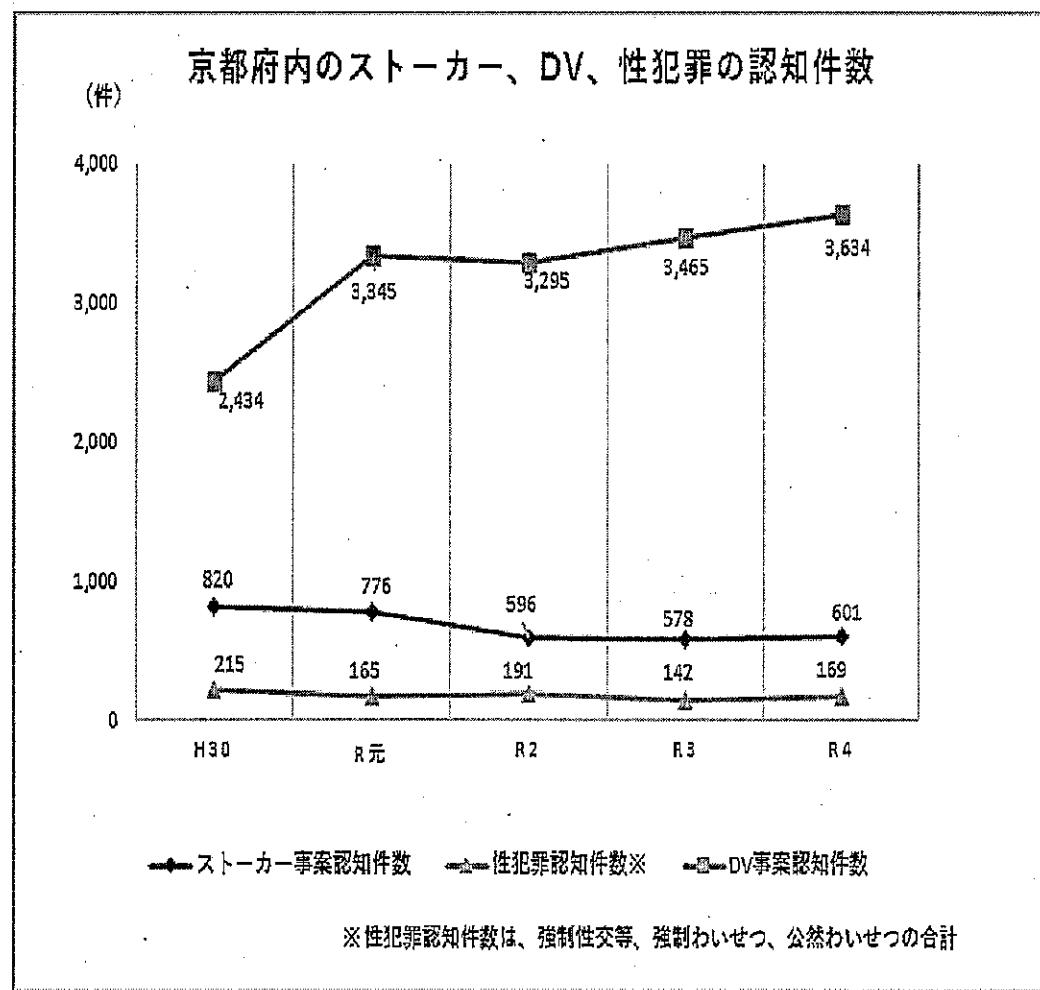
(3) 児童虐待

京都府内において、児童虐待に関する相談・通告件数は年々増加しており、内容別では、子どもの面前で行われた配偶者間の暴力、DVによる「心理的虐待」に関する警察からの通告が特に増加している。

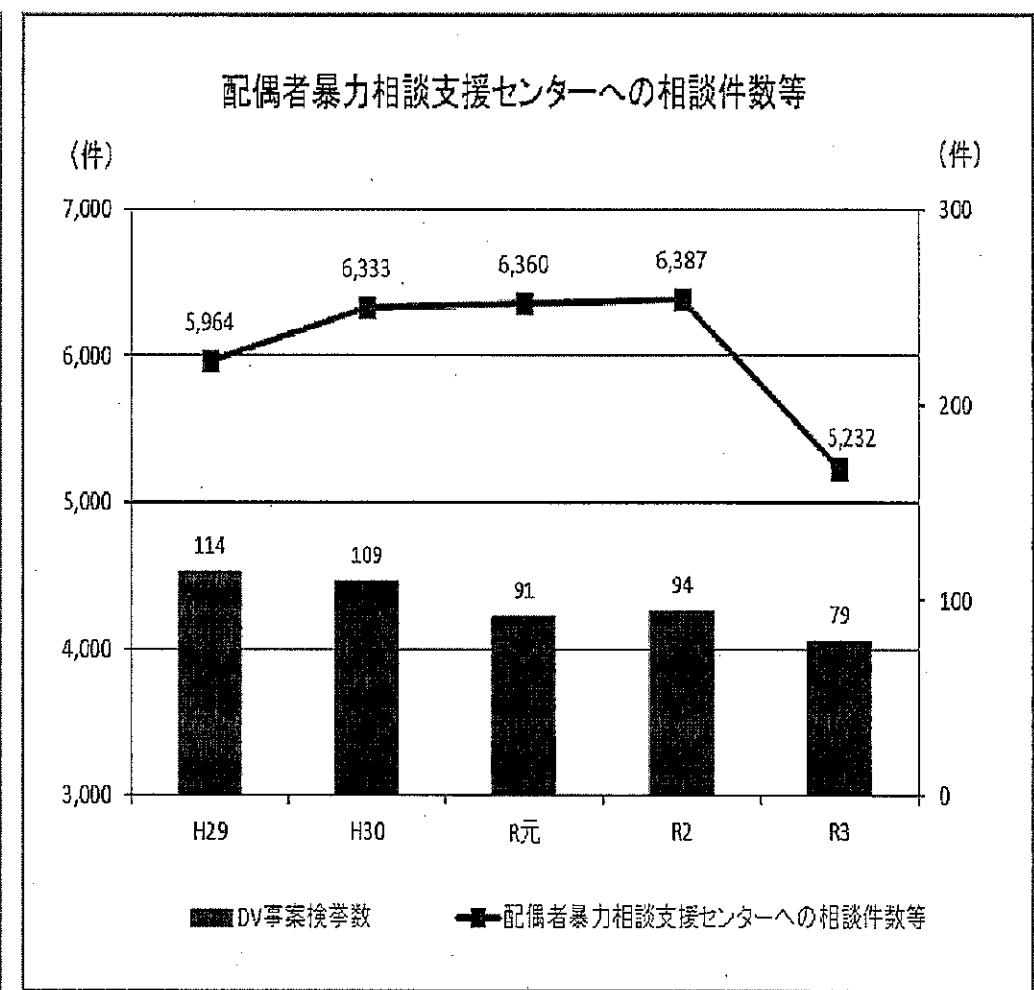


参考：京都府健康福祉部及び京都市子ども若者はぐくみ局資料

(4) ストーカー、DV、性犯罪

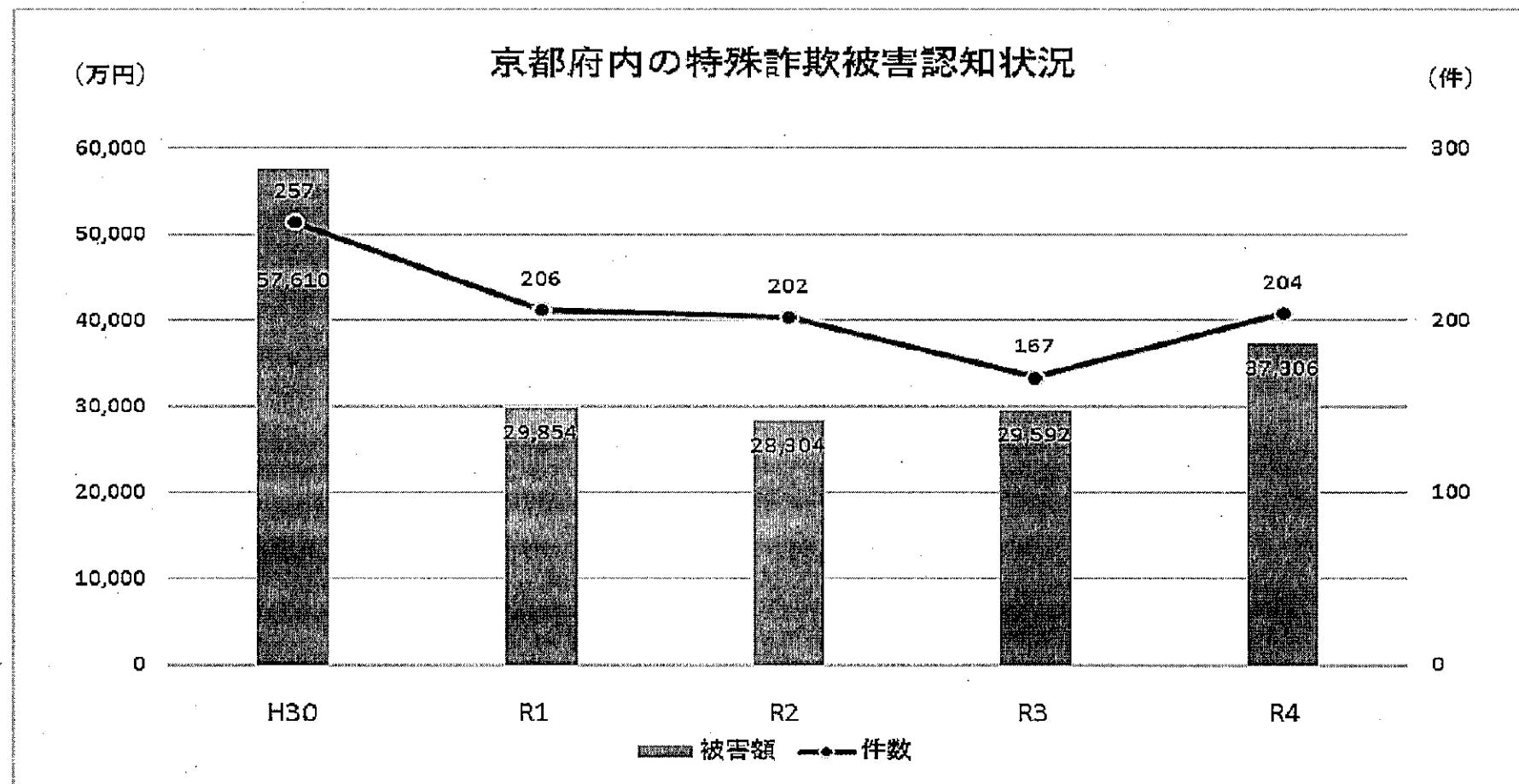


参考：京都府警察本部資料



(5) 特殊詐欺

令和4年中の京都府内特殊詐欺の認知件数は204件で前年比37件の増加、被害額は3億7,306万円で前年比7,713万円の増加と2年連続で増加しており、深刻な状況

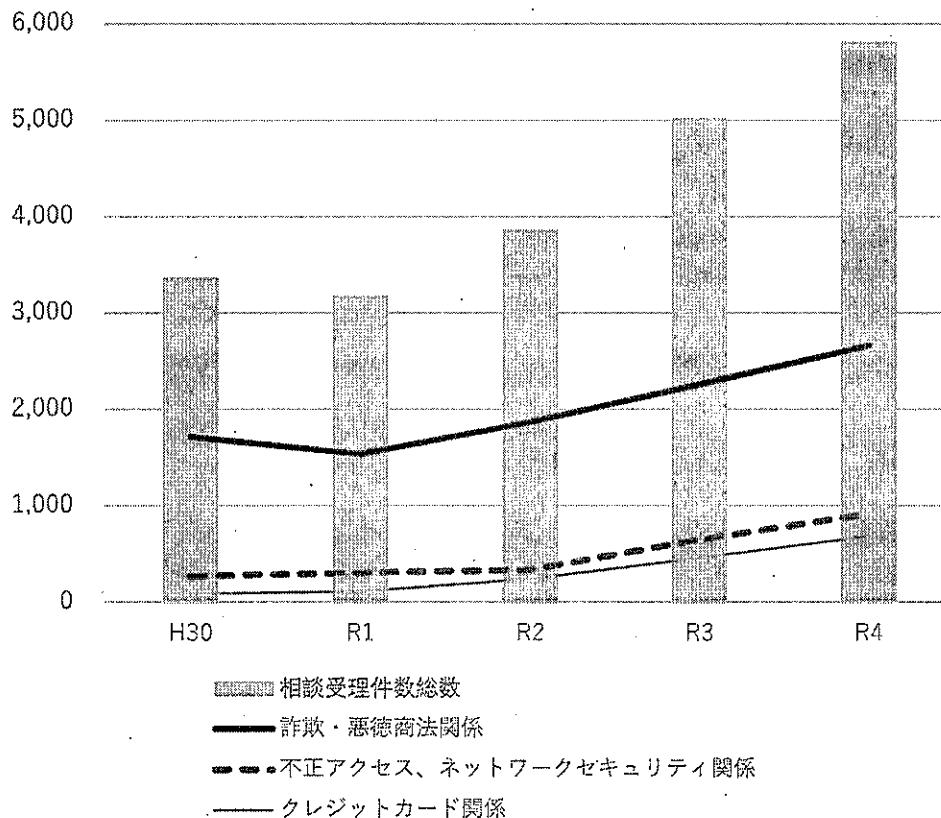


参考：京都府警察本部資料

(6) サイバー犯罪

令和4年中の府警察本部におけるサイバー犯罪の相談受理件数は、5,808件で5年前の1.7倍となっており、中でも、増加が著しいのは、クレジットカード番号盗取等（7.8倍）、不正アクセス・ネットワークセキュリティ（3.4倍）、詐欺・悪徳商法（1.6倍）

京都府内のサイバー犯罪相談受理件数

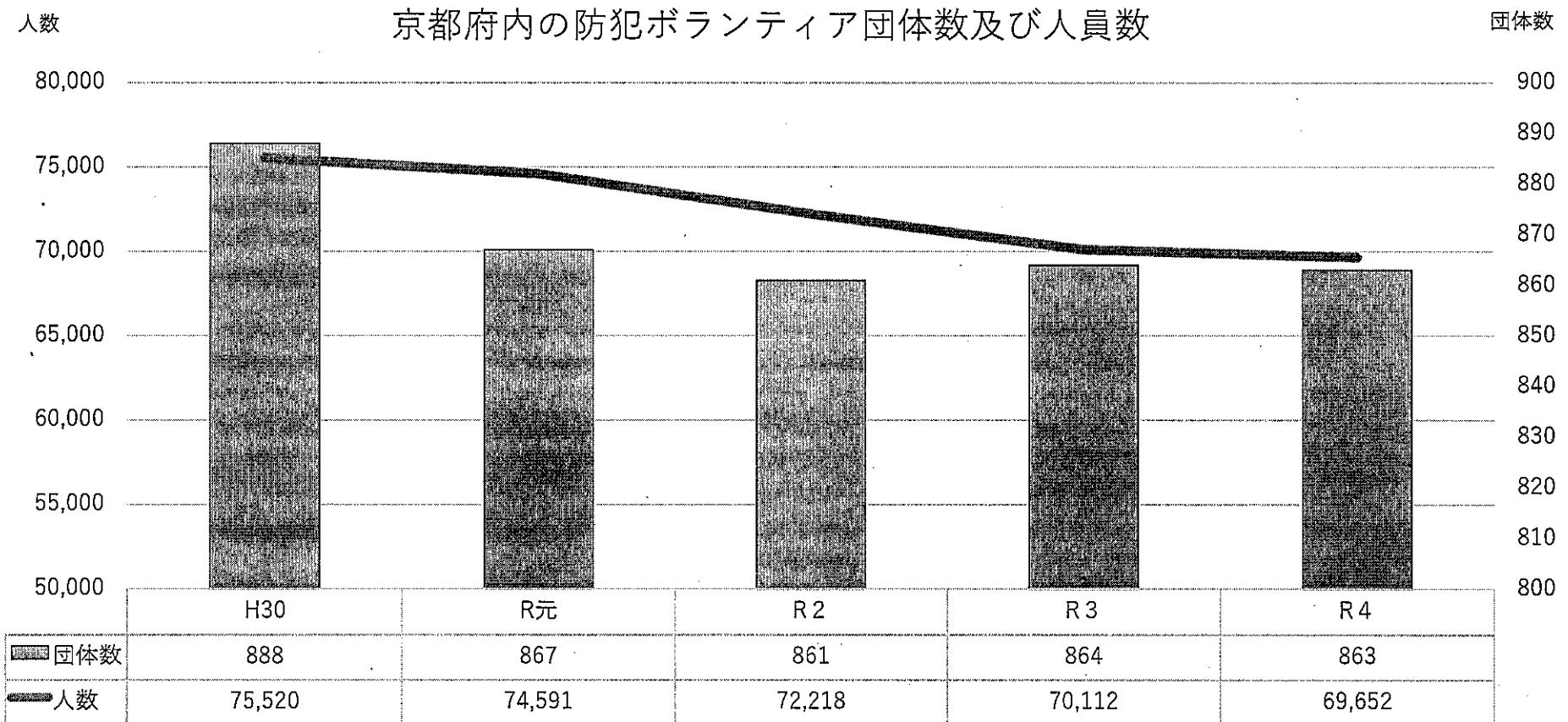


内訳	H30	R1	R2	R3	R4
詐欺・悪徳商法関係	1,712	1,533	1,864	2,253	2,658
ネットオークション関係	86	36	31	51	25
名誉棄損・誹謗中傷関係	216	225	293	324	229
児童ポルノ流布等特定の児童に係る被害関係	10	7	14	20	12
不正アクセス、ネットワークセキュリティ関係	266	301	333	645	912
クレジットカード犯罪関係	88	103	238	456	682
コンピュータ・ウイルス関係	42	60	60	70	80
迷惑メール・スパムメール関係	117	139	141	80	82
違法有害なホームページ・掲示板等通報	445	310	342	363	464
その他	380	454	536	751	664
合計	3,362	3,168	3,852	5,013	5,808

参考：京都府警察本部資料

(7) 防犯ボランティア

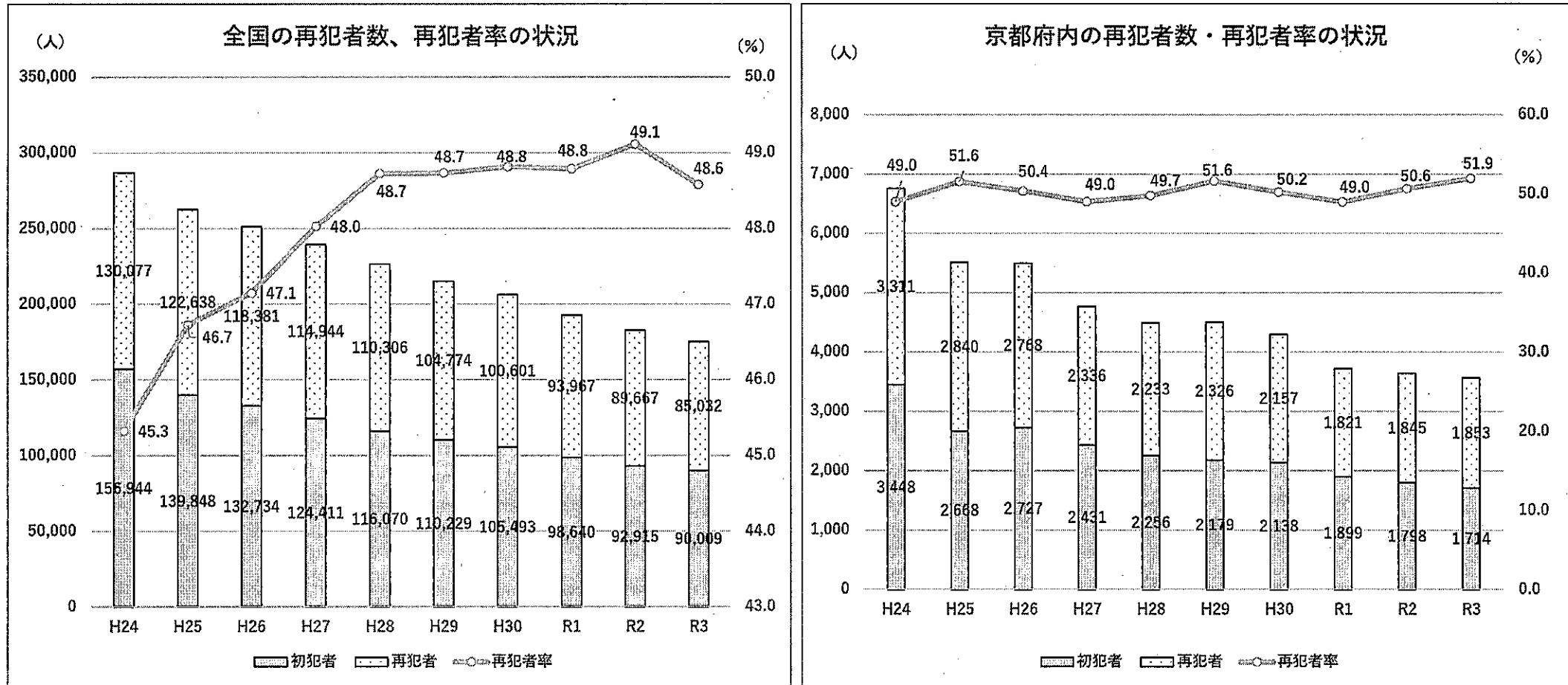
京都府内の防犯ボランティアの人数は年々減少しており、5年前と比較すると7.8%の減少となっている。



参考：京都府警察本部資料

(8) 再犯者数

京都府内の刑法犯検挙者中の再犯者数は減少しており、再犯者率は約5割でほぼ横ばいで推移している。

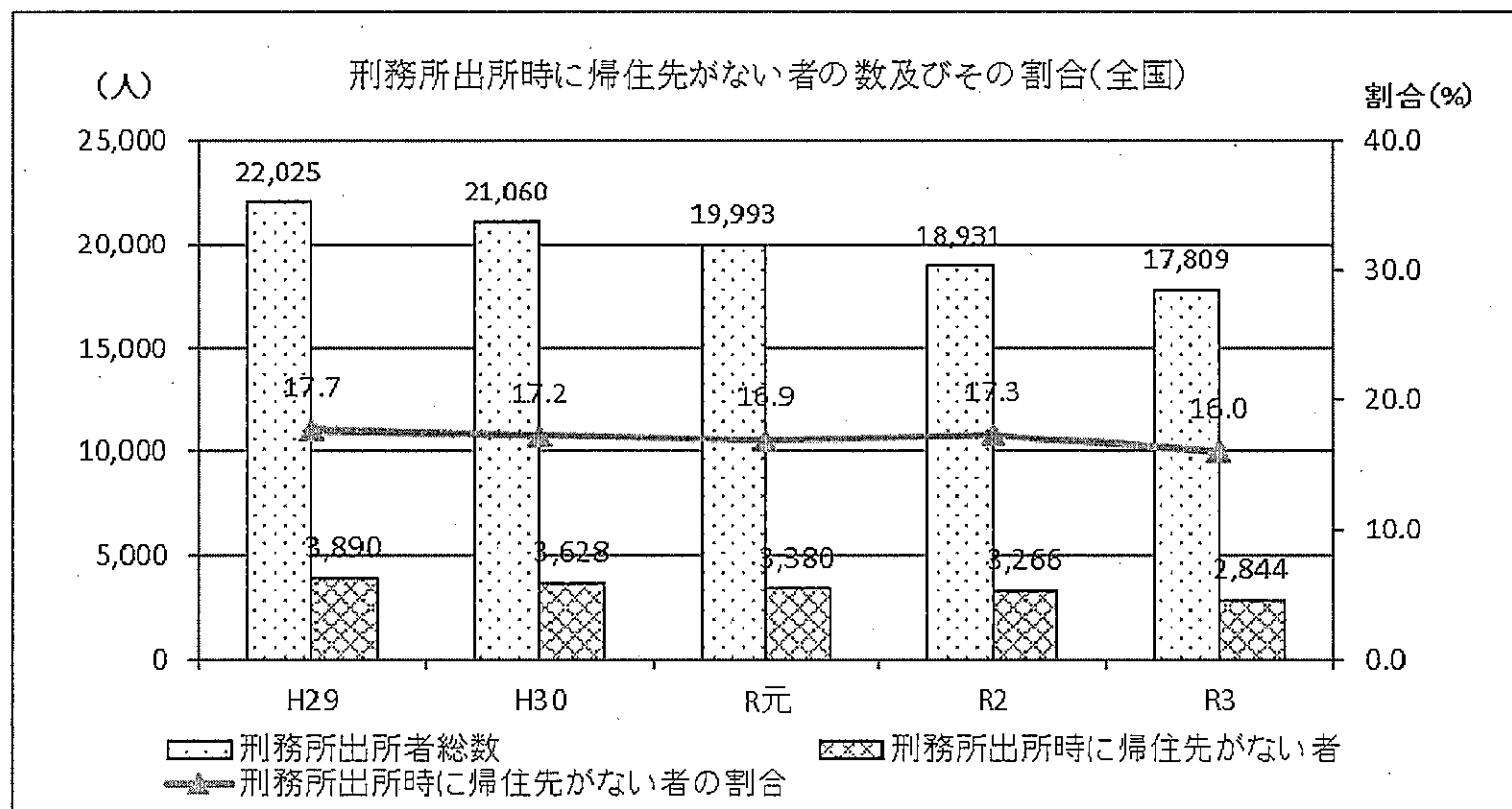


参考：令和4年版再犯防止推進白書

参考：京都府警察本部犯罪統計書

(9) 刑務所出所時の帰住先

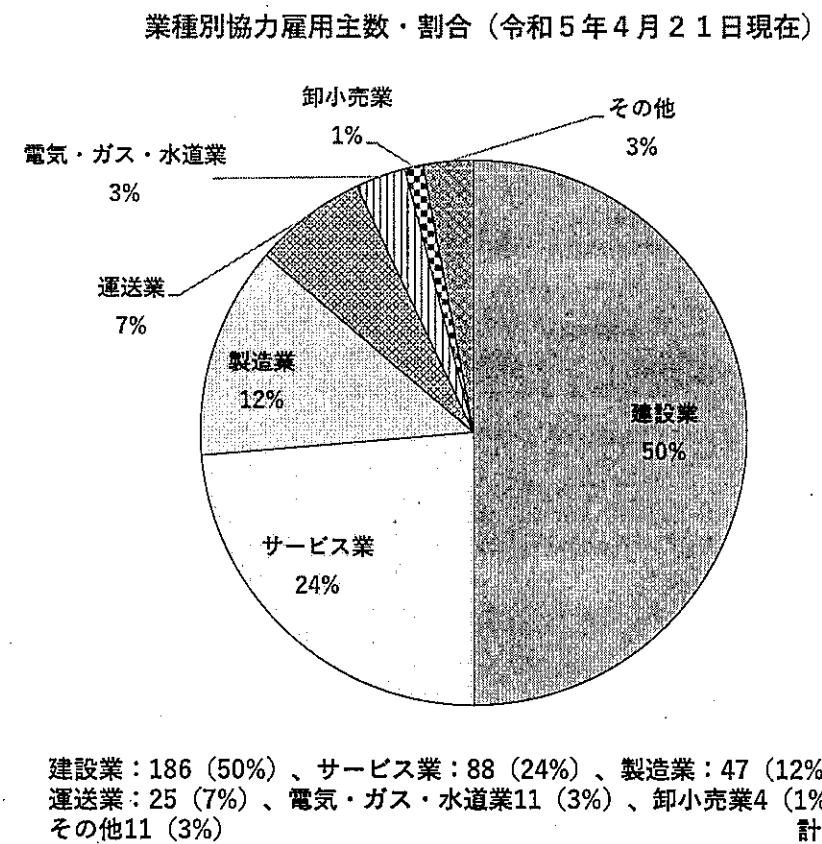
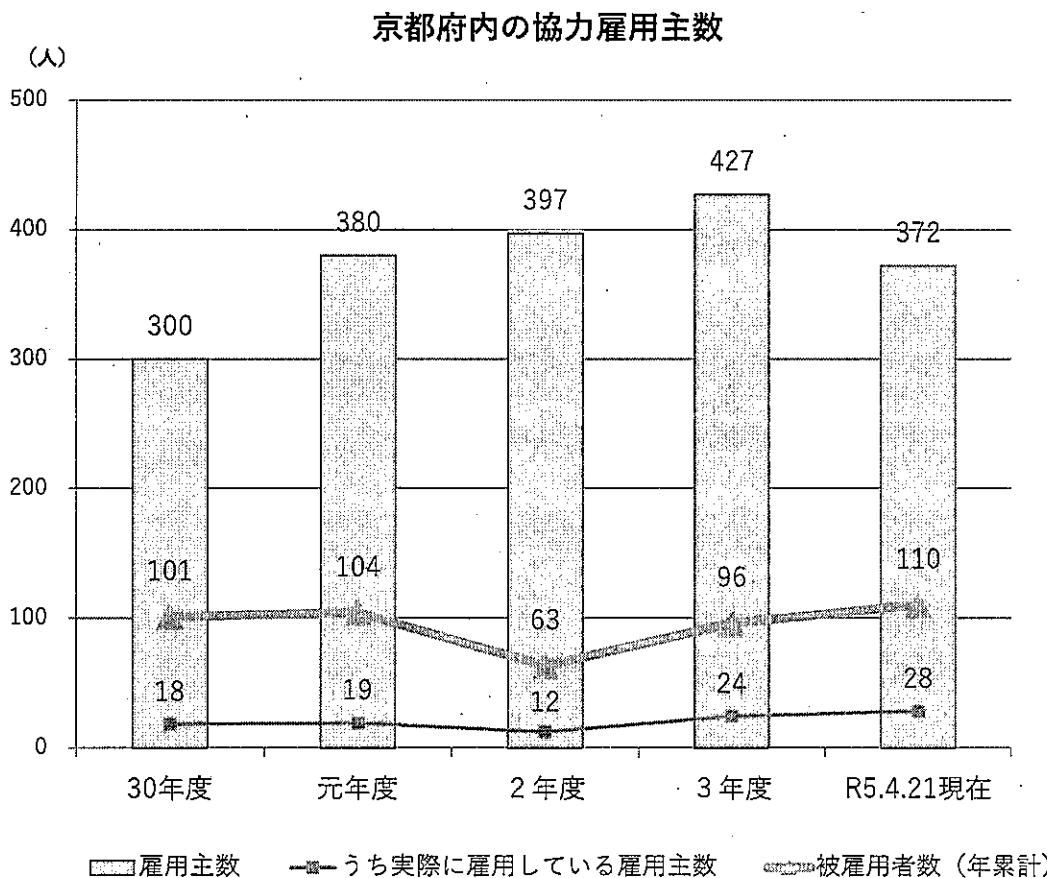
刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、過去5年間は約17%前後で推移しており、令和4年は16.0%と前年（17.3%）よりも1.3ポイント減少したが、一定の割合で存在している。



参考：再犯防止推進計画の参考指標に関するデータ（法務省資料）

(10) 協力雇用主の推移

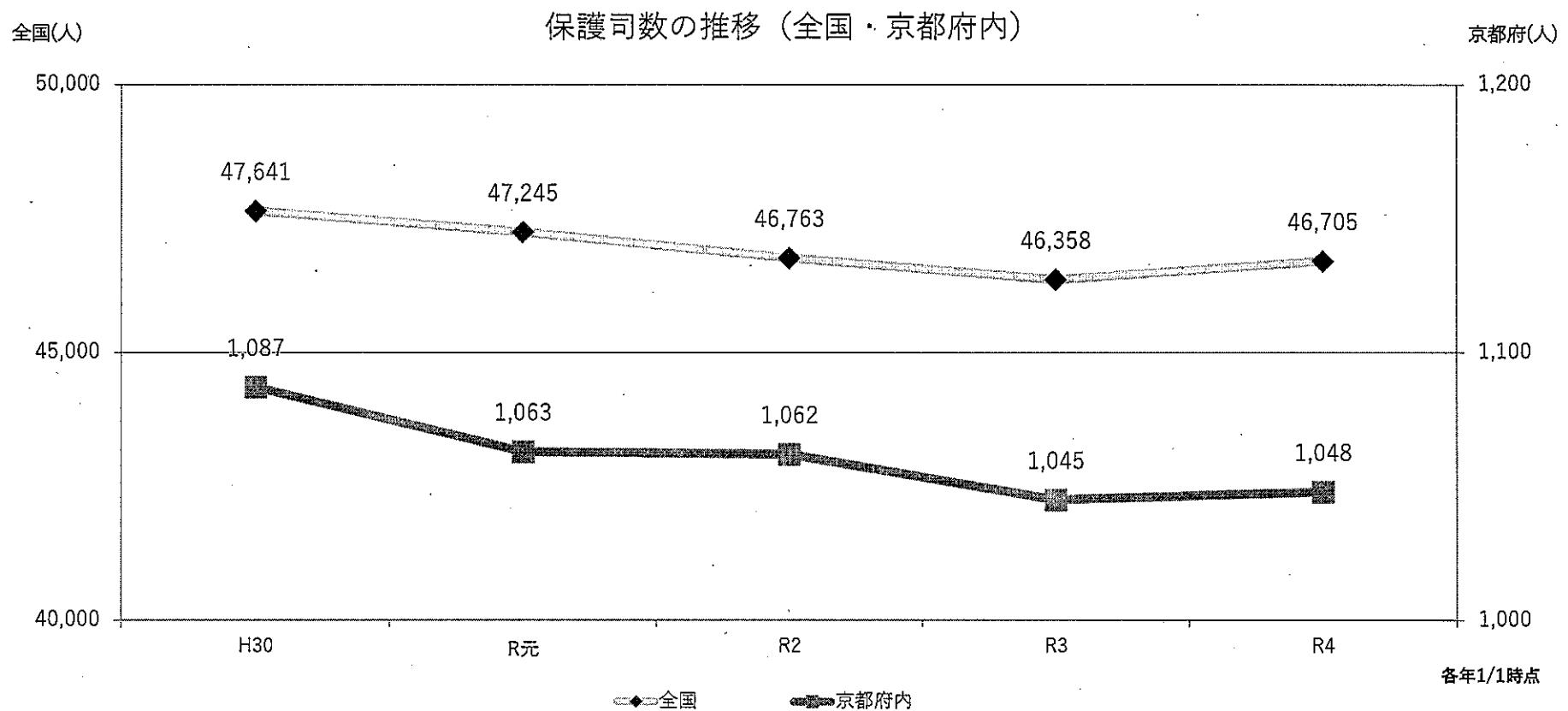
京都府内における協力雇用主は、令和5年4月時点では372社で業種別では、建設業が約5割を占める。



参考：京都府保護観察所資料

(11) 保護司数の推移

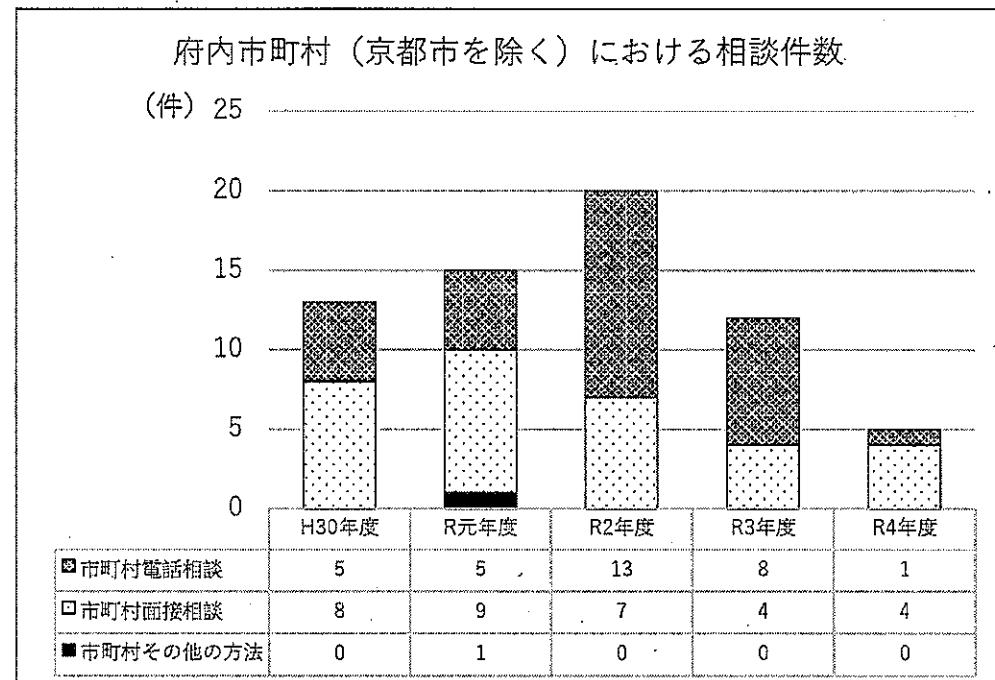
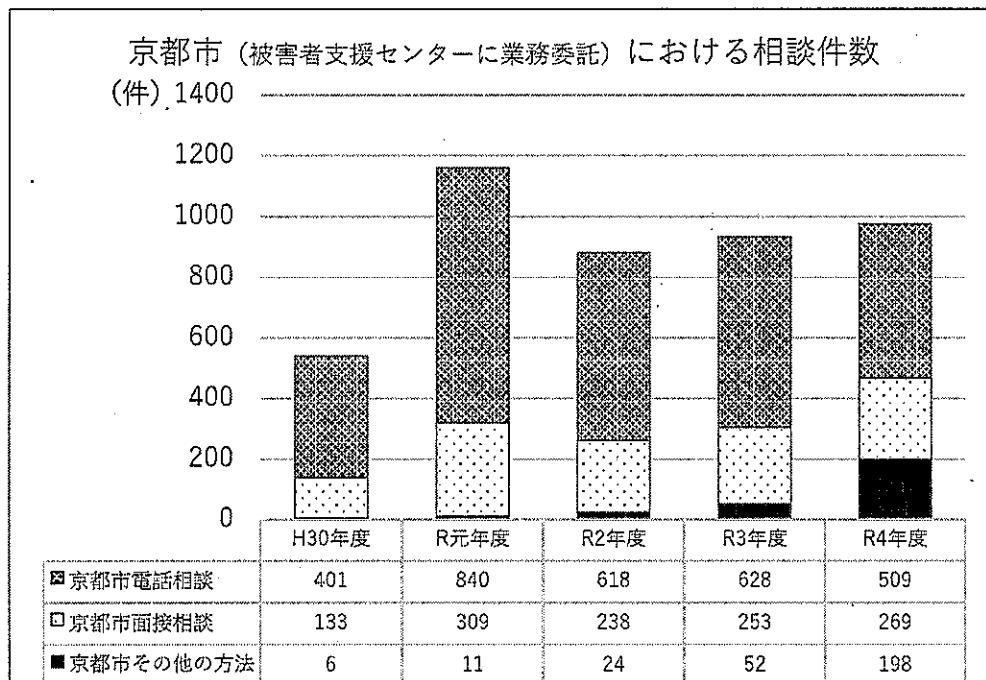
京都府内の保護司の人数は全国的な動きと同じく、年々減少しているところ、令和3年度から、保護司活動の年齢の上限が76歳から78歳に引き上げられたことから、令和4年は微増しているが、高齢化は顕著な状況



参考：再犯防止推進計画の参考指標に関するデータ（法務省資料）

(12) 市町村における被害者からの相談等

京都府内市町村窓口に被害者等が相談や見舞金の申請に訪れるケースは、かなり少ない状況である。
 (※京都市については、市の窓口ではなくセンターに業務を委託していることから、他の市町村と前提が異なる。)



【見舞金等の支給状況】

R元年度は京アニ事件により、
 京都市、宇治市で大幅に増加

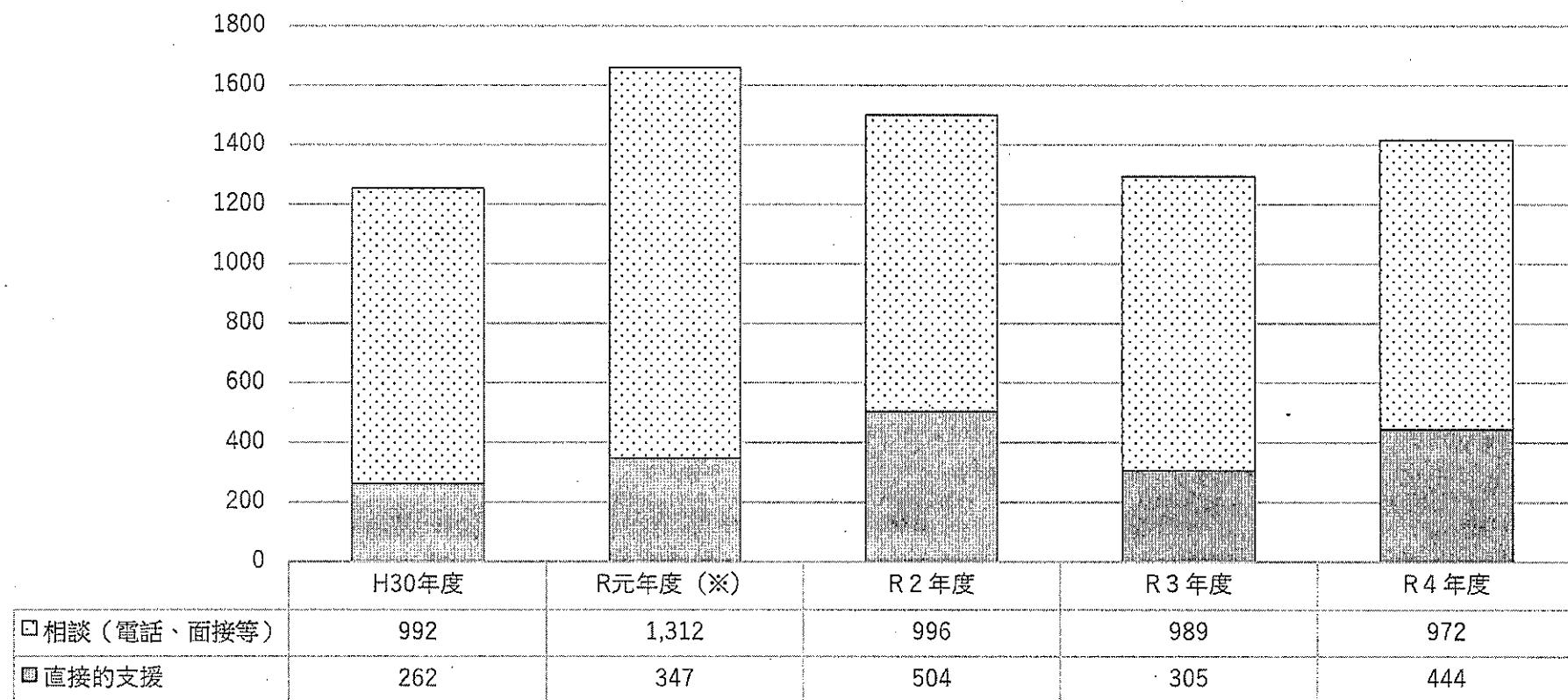
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
府内市町村見舞金等総数		2件／20万円	26件／640万円	12件／250万円	5件／130万円	6件／140万円
内訳	京都市生活資金給付金	0件／0円	9件／270万円	6件／180万円	3件／90万円	3件／90万円
	市町村見舞金	2件／20万円	17件／370万円	6件／70万円	2件／40万円	3件／50万円

(13) 京都犯罪被害者支援センターにおける相談等

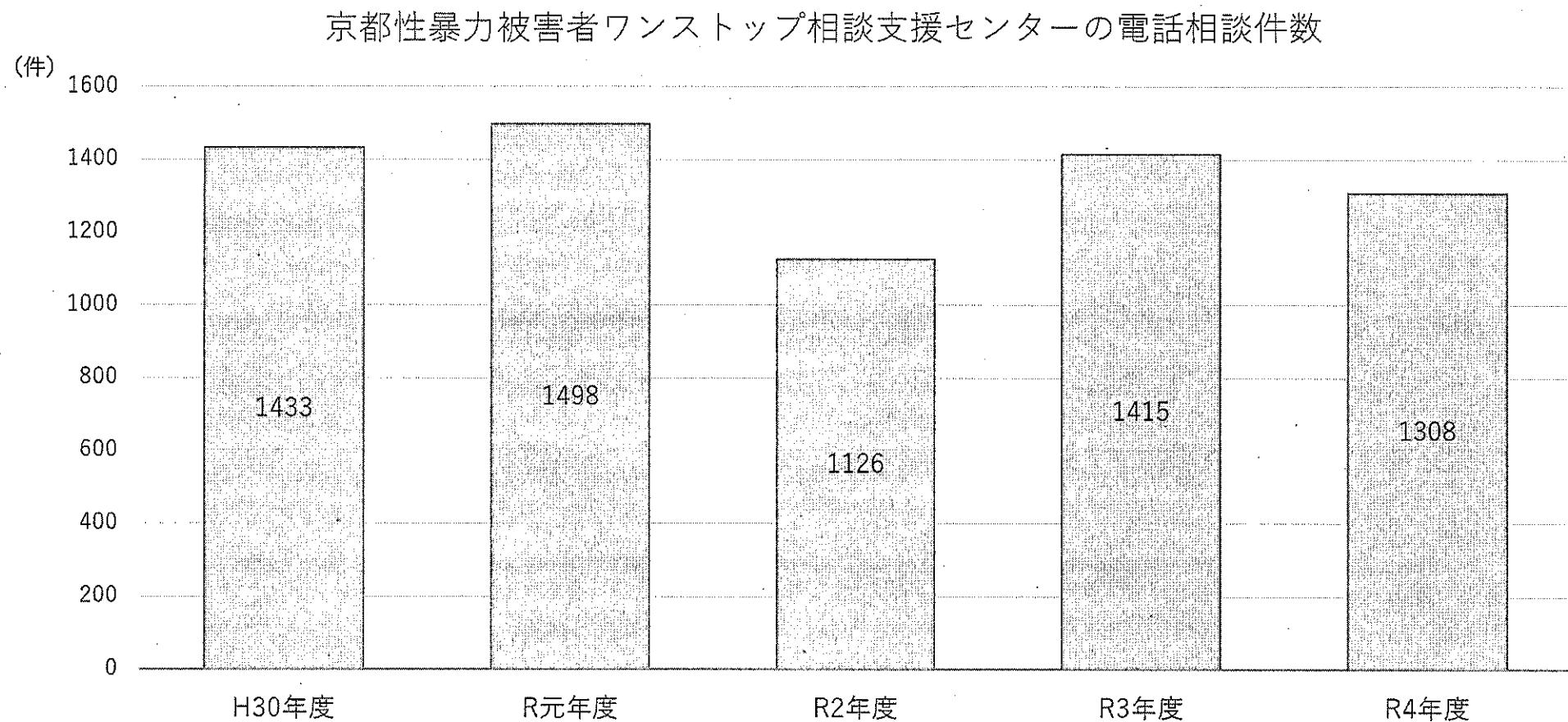
京都犯罪被害者支援センターにおける支援では、令和元年度から2年度は、京都アニメーション放火事件のために急増。近年は、病院や裁判への付添等の直接的支援が増加傾向にある。

(件)

京都犯罪被害者支援センターにおける支援

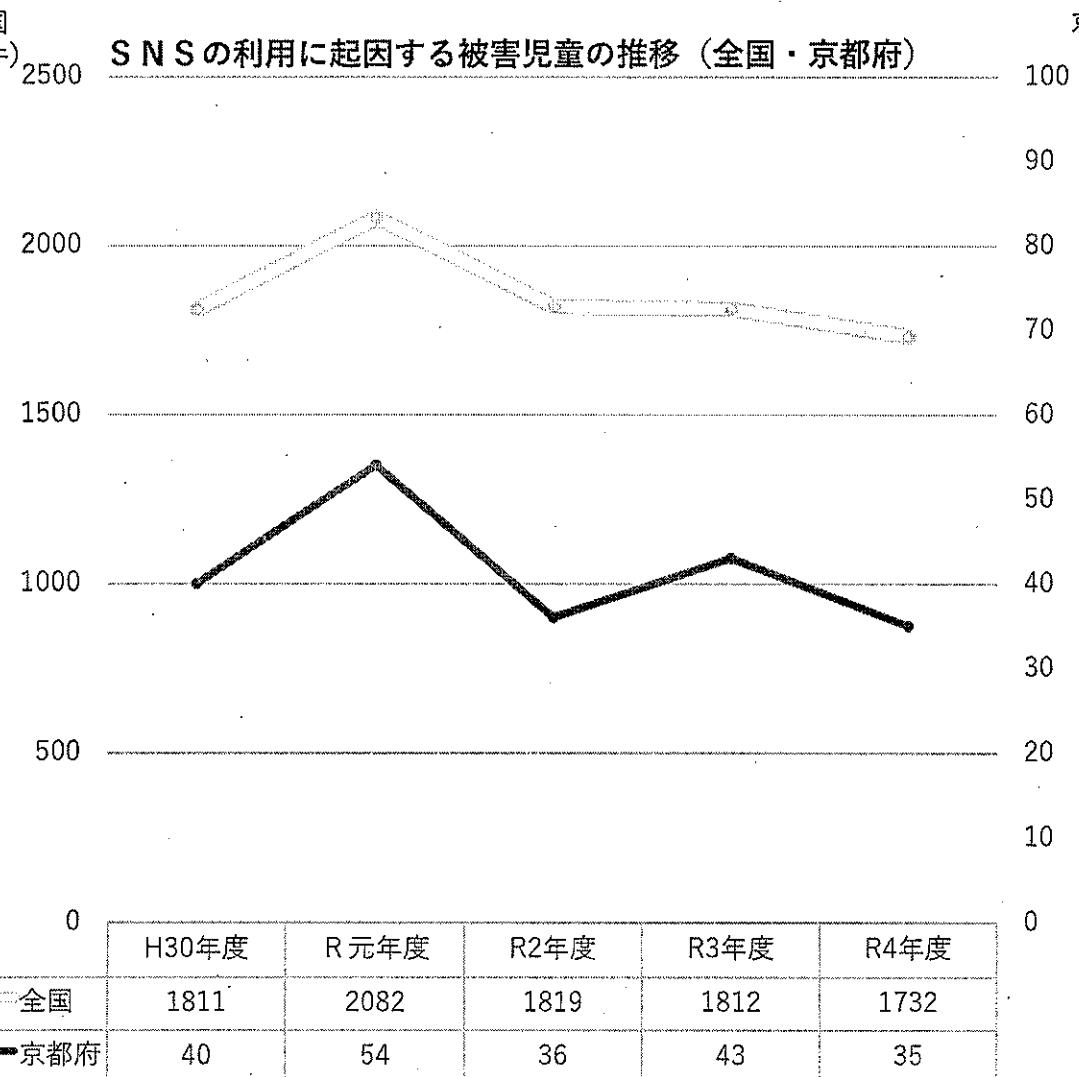


(14) 性暴力被害に関する相談等



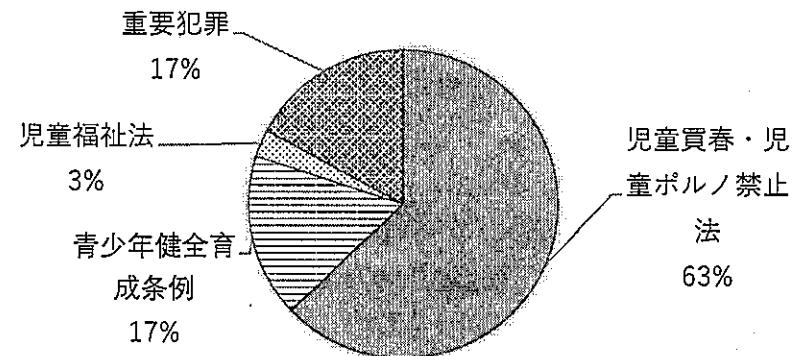
(15) SNSの利用に起因する子どもの被害

全国
(件)
SNSの利用に起因する被害児童の推移 (全国・京都府)

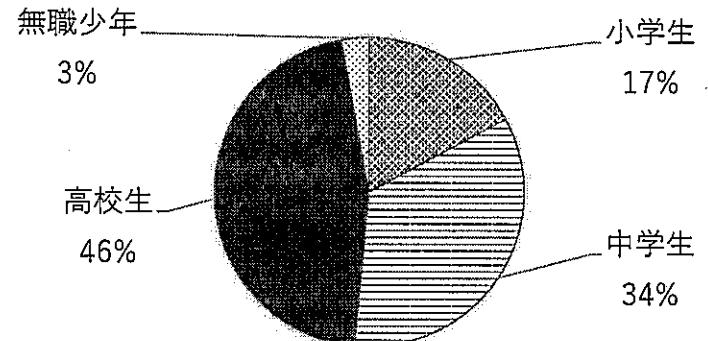


京都府
(件)

R4年度 罪種別内訳 (京都府)



R4年度 学識別内訳 (京都府)



参考資料2－2

京都府における社会情勢

出典：「京都府総合計画」参考データ（数値から見る京都）

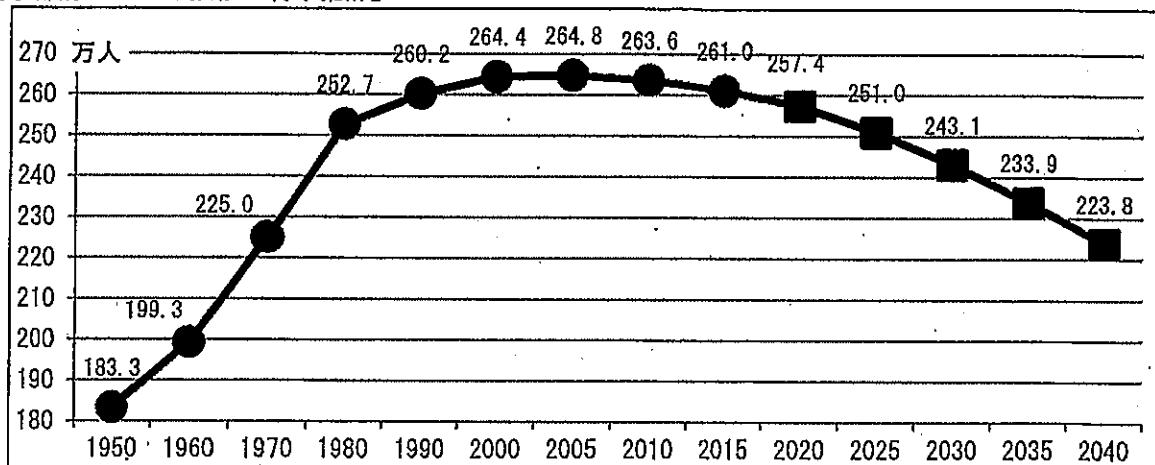
- (1) 人口減少と少子高齢化社会の本格化
- (2) グローバル化の進展
- (3) スマート社会の進展

(1) 人口減少と少子高齢社会の本格化

(京都府の人口推計)

平成30(2018)年3月に、平成27(2015)年の国勢調査結果に基づき発表された国立社会保障・人口問題研究所の推計（出生・死亡とも中位推計値）によると、京都府の総人口は、平成17(2005)年からの減少が今後も続き、その減少に歯止めがかからないとされました。

【京都府の人口の推移・将来推計】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 平成30(2018)年推計
昭和25(1950)年～平成27(2015)年は国勢調査による実績値)

(地域別的人口推計)

将来人口推計を京都市域と広域振興局単位の地域別に見ると、全ての地域で人口が減少する見込みとなっています。また、平成27(2015)年から令和22(2040)年にかけての減少率については、丹後地域の減少率が高く、近年の合計特殊出生率が府内でも高いとされる中丹地域でさえ2割を超える減少が見込まれます。

さらに、市町村別に見ると、人口の増加が見込まれる市町村もあり、令和22(2040)年の人口推計として平成27(2015)年比で、京田辺市は5%、木津川市は1.5%の人口増が見込まれています。その一方、笠置町、和束町、南山城村、伊根町においては人口減少率が50%を超えると見込まれ、近接する市町村の間でも状況が大きく異なる結果となっています。また、市町村内においても、人口が増える新興住宅地や再開発地域と、いわゆる高度経済成長期に建設され、高齢化や小世帯化が進む住宅団地や旧集落といった、それぞれに人口動態や生活上の課題が異なる地域を内包しています。

人口減少が令和22(2040)年以降も続くと推計される中、今後、特に集落の維持が困難になることが予想され、持続可能な地域づくりに向けて、府民生活やコミュニティを維持していくための対策が求められています。

【京都府の地域別の将来人口推計】

(単位：万人)

	2015	将来推計						2015年比較※
		2020	2025	2030	2035	2040		
京都府全体	261.0	257.4	251.0	243.1	233.9	223.8	▲37.2 (▲14.3%)	
京都市域	147.5	147.2	145.2	142.3	138.7	134.3	▲13.2 (▲8.9%)	
山城地域	70.4	69.4	67.4	64.8	61.7	58.5	▲11.8 (▲16.8%)	
南丹地域	13.7	13.0	12.3	11.5	10.6	9.8	▲4.0 (▲28.8%)	
中丹地域	19.7	18.8	17.9	17.0	16.0	15.0	▲4.6 (▲23.6%)	
丹後地域	9.7	9.0	8.3	7.5	6.8	6.1	▲3.6 (▲37.0%)	

(人口増加が見込まれる市町村)

山城 地域	京田辺市	7.1	7.3	7.5	7.5	7.5	7.4	0.4 (5.0%)
	木津川市	7.3	7.5	7.6	7.6	7.5	7.4	0.1 (1.5%)

(人口減少率が50%を超えると見込まれる市町村)

山城 地域	笠置町	0.14	0.12	0.10	0.08	0.07	0.06	▲ 0.08 (▲57.9%)
	和束町	0.40	0.35	0.30	0.26	0.22	0.18	▲ 0.21 (▲54.1%)
	南山城村	0.27	0.23	0.20	0.17	0.15	0.12	▲ 0.15 (▲54.8%)

丹後 地域	伊根町	0.21	0.19	0.16	0.14	0.12	0.10	▲ 0.11 (▲51.4%)
----------	-----	------	------	------	------	------	------	-----------------

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 平成30(2018)年推計)

※2015年と2040年との比較は、1人単位で計算しているため、万人単位で表記している上記表の数値の増減とは一致しない場合があります。(以下同じ。)

(高齢化の状況)

既に超高齢社会に突入しているといわれますが、京都府の将来人口推計における高齢化の予測を見ると、75歳以上の後期高齢者数は平成27(2015)年の約33.7万人が、令和12(2030)年に48.8万人とピークを迎え、令和22(2040)年には約46.0万人となり約12.3万人増加すると見込まれています。また、後期高齢者数の占める割合を見ると、平成27(2015)年の12.9%が、令和12(2030)年に20.1%に、令和22(2040)年には20.6%と上昇を続け、5人に1人が後期高齢者となる見込みです。

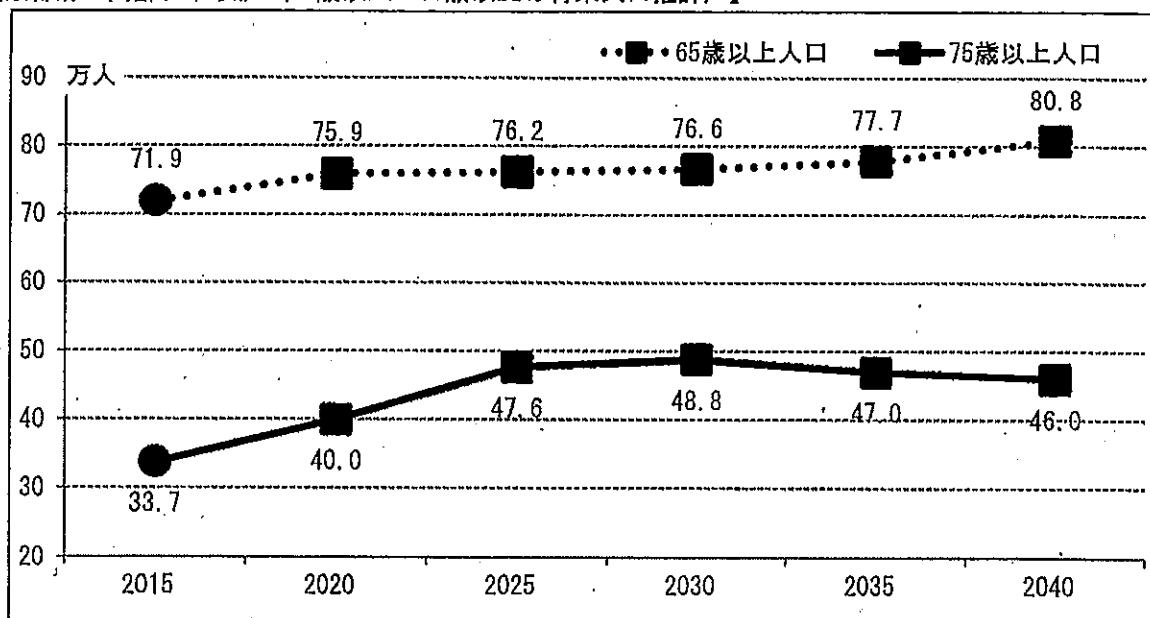
地域別の状況を見ると、中丹地域や丹後地域における後期高齢者数は、現在とほぼ同数と見込まれますが、総人口そのものが減少するため後期高齢者の占める割合は上昇していきます。その一方で、京都市域では7.7万人、約40%の増、山城地域では3.9万人、約49%の増と人数・構成比ともに上昇が見込まれます。

また、高齢化の進展は、介護を要する方の増加を伴います。

65歳以上の高齢者で要介護認定を受けている方の人数と認定率を見ると、平成27(2015)年の約14.0万人の19.5%が、令和22(2040)年には約22.6万人の28.0%と、約8.6万人増加すると見込まれています。さらに、認知症高齢者数についても、平成27(2015)年の約10.5万人が、令和22(2040)年には約19.9万人と、概ね2倍になると見込まれています。

こうした超高齢社会に対応していくためには、医療・介護体制の充実に加え、今まで以上に「予防」という観点に注力することが重要です。

【京都府の高齢化の状況（65歳以上・75歳以上の将来人口推計）】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 平成30(2018)年推計)

【京都府の高齢化の状況】

(単位：万人)

	2015	将来推計					2015年比較
		2020	2025	2030	2035	2040	
京都府の人口	261.0	257.4	251.0	243.1	233.9	223.8	▲37.2 (▲14.3%)
うち75歳以上	33.7	40.0	47.6	48.8	47.0	46.0	12.3 (36.3%)
(人口割合)	(12.9%)	(15.5%)	(19.0%)	(20.1%)	(20.1%)	(20.6%)	

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 平成30(2018)年推計)

【京都府の地域別の高齢化の状況】

(単位：万人)

	2015	将来推計					2015年比較
		2020	2025	2030	2035	2040	
京都市域 人口	147.5	147.2	145.2	142.3	138.7	134.3	▲13.2 (▲8.9%)
うち75歳以上	18.7	22.3	26.6	27.1	26.4	26.4	7.7 (41.1%)
(人口割合)	(12.7%)	(15.2%)	(18.3%)	(19.1%)	(19.0%)	(19.7%)	
山城地域 人口	70.4	69.4	67.4	64.8	61.7	58.5	▲11.8 (▲16.8%)
うち75歳以上	7.9	10.1	12.6	13.1	12.3	11.8	3.9 (48.5%)
(人口割合)	(11.3%)	(14.6%)	(18.7%)	(20.2%)	(20.0%)	(20.2%)	
南丹地域 人口	13.7	13.0	12.3	11.5	10.6	9.8	▲4.0 (▲28.8%)
うち75歳以上	2.0	2.2	2.6	2.7	2.7	2.5	0.6 (29.8%)
(人口割合)	(14.2%)	(16.9%)	(21.1%)	(23.9%)	(25.1%)	(26.0%)	
中丹地域 人口	19.7	18.8	17.9	17.0	16.0	15.0	▲4.6 (▲23.6%)
うち75歳以上	3.2	3.3	3.7	3.7	3.5	3.3	0.1 (4.1%)
(人口割合)	(16.1%)	(17.7%)	(20.7%)	(21.7%)	(22.0%)	(22.0%)	
丹後地域 人口	9.7	9.0	8.3	7.5	6.8	6.1	▲3.6 (▲37.0%)
うち75歳以上	1.9	2.0	2.2	2.1	2.0	1.9	▲0.0 (▲0.2%)
(人口割合)	(19.9%)	(22.2%)	(26.1%)	(28.3%)	(29.8%)	(31.5%)	

【2040年の市町村別の高齢化率（75歳以上人口）】

1	京田辺市	15.0%	11	舞鶴市	22.8%	21	宮津市	35.1%
2	大山崎町	16.8%	12	宇治田原町	23.2%	22	京丹波町	35.3%
3	木津川市	17.3%	13	城陽市	23.8%	23	伊根町	39.6%
4	長岡京市	17.3%	14	八幡市	23.9%	24	南山城村	40.9%
5	精華町	18.8%	15	亀岡市	23.9%	25	和束町	41.2%
6	福知山市	19.3%	16	井手町	27.1%	26	笠置町	45.7%
7	京都市	19.7%	17	綾部市	27.6%			
8	向日市	19.8%	18	南丹市	28.6%			
9	久御山町	22.6%	19	与謝野町	29.5%			
10	宇治市	22.6%	20	京丹後市	30.9%			

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 平成30(2018)年推計)

【要介護の高齢者の将来推計】

(単位：万人)

	2020	将来推計					2020年比較
		2025	2030	2035	2040		
要介護高齢者数	15.9	17.8	19.3	19.7	19.2	3.3	(82.8%)
認定率推計	21.0%	23.4%	25.2%	25.3%	23.8%		

(出典：京都府)

【認知症高齢者の将来推計】

(単位：万人)

	2012	2015	2020	2025	将来推計
認知症高齢者数	9.6	10.5	13.6	16.0	

※厚生労働省研究班による推計を基に京都府の高齢者数にあてはめて推計

(出典：京都府)

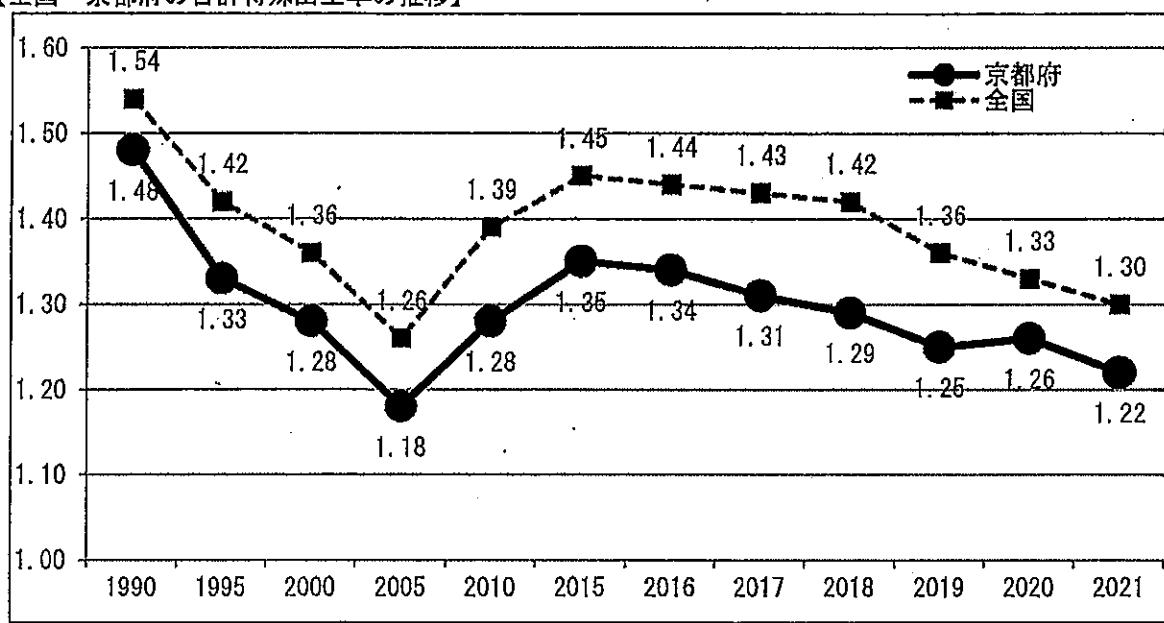
(少子化の状況)

一人の女性が、15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す「合計特殊出生率」の推移を見ると、全国・京都府とともに1970年代から右肩下がりとなっていたものが、平成17(2005)年を境に若干の回復の兆しを見せましたが近年は再び減少傾向にあります。

さらに、京都府の出生数の推移を見ると、今から約50年前の昭和50(1975)年は約4万人近くありましたが、その後右肩下がりとなり、令和3(2021)年には過去最低となりました。

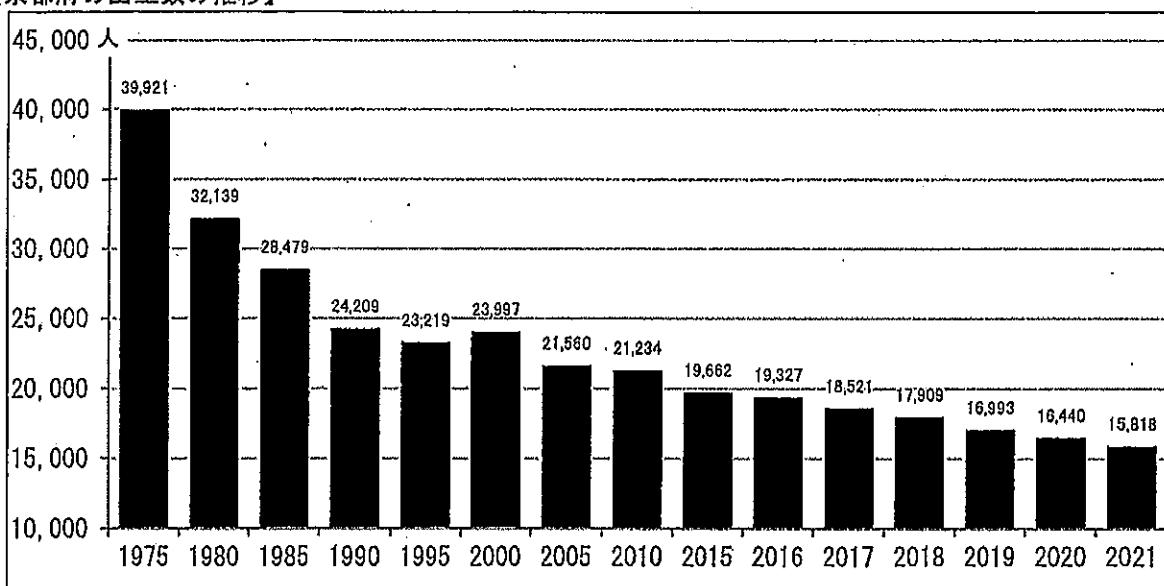
これらは、未婚化・晩婚化の進行、20代から30代の子育て世代の流出といった影響に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限の影響で出会い・婚姻数が減少し、さらに妊娠を控える動きも強まったことが原因と考えられています。

【全国・京都府の合計特殊出生率の推移】



(出典：厚生労働省 人口動態調査
人口動態統計月報年計)

【京都府の出生数の推移】



(出典：厚生労働省 人口動態調査
人口動態統計月報年計)

(生産年齢人口減少の社会経済への影響)

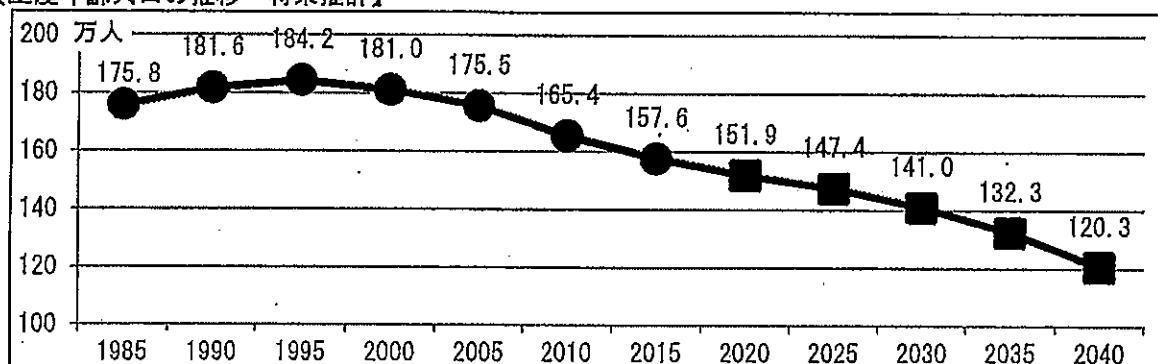
人口減少は経済成長の面にも大きな影響を及ぼします。京都府の15歳から64歳の生産年齢人口を見ると、ピーク時の平成7(1995)年の約184万人が令和2(2020)年には約120万人となり、約64万人の減少、率にして3割以上の減少が見込まれています。

有効求人倍率については、短期的には新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が大きく、令和2(2020)年から急激に低下し、完全な回復とはなっていません。

長期的には、労働市場における人手不足はさらに深刻化することが予想され、特に、中小企業では廃業のうち後継者難によるものが約3割に上っているなど、介護や福祉・医療の業種も含めて人材確保が大きな社会課題となっております。

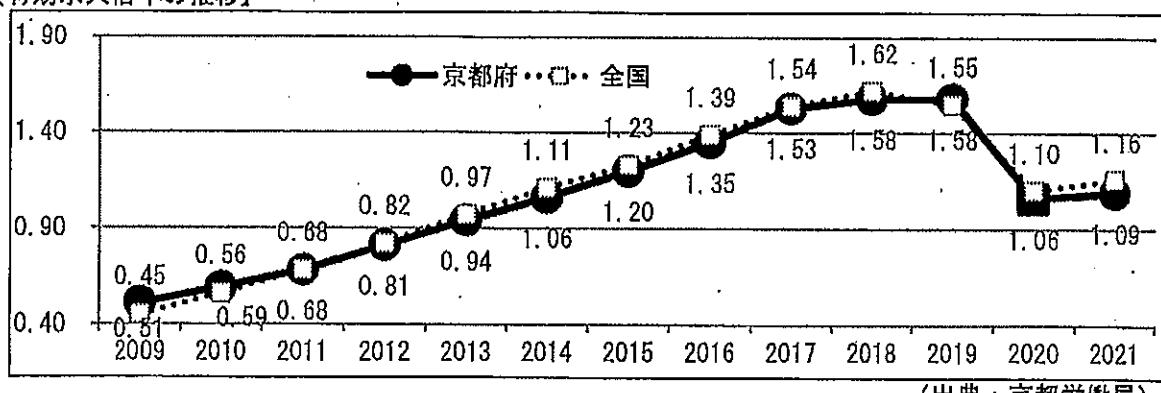
こうした課題を踏まえ、多様な人材の確保、働き方改革の推進、AIやICTの導入による効率化の促進により、人生100年時代にふさわしい生涯に渡って学び、働き続けることのできる社会の実現が求められております。

【生産年齢人口の推移・将来推計】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 平成30(2018)年推計)

【有効求人倍率の推移】



(出典：京都労働局)

(2) グローバル化の進展

(拡大する世界市場)

国連の世界人口予測によれば、毎年7千万人の人口増により、現在約76億人の世界人口は、令和12(2030)年に約86億人、令和22(2040)年に約92億人に達するとされ、引き続き、主としてアジア、アフリカの新興国を中心に、世界人口は増加し続けると予測されています。

京都府内の外国人居住者の状況を見ると、令和元(2019)年までは右肩上がりとなっていましたが、過去最高の約6万4千人に到達しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2

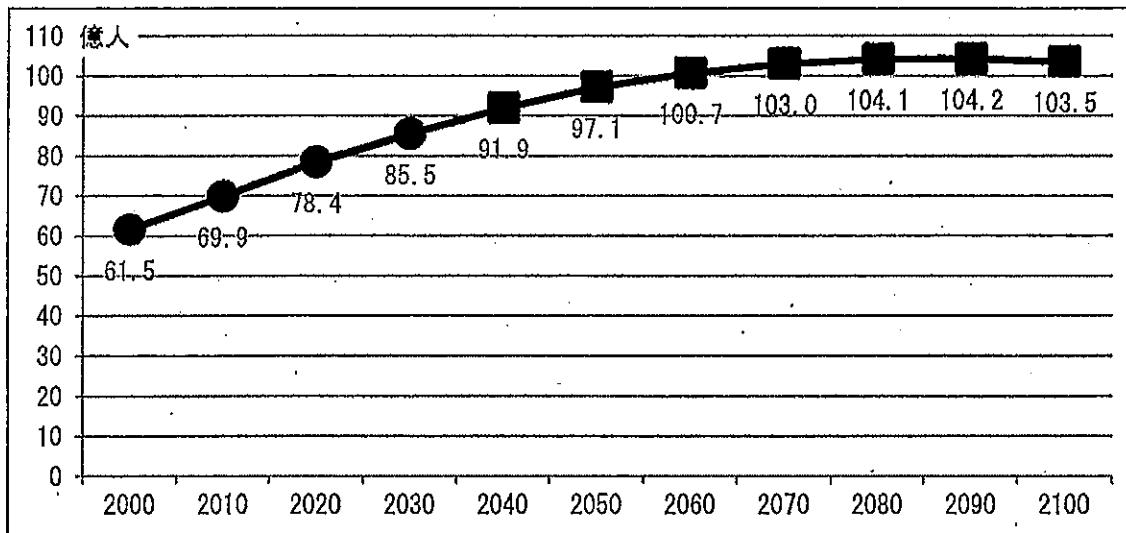
(2021)年には約5万8千人と減少傾向に転じました。一方、留学生の状況を見ると、コロナ禍においても大幅な減少は見られず、令和元(2019)年とほぼ同数を維持しています。京都府内の外国人宿泊者数については外国人居住者数と同様、平成26(2014)年の約187万人から平成30(2018)年には約460万人に達し大幅な増加を見せましたが、コロナ禍の甚大な影響を受けインバウンド需要が激減したことにより、令和2(2020)年には約46万人となりました。

令和2(2020)年に国が策定した「観光ビジョン実現プログラム2020」では、国内外の新型コロナウイルス感染症の状況を十分に見極めつつ、インバウンドの再開に備え、受入環境の整備や新たなコンテンツづくりに戦略的に取り組むことが掲げられており、コロナ禍収束後を見据えた新たな観光の在り方を追求する必要があります。

貿易面では、近畿2府4県の輸出入額の推移を見ると、令和元(2019)年の京都舞鶴港のコンテナ取扱量は過去最高を記録するなど、世界人口の増加や新興国の経済成長に好影響を及ぼしていましたが、コロナ禍の影響を受け、コンテナ取扱量は減少しました。

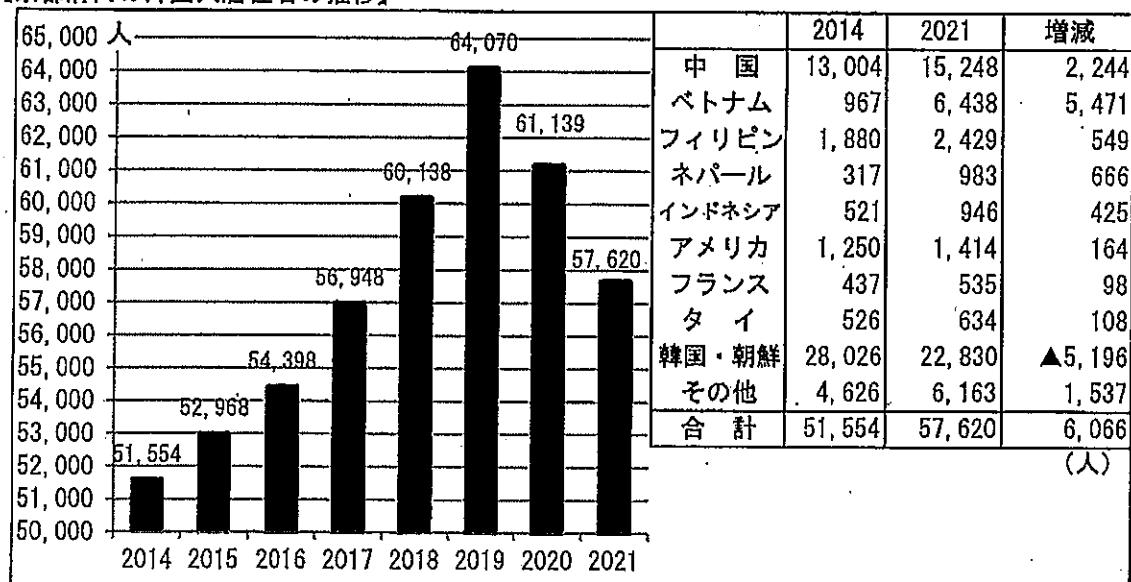
新型コロナウイルスの感染拡大は、近年のグローバリズムと相まって、サプライチェーンの寸断による貿易活動の縮小や新興・途上国の資本流出などを引き起こし、経済性・効率性による集中とリスクの併存というグローバリゼーションに伴う世界の構造変化を示しました。今後、デジタル化の加速やコロナテックの社会実装など新たな生活様式に向けた世界の変化が見られると予想されます。

【世界人口の将来予測】



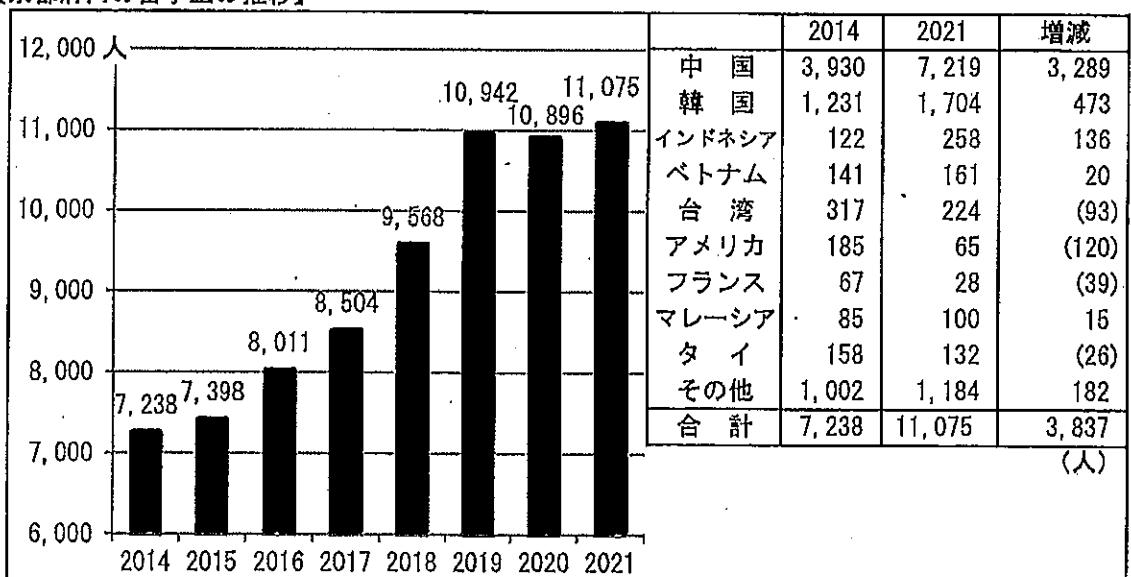
(出典：国際連合 世界人口予測 2022年報告書)

【京都府内の外国人居住者の推移】



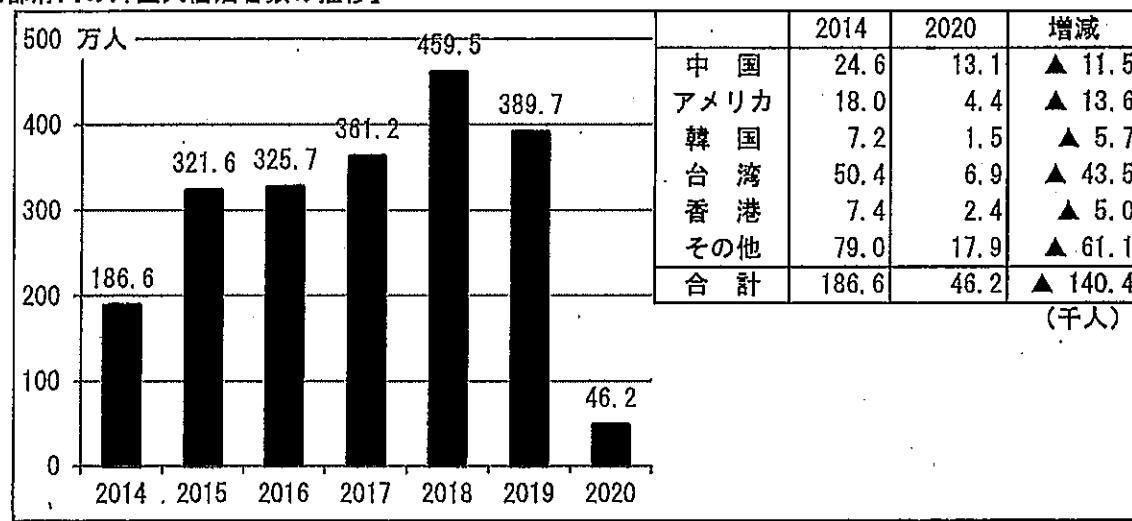
(出典：京都府)

【京都府内の留学生の推移】



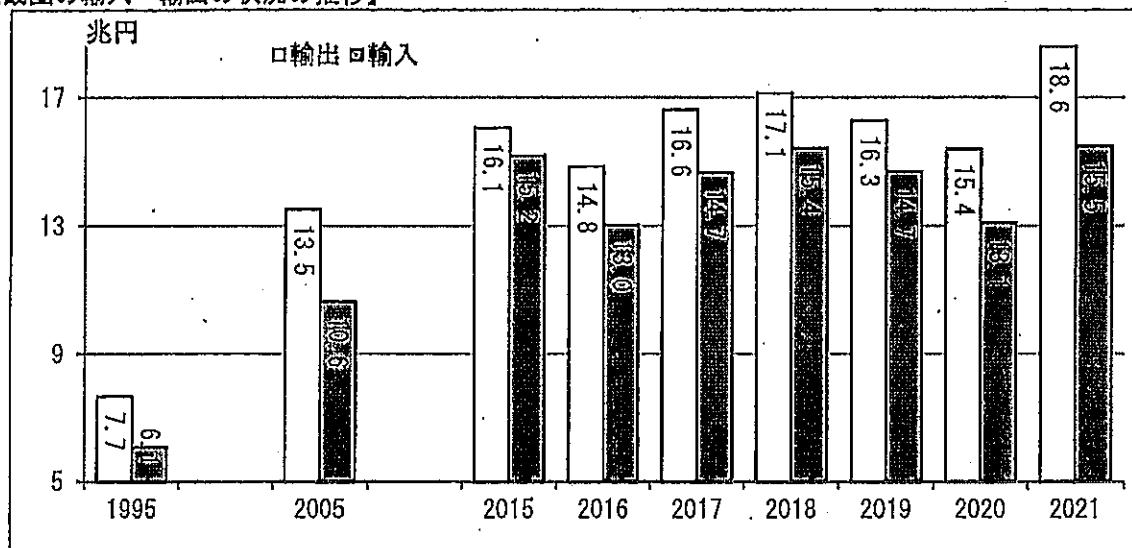
(出典：京都地域留学生交流推進協議会・留学生スタディ京都ネットワーク)

【京都府内の外国人宿泊者数の推移】

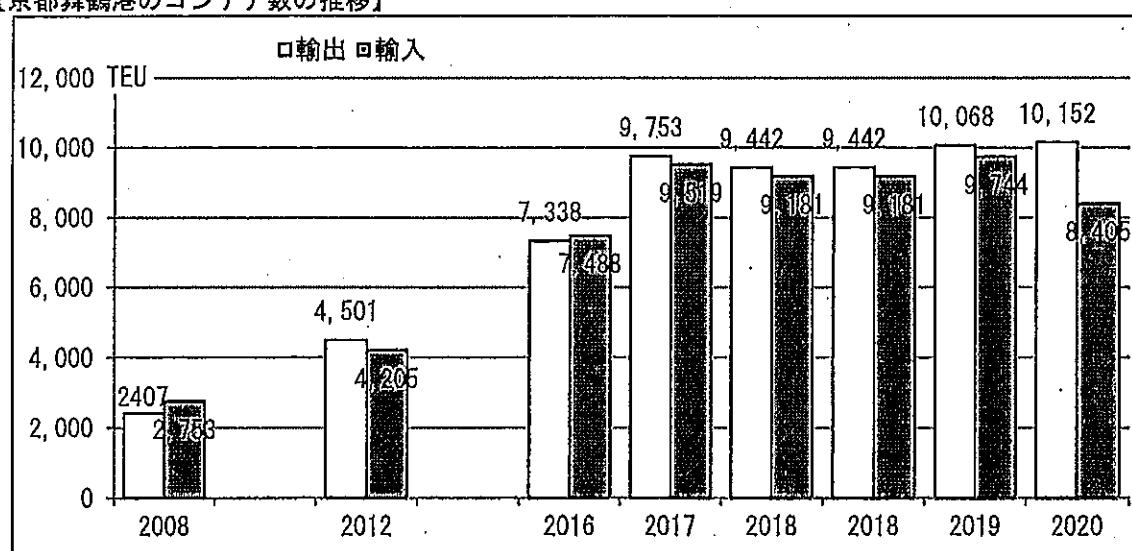


(出典：京都府)

【近畿圏の輸入・輸出の状況の推移】



【京都舞鶴港のコンテナ数の推移】



(3) スマート社会の進展

I C T の急速な進展と幅広い層への普及によって、人々のコミュニケーション手段の主流は、電話からメール・S N S へと移り変わってきました。平成29(2017)年には、スマートフォンを保有している世帯の割合が、固定電話・パソコンを保有している世帯の割合を初めて上回るなど、モバイル端末の普及が爆発的に進んでいます。

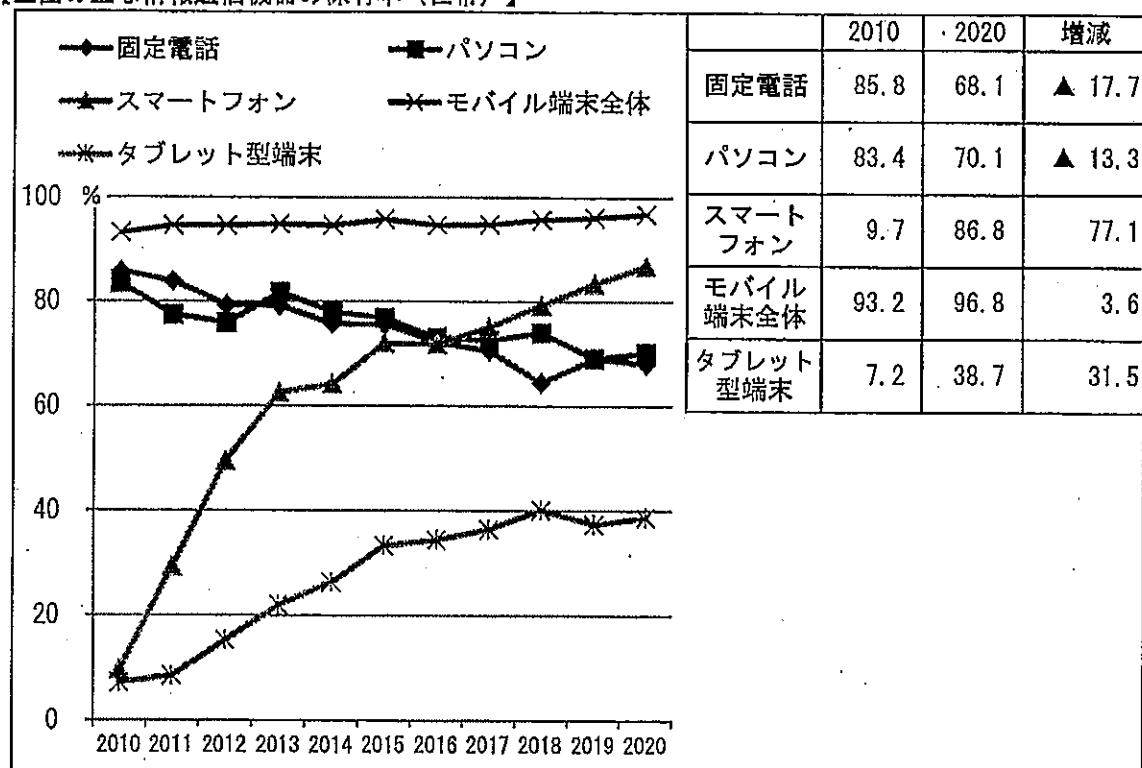
S N S の普及によって、人々が広く社会へ情報発信する手段を手にしたことで、これまでにない交流が生まれていますが、その反面、犯罪に使われてしまうケースもあるなど、様々な課題も生じています。

年齢別にインターネットの利用者の割合を見ると、60歳台で5人に4人が、70歳台では5人に3人がインターネットを利用する時代となりました。今後、この割合はますます高まると考えられますが、全ての人が利用しているわけではないという現実にも目を向ける必要があります。

また、電子マネーによる決済の推移を見ると、電子マネーの決済額は年々増加し、その結果、A T M等による現金の支払額は徐々に減少しています。日本は現金を持ち歩いても比較的安全であることや、現金主義が根強いなどの理由はあるものの、クレジットカードが社会に深く浸透したアメリカや、電子マネーが急速に普及する中国などの新興国、政府主導で電子マネーに転換したスウェーデンなどと比べると、キャッシュレスへの移行が遅いという指摘もあります。

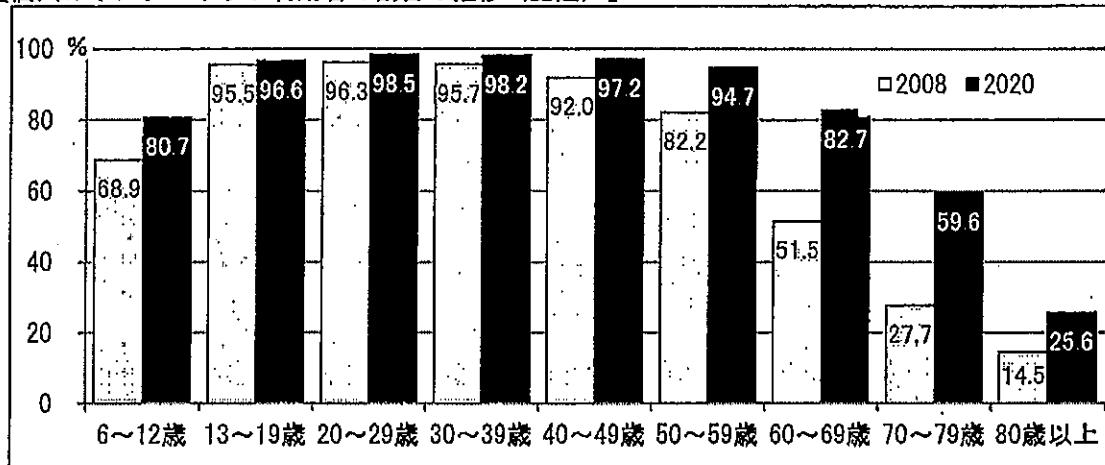
今後、こうした民間サービスの普及に加え、新しい時代のコミュニケーション手段をはじめとする最新のI C T を行政サービスに積極的に取り入れることで、利便性の向上を図ることが求められます。

【全国の主な情報通信機器の保有率（世帯）】



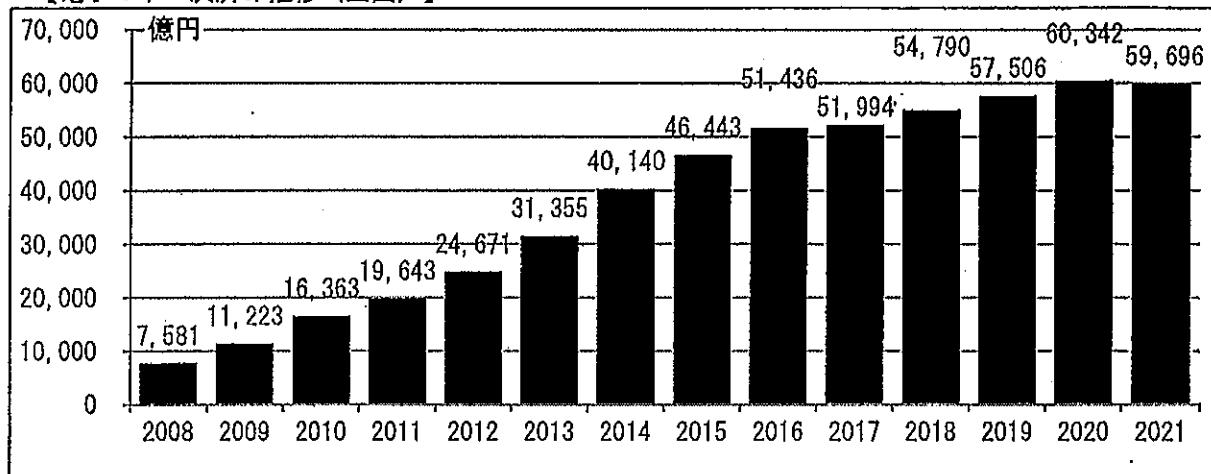
(出典：総務省 通信利用動向調査)

【個人のインターネット利用者の割合の推移（全国）】



(出典：総務省 通信利用動向調査)

【電子マネー決済の推移（全国）】



(出典：総務省 通信利用動向調査)

○京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

平成16年12月24日
京都府条例第42号

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例をここに公布する。

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 活動の推進(第5条—第10条)

第3章 安全の確保(第11条—第14条)

第4章 犯罪被害者等に対する支援(第15条—第17条)

附則

犯罪のない安心・安全な社会の実現は、私たちが未来に向かって前進していくための基盤であり、京都府民すべての願いである。

しかし、今日、利益の追求に走り秩序を逸脱した経済活動や有害な情報の氾濫、都市化の進展等を背景として、また、家庭や地域における人と人との絆^{はん}が弱まる中で、残念ながら私たちの願いに反して犯罪の低年齢化や凶悪化が進むなど、府民生活の安心・安全が脅かされ、京都の輝かしい未来を築く上で憂慮すべき事態となっている。

すべての府民が安心して安全に暮らせるまちづくりのため、府民生活の安定を図る行政施策とともに、地域住民の安全確保に向けた警察活動の強化が求められる。また、同時に、私たち府民も、健全な家庭や地域を再生し、一体となって犯罪の防止に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、互いの基本的人権を尊重しつつ一人ひとりが安心・安全なまちづくりのために不断の努力を行うことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすすべての犯罪の防止に関し、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進及び犯罪により被害を受けた者、その遺族等(以下「犯罪被害者等」という。)に対する支援を行うために必要な事項を定めることにより、府民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪のない安心・安全なまちづくり」とは、地域社会における府民、事業者及びボランティア団体(以下「府民等」という。)による犯罪の防止のための自主的な活動の推進並びに犯罪の防止に配慮した環境の整備を、個人のプライバシーの保護をはじめ基本的人権に最大限の配慮をしつつ、府、市町村及び府民等の連携及び協力の下に行うことをいう。

(府の責務)

第3条 府は、市町村及び府民等と連携及び協力をして、犯罪のない安心・安全なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援に関する計画を策定し、総合的な施策を実施する責務を有するものとする。

2 府は、前項の計画の策定及び施策の実施に当たっては、国、市町村、関係団体等との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 府は、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する市町村の施策の実施及び府民等の自主的な活動を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(府民及び事業者の役割)

第4条 府民及び事業者は、自ら安全の確保に積極的に努めるとともに、犯罪のない安心・安全なまちづくりについての理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 府民及び事業者は、犯罪を誘発し、又は助長するおそれのある行為を行わないよう努めるものとする。

3 府民及び事業者は、犯罪により他の者が危害を受け、又は受けるおそれがあると認められる場合等には、警察官への通報等、状況に応じた適切な措置を講じることにより、犯罪被害を防止し、又は最小限とするよう努めるものとする。

4 府民及び事業者は、様々な機会を通じて、地域社会の一員として、府が実施する犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 活動の推進

(推進体制の整備等)

第5条 府は、市町村及び府民等と協働して、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する総合的な施策を推進するための体制を整備するとともに、次に掲げる事項に関する業務等を行うものとする。

- (1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策の策定及び実施に必要な調査研究
- (2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するための府民等からの意見聴取
- (3) 犯罪の防止に係る相談
- (4) 犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する市町村の施策の実施及び府民等の自主的な活動に対する支援

(府民運動の推進)

第6条 府は、犯罪のない安心・安全なまちづくりのための取組が府民運動として展開されるよう、市町村及び府民等と協働して、地域社会における犯罪防止活動の推進に努めるものとする。

2 府は、前項の府民運動が円滑に推進されるよう、関係団体等に対し、情報提供など必要な支援を行うものとする。

3 警察本部長は、府民等が適切かつ効果的に犯罪の防止のための自主的な活動を推進できるよう、警察署の管轄区域ごとに犯罪に関する情報の提供を行うものとする。

(広報及び啓発)

第7条 府は、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する府民及び事業者の关心及び理解を深めるとともに、積極的な取組が促進されるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

2 府は、市町村、関係団体等が行う安心・安全なまちづくりについての広報及び啓発に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 府は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(府民防犯の日)

第9条 府民の防犯意識の向上と府民参加の取組による犯罪を発生させない環境づくりを推進するため、毎年7月10日を府民防犯の日とする。

2 府は、市町村及び府民等と連携及び協力をして、府民防犯の日から10日間において、犯罪のない安心・安全なまちづくりの機運を醸成するための活動を集中的に実施するものとする。

(顕彰)

第10条 府は、犯罪のない安心・安全なまちづくりに顕著な功績のあったものの顕彰を行うことができるものとする。

第3章 安全の確保

(子ども等の安全の確保)

第11条 府は、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策の実施に際しては、子ども、高齢者、障害者その他犯罪の被害を受けるおそれが高い者の安全の確保に特別の配慮をするよう努めるものとする。

(情報提供、啓発及び教育)

第12条 府は、府民等に対し、自ら安全の確保を図るための必要な情報の提供及び啓発に努めるものとする。

2 府は、学校、家庭及び地域社会と連携して、子どもが正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営む上で必要な教育や社会参画活動等の推進に努めるものとする。

(通学路等における安全の確保)

第13条 子どもの通学、通園等の用に供されている道路、子どもが日常的に利用している公園、広場等及び学校その他子どもの教育、学習、保育等の用に供される施設(以下「通学路等」という。)の管理者、子どもの保護者、地域住民並びに通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して通学路等における子どもの安全を確保するための必要な措置を講じよう努めるものとする。

(平17条例54・一部改正)

(施設等における防犯性の向上)

第14条 道路、公園、駐車場等の日常生活に関連する施設等を設置し、又は管理する者は、その施設等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講じよう努めるものとする。

第4章 犯罪被害者等に対する支援

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 府は、犯罪被害者等が平穏な生活を確保することができるよう、犯罪被害者等に対する必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 府は、前項の支援を効果的に推進するため、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

(推進体制の整備等)

第16条 府は、府民等と連携及び協力をして、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 府は、犯罪被害者等への支援を適正に行う団体に対し、その団体の活動を促進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第17条 府は、犯罪被害者等の支援に関し、府民の理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

○再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日)
(法律第百四号)

再犯の防止等の推進に関する法律をここに公布する。

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策

第一節 国の施策(第十一条—第二十三条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要なとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての关心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一條 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二條 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三條 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四條 国は、国を当事者の一方とする契約で國以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し國が対価の支払をすべきものを締結するに当たって、予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の國による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五條 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六條 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七條 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であつて自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八條 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

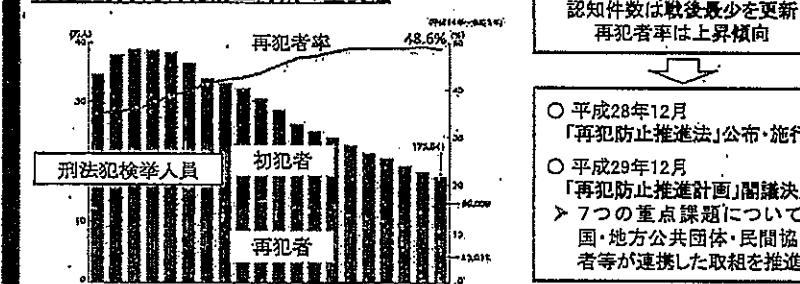
第二次再犯防止推進計画(概要)

計画期間:令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第三次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性

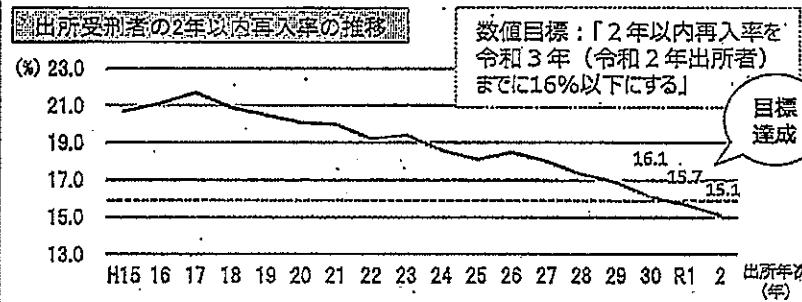


記録件数は歴後減少を更新
再犯者率は上昇傾向

- 平成28年12月「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月「再犯防止推進計画」閣議決定
→ 7つの重点課題について、国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期懲役者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(H3.10~)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30~R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり



数値目標:「2年以内再入率を
令和3年(令和2年出所者)
までに16%以下にする」

目標達成

第三次再犯防止推進計画の基本的方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“長い長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的な施策

① 就労・住居の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- ② 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ① 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉の支援のニーズの適切な把握と助換付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入り口支援の実施
- ② 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

⑥ 地域による包摵の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的な施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- | ①候補者中の再犯者数及び再犯者率 | ②新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予のある者の数及び割合 | ③出所受刑者の2年内に再入者数及び再入率 |
|--------------------------------------|------------------------------|----------------------|
| ④主な罪名・特性別2年内再入率 | ⑤出所受刑者の3年内に再入者数及び再入率 | ⑥主な罪名・特性別3年内再入率 |
| ⑦保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再犯分者数及び再犯率 | | |

○犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日)
(法律第百六十一号)

犯罪被害者等基本法をここに公布する。

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策(第十一一条—第二十三条)

第三章 犯罪被害者等施策推進会議(第二十四条—第三十条)

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。.

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穀を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス

及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第二百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名譽又は生活の平穀その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穀への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前項に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第4次犯罪被害者等基本計画

第1次～第3次犯罪被害者等基本計画における主な成果

- ・犯罪被害給付制度の拡充
- ・被害者参加制度の創設・拡充
- ・全都道府県へのワンストップ支援センターの設置
- ・損害賠償命令制度の創設
- ・カウンセリング費用の公費負担制度の整備
- ・全地方公共団体への総合的対応窓口の設置

第3次犯罪被害者等基本計画の評価

- 犯罪被害者等への中長期的な支援が必要
- 性犯罪や児童虐待等被害が潜在化しやすい被害者への支援が必要

第4次犯罪被害者等基本計画のポイント

① 地方公共団体における犯罪被害者等支援の充実

- 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施
- 地方公共団体の総合的対応窓口における公認心理師等の専門職の活用

② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける夜間休日コールセンターの設置等の体制強化
- 児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における児童福祉司、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実

③ 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

- 謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育等の充実
- 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の検討
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

④ 各々の犯罪被害者等に配慮した多様な支援

- 被害者支援連絡協議会等における連携の推進
- 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援
- インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応

京都府条例第8号

京都府犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策（第10条—第23条）

第3章 犯罪被害者等支援に関する推進体制（第24条・第25条）

第4章 雜則（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに府、府民、事業者、学校等及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の推進に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等により被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生じることのないよう十分に配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう推進されなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、府、市町村、国、府民、事業者、学校等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（以下この項において「学校」という。）及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、民間支援団体その他の関係者（以下「市町村等」という。）が連携し、及び協働して社会全体で推進されなければならない。

（府の責務）

- 第 4 条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村等と連携し、及び協働して取り組むものとする。
- 3 府は、市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策の策定及び実施を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（府民の責務）

- 第 5 条 府民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。
- 2 府民は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、事業活動において二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その従業者が犯罪等により被害を受けたと思われるときは、その就業に関し、必要な配慮を行わなければならない。
- 3 事業者は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（学校等の責務）

- 第 7 条 学校等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、教育活動等において二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。
- 2 学校等は、基本理念にのっとり、在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたと思われるときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるようにするため、その学校生活等に関し、必要な配慮を行わなければならない。
- 3 学校等は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（民間支援団体の責務）

- 第 8 条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するものとする。

2 民間支援団体は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(支援に関する計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）犯罪被害者等支援に関する基本方針

（2）犯罪被害者等支援に関する施策の目標

（3）犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 犯罪被害者等支援推進計画は、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年京都府条例第42号）第3条第1項に規定する犯罪被害者等に対する支援に関する計画と一体のものとして策定するものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定めるに当たっては、犯罪被害者等及び府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

5 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、犯罪被害者等支援推進計画の変更について準用する。

7 知事は、毎年、犯罪被害者等支援推進計画に基づく犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第10条 府は、犯罪被害者等が、その受けた被害（二次被害を含む。第19条第1項を除き、以下この章において同じ。）を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

(日常生活の支援)

第11条 府は、犯罪被害者等の早期かつ円滑な生活の再建には、犯罪等の被害により現に支障を来している日常生活の再建が重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等が、その置かれている状況に応じて、家事、育児等に関する支援を受けることができるようするため、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 府は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響（二次被害によるものを含む。）から早期に回復できるようするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講じるものとする。

(安全の確保)

第13条 府は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害（再被害を含む。）を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第 14 条 府は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、京都府府営住宅条例（昭和 42 年京都府条例第 10 号）第 1 条に規定する府営住宅等への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第 15 条 府は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止のための配慮及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めることができるようにするため、広報及び啓発その他の必要な施策を講じるものとする。

(経済的負担の軽減)

第 16 条 府は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援)

第 17 条 府は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事手続等の過程において、名譽又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるようにするため、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための研修の実施、犯罪被害者等支援に精通している弁護士への相談の機会の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(損害賠償請求に関する情報の提供等)

第 18 条 府は、犯罪被害者等の損害賠償の請求を適切かつ円滑に行うことができるよう、損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(大規模な事案における支援)

第 19 条 知事は、犯罪等により多数の人の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすような大規模な事案が発生した場合には、市町村、警察及び民間支援団体と協働して緊急に行う必要がある犯罪被害者等支援（次項及び第 24 条第 2 項において「緊急支援」という。）を実施することができるよう、これに必要な態勢を整えるものとする。

2 府は、前項の態勢の下において、当該事案に応じた適切な緊急支援を実施するほか、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことの助けとなるよう、市町村等との連携及び協力の下に、義援金の募集及び配分その他の必要な施策を講じるものとする。

(府内に住所を有しない者等への支援)

第 20 条 府は、府内で発生した犯罪等により府内に住所又は居所を有しない者が被害を受けた場合においても、当該犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるよう努めるものとする。

2 府は、前項の施策を講じるに当たっては、当該犯罪被害者等が住所又は居所を有する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体との連携及び協力に努めるものとする。

(インターネットを通じて二次被害を受けた者への支援)

第21条 府は、犯罪被害者等が受ける二次被害に係る事案のうち、インターネット上の誹謗中傷の事案については、その特性を踏まえ、国、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び協力して、当該犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、専門的な知識を有する者の紹介、弁護士への相談の機会の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第22条 府は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

2 府は、犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）が支援を行うことにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷等を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

(府民等の理解の増進)

第23条 府は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止のための配慮及び犯罪被害者等支援の必要性について府民等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等がその被害に係る相談その他の支援の求めをしやすい環境を醸成し、犯罪被害者等支援が社会全体で推進されるよう、市町村、学校等、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び協働して、広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講じるものとする。

2 府は、前項の施策を講じるに当たっては、犯罪被害者等が直面している各般の問題、その置かれている状況等を府民等が聞くことができる機会の提供に努めるものとする。

第3章 犯罪被害者等支援に関する推進体制

(支援調整会議)

第24条 知事は、市町村、警察及び民間支援団体と一体となった犯罪被害者等支援を推進するため、関係市町村その他の関係行政機関及び関係民間支援団体（以下「関係機関等」という。）により構成される犯罪被害者等支援のための調整会議（以下「支援調整会議」という。）を置くものとする。

2 支援調整会議は、犯罪被害者等が必要な支援等を受けることができるようにするために必要な情報の交換を行うとともに、犯罪被害者等支援（第19条第1項に規定する大規模な事案が発生した場合における緊急支援を含む。）の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、犯罪被害者等から府、市町村、警察又は民間支援団体のいずれに支援の求めがあった場合においても、関係機関等が相互に連携を図りながら必要な協議が行われるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第25条 府は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、市町村、大学、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び協働して、犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保を図るために研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

第4章 雜則

(財政上の措置)

第26条 府は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部設置要綱

(目的)

第1条 府、市町村及び府民等（府民、事業者及びボランティア団体をいう。以下同じ。）の協働により、府民が安心して安全に暮らせることができる社会を実現するため、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年京都府条例第42号）第5条の規定により、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(事業)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 府民等との情報共有、意見交換に関する事。
 - (2) 府民等の自主的な防犯活動の支援に関する事。
 - (3) 市町村に対する防犯活動の技術的助言等の支援に関する事。
 - (4) 防犯に関する調査研究に関する事。
 - (5) その他推進本部の目的を達成するための活動に関する事。
- 2 推進本部は、事業の推進に当たっては、市町村及び府民等と緊密な連携及び協働に努めるものとする。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、犯罪のない安心・安全なまちづくりの事務を担任する副知事、教育長及び警察本部長の職にある者とする。
- 4 本部員は、別表1に掲げる府の職にある者及び別表2に掲げる団体の構成員とする。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長に事故あるときは、あらかじめその指名する副本部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 推進本部の会議は、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する総合的な施策の推進について審議する。
- 3 本部長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(テーマ別会議)

第6条 推進本部に、特定の課題や事業の推進等を検討する会議（以下「テーマ別会議」という。）を置くことができる。

- 2 テーマ別会議は、課題等に応じた本部員及び府の関係する課（室）をもって組織する。
- 3 テーマ別会議に議長を置き、関係団体の互選によりこれを定める。
- 4 テーマ別会議は、議長が招集し、主宰する。
- 5 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（幹事会）

第7条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は文化生活部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は幹事長が招集し、主宰する。
- 6 幹事長は、必要がある時は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（府内連絡会議）

第8条 総合的、具体的な施策推進のため、府内連絡会議を置く。

- 2 府内連絡会議は、別表4に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 府内連絡会議に事務局長を置き、安心・安全まちづくり推進課長の職にあるものももって充てる。
- 4 府内連絡会議は、事務局長が具体的な施策に応じた関係課（室）長等を招集し、主宰する。
- 5 事務局長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第9条 推進本部の庶務は、文化生活部安心・安全まちづくり推進課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に關し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

推進本部員	
■ 本部長	知事
■ 副本部長	担当副知事 教育長 警察本部長
■ 本部員	< 知事部局 > 山城広域振興局長 南丹広域振興局長 中丹広域振興局長 丹後広域振興局長 文化生活部長 健康福祉部長 建設交通部長
	< 教育庁 > 教育次長
	< 警察本部 > 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 京都市警察部長

17名

別表 2

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部参加団体

種別	構成団体
学校・幼稚園等 関係団体	京都府小学校長会 京都府公立中学校長会 京都府公立高等学校長会 京都府私立中学高等学校連合会 京都府 P T A 協議会 京都府立高等学校 P T A 連合会 京都市 P T A 連絡協議会 京都府国公立幼稚園長会 公益社団法人京都府私立幼稚園連盟 京都府公立幼稚園 P T A 連絡協議会 京都府私立幼稚園 P T A 連合会 一般社団法人京都府保育協会 学習塾防犯連絡会議 京都府私立小学校連合会 公益社団法人京都市保育園連盟
福祉・民生団体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 京都府民生児童委員協議会 京都市民生児童委員連盟
地域ボランティア団体	きょうと地域創生府民会議 京都府連合婦人会 京都市地域女性連合会 一般財団法人京都府老人クラブ連合会 一般社団法人京都市老人クラブ連合会 公益社団法人京都府青少年育成協会 一般社団法人京都ボランティア協会 公益社団法人京都府防犯協会 連合会京都府少年補導連絡協議会 京都府防犯推進委員連絡協議会

事業者団体	京都府商工会議所連合会 京都府商工会連合会 京都府中小企業団体中央会 京都商店連盟 特定非営利活動法人京都府防犯設備士協会 一般社団法人京都府トラック協会 一般社団法人京都府タクシー協会 全京都個人タクシー共済協同組合 協同組合京都個人タクシー協会 一般社団法人日本自動車連盟京都支部
行政関係	京都市 京都府市長会 京都府町村会 京都市教育委員会 京都府市町村教育委員会連合会 京都府 京都府教育委員会 京都府警察本部
計	47団体

別表 3

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部幹事会

知事部局
企画理事
山城広域振興局長
南丹広域振興局長
中丹広域振興局長
丹後広域振興局長
知事室長
職員長
会計管理者
危機管理部長
総務部長
総合政策環境部長
文化生活部長
健康福祉部長
商工労働観光部長
農林水産部長
建設交通部長
教育庁
教育次長
警察本部
総務部長警務部長
生活安全部長
地域部長
刑事部長
交通部長
警備部長
京都市警察部長

別表 4

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部

府内連絡会議

部 局	課・室	摘要
山城広域振興局	地域連携・振興部総務防災課長	地域連携対策
南丹広域振興局	地域連携・振興部総務防災課長	地域連携対策
中丹広域振興局	地域連携・振興部総務防災課長	地域連携対策
丹後広域振興局	地域連携・振興部総務防災課長	地域連携対策
知事直轄組織	秘書課長 広報課長 職員総務課長 会計課長	(主管課) 府民への広報、情報発信 (主管課) (主管課)
危機管理部	危機管理総務課長 災害対策課長 原子力防災課長	防災(主管課) 災害対策 原子力安全対策
総務部	総務調整課長 自治振興課長 入札課長	(主管課) 市町村との連携 暴力団排除
総合政策環境部	政策環境総務課長 情報政策課長 大学政策課長	(主管課) 統合型G I S活用 大学連携
文化生活部	文化生活総務課長 人権啓発推進室参事 文教課長 安心・安全まちづくり推進課長 男女共同参画課長 消費生活安全センター長 府民総合案内・相談センター長	地域力再生(主管課) 府民への人権啓発 子どもの安全 DV 消費生活 府民からの相談
健康福祉部	こども・青少年総合対策室長 健康福祉総務課長 地域福祉推進課長 家庭支援課長	子どもの安全 セーフコミュニティ(主管課) 出所者の福祉的支援 子どもの安全、少年非行、DV
商工労働観光部	産業労働総務課長 中小企業総合支援課長	(主管課) 商店街の安全
農林水産部	農政課長	(主管課)
建設交通部	監理課長 指導検査課長 道路管理課長 住宅課長	(主管課) 暴力団排除 交通安全施設 防犯環境整備
教育委員会	総務企画課長 学校教育課長 特別支援教育課長 高校教育課長 保健体育課長 社会教育課長	(主管課) 子どもの安全、少年非行 子どもの安全、少年非行 子どもの安全、少年非行 子どもの安全 少年非行
警察本部	警務課長 広報応接課長 生活安全企画課長 人身安全対策課長 少年課長 サイバー企画課長 地域課長 刑事企画課長 組織犯罪対策第一課長 組織犯罪対策第二課長 組織犯罪対策第三課長 組織犯罪対策第二課特殊詐欺対策室長 交通企画課長 警備第一課長 外事課長 京都市警察部企画課長	治安総合対策(主管課) 広報・相談 犯罪抑止対策、子ども安全対策 ストーカー・DV対策、女性安全対策 少年非行防止対策 サイバー犯罪対策 予防・検挙 犯罪情勢の分析 組織犯罪対策 暴力団対策 薬物乱用防止対策 特殊詐欺総合対策 交通安全対策 災害等の警備対策 国際テロ対策 京都市との連携

別紙

京都府犯罪のない安心・安全まちづくり推進本部

平成 13 年 10 月 11 日設置

平成 18 年 6 月 21 日改正

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 6 月 7 日改正

推進本部会議

- 本部長：知事
- 副本部長：担当副知事、教育長、警察本部長
- 本部員：広域振興局長、関係部長
教育次長、警察本部関係部長
関係団体 } (別表 1)
- 事務局：安心・安全まちづくり推進課

条例第 5 条に基づく犯罪のない安心・安心まちづくりに関する総合的な施策推進

テーマ別会議

- 議長：関係団体による互選
- 組織：本部員及び府の関係する課(室)

課題の調査・研究、実行検討

幹事会

- 府内関係部局長 (別表 3)

横断的な施策の検討

府内連絡会議

- 府内関係課(室)長等 (別表 4)

横断的な施策の具体的な推進

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

京 都 府

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の背景	1
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

1 基本目標	5
2 現状と課題・具体的施策	5

第3章 再犯防止施策の推進

1 基本目標	13
2 現状と課題・具体的施策	13

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

1 基本目標	19
2 現状と課題・具体的施策	19

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備	22
2 施策の実施	23

<参考>

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿	24
2 検討経過	24
3 統計資料	25

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の背景

(1) 条例制定とそれ以降の取組経過

犯罪等により府民生活の安心・安全が脅かされ、また、犯罪被害者等に対する支援や社会における理解が十分とはいえない状況を踏まえて、平成16年12月、京都府議会において全会派一致により、議員提案による初の政策的内容の条例として、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」(平成16年条例第42号。以下「条例」という。)が制定されました。

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」は、この条例に基づき、京都府が犯罪のない安心・安全なまちづくりと犯罪被害者等に対する支援に関する総合的な施策を実施するために、平成17年12月に5箇年計画として策定し、前回は平成27年度から平成30年度までの計画として改定し、この計画を具体化するため、アクションプランを策定し、取組を推進してきました。

計画期間の満了を迎え、前回計画の基本目標である「刑法犯認知件数を3万件以下に定着させる」(防犯関係)を達成し、「犯罪被害者等基本計画を踏まえた総合的な支援」(被害者支援関係)も推進することができたことから、これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢等の変化に対応し、新たに再犯防止に関する計画を加えて本計画を改定するものです。

(2) 犯罪等に関する社会情勢の変化

ア. 犯罪等の情勢

全国における刑法犯の認知件数は、平成8年から平成14年にかけて増加し続け、同年には約285万件に達しました。平成15年からは減少に転じ、平成28年には996,120件と戦後初めて100万件を下回り、平成29年は915,042件と更に減少、対前年でマイナス8.1%、ピーク時(平成14年)と比べるとマイナス67.9%となっています。

京都府においても同様に、平成14年(65,082件)をピークとして減少傾向にあり、平成29年には、18,603件と戦後最少を更新しました。対前年でマイナス9.2%、ピーク時(平成14年)と比べるとマイナス71.4%と、全国を上回る率で減少しています。

イ. 犯罪等をめぐる社会情勢

我が国は、世界に類を見ない経済発展を遂げ、快適な生活環境を実現した一方、急速なグローバル化により、我々を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化する価値観を包摂し、ともに支え合う共生社会の実現が求められています。

また、少子高齢化、核家族化による高齢者の単独世帯の増加等、家庭での親子間のコミュニケーションや地域における近所づきあいの減少等、人間関係が希薄化し、家族関係をはじめ、地域における紛争が弱まってきており、従来、地域社会が持っていた犯罪に対する抑止機能が低下しているため、急速な社会の進展に伴い地域課題が山積する中、多様な主体が連携・協働するなど、新たなコミュニティの形成が必要となっています。

さらに、インターネット通信網の整備やスマートフォンの普及は、人と人とのコミュニケーションの形を変え、インターネットが日常生活に必要不可欠な社会基盤として定着しましたが、違法・有害情報が氾濫し、SNSの普及により、青少年が性犯罪の被害者となったり、いじめやトラブル等に巻き込まれたりする事案が見られるなど、大きな社会問題となっています。

また、再犯の防止等に関する取組は、2020年に京都で開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(コングレス)の重要な論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されています。

ウ. 京都府の状況・特性

京都府における刑法犯の認知件数は、平成 16 年以降 13 年連続で減少し、平成 29 年には、18,603 件と戦後最少となりましたが、府民が身近に不安を感じる侵入窃盗、ひったくり等は依然として発生し、認知件数の約 4 分の 1 を自転車盗が占めています。

また、平成 29 年中、高齢者をねらった振り込め詐欺等の特殊詐欺の認知件数が過去最悪を記録し、被害額も高止まり状態にあるなど、犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

更に、子どもや女性を対象とした性犯罪や犯罪の前兆と見られる子どもへの声かけ事案、ストーカー・DV（ドメスティック・バイオレンス）事案、SNS 等の利用増加に伴う新たな犯罪やサイバー犯罪の発生等、社会の変化に伴う新たな犯罪も大きな不安を与えています。

京都府には、多くの地域で、町内会組織等從来から培われてきたコミュニティがまだまだ根付いているほか、大学も多く、学生による先駆的な防犯ボランティア活動も行われています。近年の刑法犯認知件数の減少は、警察署や交番・駐在所の再編整備等警察力の充実とともに、府民協働防犯ステーションの全交番・駐在所への設置や子ども・地域安全見守り隊に代表される地域防犯ボランティアの積極的な活動等による防犯活動の活性化、府民協働防犯ステーションの活動を質的に向上させるステーション・コーディネーターの育成活動に加え、自転車、自動車、自動販売機、駐輪場等の防犯性能の向上や事業者による防犯カメラの設置や警備体制の強化等民間企業の努力によるところも大きく、地域の絆を再生する取組や社会が一体となって防犯対策に取り組んでいること等が相乗効果を発揮しているものと考えます。

しかしながら、防犯ボランティア活動も、従事者の減少や高齢化、固定化等の課題を抱える地域もあり、学生や定年等退職後の経験豊かな世代等より多くの府民の防犯活動への参加や、近年拡大しつつある CSR 活動（社会貢献活動）に取り組む事業者やその従業員のボランティア活動への参画を引き続き促進することに加え、多様な層の横断的かつ縦断的な連携により様々な地域課題に対応できる仕組みづくりが求められています。

また、京都府には歴史的な神社仏閣が数多く、世界有数の観光・国際コンベンション都市として海外からの訪問者も多く、平成 29 年の府内外外国人宿泊客数は約 361 万人と、5 年連続で過去最高を更新しており、新たな情勢に対応した、訪日外国人、府民双方の安心・安全の確保が課題となっています。

エ. 再犯防止のための取組状況

全国における刑法犯認知件数は平成 14 年をピークに減少、刑法犯により検挙された再犯者数も平成 18 年をピークに減少する中、それを上回るペースで初犯者数が減少し続けたため、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加傾向にあり、平成 29 年には、現在と同じ統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高い 48.7%となりました。こうした状況の中、国においては、国民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現の観点から、政府一丸となって再犯防止対策に取り組み、目標の一つに掲げた 2 年以内再入率（出所等した年を含む 2 年間における刑務所等に再入所する者の割合）が減少するなど相当の成果をあげてきました。しかし、国の刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていることから、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって実施することが必要となりました。このため、平成 28 年 12 月には再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）が制定され、国の責務（再犯防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務）と地方公共団体の責務（国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務）等が規定されるとともに、平成 29 年 12 月には、上述した国の責務を具体化する再犯防止推進計画が策定されました。

京都府においては、これまでから非行少年等立ち直り支援事業等各種施策を通じて再犯防止対策を進めてきたところですが、再犯防止に係る取組は「犯罪のない安心・安全なまちづくり」の更なる推進に向けて不可欠であるとともに、併せて犯罪をした者等が、多様化する社会において

孤立せず、再び社会を構成する一員となることができるよう、誰一人取り残さない共生社会を実現するという観点からも重要な課題と考えています。

オ. 犯罪被害者等の置かれた状況

様々な犯罪等の発生により、社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者になり得る可能性がある中、平成 16 年 12 月には、犯罪被害者等基本法が制定され、平成 17 年 12 月に策定された犯罪被害者等基本計画が、5 年ごとの見直しを経て、平成 28 年 4 月に、第 3 次犯罪被害者等基本計画として閣議決定されました。また、京都府においても犯罪被害者サポートチームによる連携強化や平成 26 年 4 月には府内全市町村において犯罪被害者支援に特化した条例が制定されるなど、犯罪被害者等施策は着実に進展してきましたが、犯罪被害者等に対する社会の理解や支援は未だに十分ではありません。

2 計画の位置付け

(1) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づく計画

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況等を踏まえつつ、京都府、市町村、府民が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、犯罪をした者等が社会において孤立することなく府民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、府民が安心して安全に暮らせるよう、再犯の防止等の推進に関する法律や再犯防止推進計画を踏まえながら施策に取り組み、併せて、犯罪被害者等の支援では、犯罪被害者等基本法等に基づいて、府の状況に応じた施策を実施することができるよう、条例第 3 条の規定により計画を策定します。

(2) 再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画

本計画第 3 章再犯防止施策の推進については、京都府における再犯防止に係る現状・課題を踏まえ、国の再犯防止推進計画を勘案して規定するものであり、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に定める地方再犯防止推進計画に位置付けます。

(3) 施策展開の基本

ア. 地域住民等の参画と協働を通じた地域コミュニティの強化、人材確保と組織・団体間の情報共有

犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するためには、警察の警戒・検挙活動の強力な推進や再犯防止に向けた矯正施設等での指導・教育はもちろんですが、地域住民の一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、住民や事業者が地域の一員であることを自覚して活動に関わるとともに、行政機関が地域住民の多様な活動を支え、共生社会の実現に向け協働していく必要があります。

このためには、地域住民の意識向上に向けた広報啓発をはじめ、活動の担い手（地域住民や事業者等）が効果的な取組を進めるための情報を関係機関と共有するなど、組織・団体間のネットワーク化や協働した取組を進めるとともに、親子間のコミュニケーション、子どもや高齢者と地域の人々との交流や地域間の交流等、個人・家族・地域のつながりを深めることにより、地域のコミュニティとしての力を強めていくことが重要です。

また、生命、身体、財産等を犯罪から守る地域の活動が活発に行われるためには、防犯推進委員や少年補導委員等の防犯関係ボランティア、事業所、N P O 等に加え、学生や退職後も自らの知識や経験を活かした地域貢献に意欲のある企業 O B 等、活動を主導し、協力していく広範な人材の確保・育成が必要です。

イ. 基本人権への配慮

生命、身体、財産等を犯罪から守る防犯活動や再犯防止の推進に係る取組、犯罪被害者等への支援を進めるに当たっては、基本的人権への配慮が必要です。

ウ、総合的な行政の対応、国、市町村等との連携

犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けて、地域住民が主体となった活動を推進し、継続していくためには、行政機関が支え、協働していくことが不可欠です。

このため、京都府、市町村、警察等関係行政機関間のシームレスな連携を更に強化し、府民・民間団体・大学等をはじめ、国の各行政機関等と連携して、総合的な取組を計画的・重点的に展開するとともに、府民活動における世代間の融和を推進することが重要です。

3 計画期間

2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

1 基本目標

犯罪を未然に防止するため、府民の安全に対する意識を高めるとともに、京都府、市町村、府民が一体となって、犯罪が起こりにくい地域環境づくりを推進し、地域の防犯力を向上させ、刑法犯認知件数の減少傾向を維持して1万5千件を目指し、府民の生活を脅かす新たな脅威（犯罪）に対して取り組んでいきます。

2 現状と課題・具体的施策

（1）地域における防犯活動の推進

ア. 現状と課題

地域防犯の要である交番等を中心とした住民・行政の協働拠点「府民協働防犯ステーション」が全交番・駐在所に設置完了し、新築した交番・駐在所にはコミュニティルームを整備するなど、様々な防犯ボランティア同士のつながりや拠点づくりは着実に進んでいます。しかしながら、ここ数年、京都府内では、防犯ボランティアの人数、団体数が減少しているほか、メンバーの高齢化、固定化等の課題を抱える地域もあります。

また、防犯活動の主体や形態は地域によって様々であり、地域で培われてきた活動のノウハウを活かしながら、情報の交換等により新たな取組を実施することができるよう、幅広く柔軟に展開していくことが必要です。

イ. 具体的施策

地域防犯力は、地域、行政、警察が一体となって取り組むことで最大限の力を発揮するものであり、本計画を推進する上で全ての基盤となるものであることから、府民協働防犯ステーションを中心とした地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、ボランティアのほか事業者、大学等様々な主体による自主防犯活動への支援や、情報発信、予測型犯罪防御システムの活用等により、これまで積み上げてきた地域防犯力を更に高める取組を推進します。

（ア）地域住民等との連携・協働による地域防犯力の向上

a. 「府民協働防犯ステーション」の更なる活性化

府民協働防犯ステーションによる多様な防犯活動の成果や良好事例の共有化等に関する支援を継続して行います。

b. ビューティフル・ウインドウズ運動による美化活動の推進

割れ窓理論実践運動による美化活動に加え、これまでの割れ窓理論実践運動から一步進んだまちの美化運動を推進することで、犯罪が起こりにくい安心・安全が目に見える地域環境を創出します。

c. 「ながら」防犯パトロールの推進

ボランティア不足、空白地の解消に効果が期待でき、日常生活の中で防犯活動への参加機会を増やす、ペットの散歩やジョギング等の中で行う「ながら」防犯パトロールを推進します。

d. 防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化

現役世代や学生等のボランティアへの参加促進・意欲喚起のため、既存ボランティアの活動を顕彰する「防犯まちづくり賞」や「地域安全功労者（団体）表彰」等の受賞について積極的に広報するほか、防犯推進委員や学生防犯ボランティア、青色防犯パトロール活動従事者に対する防犯研修会や相互交流会の開催、活動用資機材の整備等の活性化に向けた支援を推進するとともに、青色防犯パトロール活動の普及促進に向けた支援の更なる充実を検討し

ていきます。

e. 事業者による防犯C S R活動への支援

事業者に対する研修会の開催、企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の登録勧奨、「京都府地域の安心・安全サポート事業所」への登録促進により、事業者による防犯C S R活動を支援します。

f. 大学による自主防犯対策の推進

京都府大学安全・安心推進協議会を通じ、情報共有のほか、大学生の防犯意識や規範意識の向上等についての検討を行います。また、新入生、学生向けマンション業者等への啓発資料の配布のほか、大学駐輪場の防犯環境整備、女子大学生対象の性犯罪被害防止啓発活動、学園祭等における自転車盜被害防止啓発活動等、大学による自主防犯対策を推進します。

(イ) 交番・駐在所機能の充実・強化

交番・駐在所が地域における安心・安全の中核となるよう、事件事故への迅速な対応やパトロール体制を強化とともに、府民協働防犯ステーション活動を通じた地域住民等による自主的な活動を支援するなど、交番・駐在所機能を充実・強化します。

(ウ) 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施

a. 広報啓発活動の積極的な推進と府民参加型の地域安全フォーラム等の開催

全国地域安全運動や府民防犯旬間に合わせて、府民と協働した広報啓発活動を積極的に行うとともに、京都府等が主催する「安心安全まちづくり京都大会」等の府民参加型の地域安全をテーマとしたフォーラムを開催するなど、地域安全運動の意義・目的を広く府民に広報するとともに、自主防犯活動の更なる促進と防犯ボランティア活動の活性化を図ります。

b. 自主防犯意識の高揚に向けた広報啓発活動の実施

被害防止ポスター・チラシ、被害防止啓発イベント用防犯グッズの作成・配布により、自主防犯意識の高揚を図ります。

c. 防犯関係情報の効果的な発信

地域の犯罪情勢を分析し、子どもや女性を対象とした犯罪や府民の体感治安を悪化させるひったくり等の事件に係る情報、不審者等に関する情報、被害の防止方法に係る防犯情報等について、防犯・犯罪情報メール等の各種広報媒体を活用してタイムリーかつ適切に提供することにより、被害の連続発生を抑止するとともに、府民の自主防犯意識の高揚を図ります。

d. 企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の運用

府内の企業や事業所、防犯ボランティア団体等に対し、犯罪発生状況や被害防止対策等の情報をまとめた地域安全ニュースを配信し、自社従業員や顧客等へのニュース資料の提供等を通じて、多様な層への情報発信を図るとともに、各事業所単位の防犯C S R活動の促進を図ります。

e. 可搬型デジタルサイネージの運用

可搬型デジタルサイネージを運用し、視覚に訴える形で効果的な情報発信を行います。

f. 犯罪情報分析システムの効果的な運用

被害場所等の特徴や傾向を一目で把握できるように、G I S（地理情報システム）を活用した情報発信を行います。

(イ) 予測型犯罪防御システムの予測精度向上に向けた調査・研究

平成28年10月から運用を開始した予測型犯罪防御システムは、京都府警察が独自に開発した算法により、特定罪種の将来の犯罪発生の可能性の高い時間と場所を予測することで、先制的な抑止・検挙活動が行えるシステムであり、犯罪予測エリアを踏まえたパトロール地図を作成して、防犯ボランティアとの合同パトロールにも活用しています。

更なる予測精度向上に向けた取組として、調査・研究を継続して行い、A Iも含めたシステムの適応及び予測対応罪種の拡充を目指します。

(ウ) 防犯環境の整備による地域防犯力の向上

「公共施設等における防犯指針」により住宅の防犯性能の向上や道路、公園、駐車場等の明

るさや見通しの確保等について、また、「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」によりプライバシーの保護や画像の適正管理等について、それぞれ情報提供や助言を行い、地域の防犯環境の整備促進を支援します。

防犯カメラについては、地域住民や事業所等が防犯カメラ設置等による効果的な防犯環境の整備・改善を行う上で、犯罪情勢分析に基づく犯罪情報を積極的に提供するほか設置場所の選定等に当たり、適切な助言を行います。

また、警察、市町村、事業者等の連携のもと、最近急速に需要が高まっているドライブレコーダーを活用したまちの見守り協定の締結等、地域一体となった取組を支援して、地域防犯力の向上を推進します。

(2) 児童虐待への対策や子どもの安全の確保

ア. 現状と課題

児童虐待に係る相談・通告件数は増加傾向にあり、平成29年の相談件数、認知件数、通告数とも過去最多となっています。児童虐待は、しつけと称するなどして子どもに傷を負わせるなど、心身の成長に重大な悪影響を及ぼし、時に命を奪うことになりかねない事案であり、被害児童を速やかに保護し、事案の再発や重篤化を防止することが必要です。

また、子どもは犯罪の対象となりやすく、全国的に見ると凶悪事件が発生しており、府内においても声かけ事案等が発生しています。凶悪事案の発生の防止を図るため、子ども自身が「自分の安全は自分で守る」意識を身につけるための防犯教室等を実施するとともに、通学路や公園等の遊び場等における防犯環境の整備、これらの場所における見守り、防犯パトロールを推進する必要があります。

イ. 具体的施策

子どもは、自ら身を守ることや被害を訴えることが少なく、被害が潜在化しやすいことから、児童虐待防止に向けた未然防止と早期発見・早期対応等、総合的な対策を推進します。

また、子ども自身に身を守る方法を浸透させるとともに、登下校時等に関係機関、団体が連携した見守り活動を行うなど、子どもの安心・安全の確保のための取組を推進します。

(ア) 児童虐待防止のための総合対策の実施

急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、切れ目のない一貫した施策を総合的に推進します。

(未然防止)

- ・医療機関連携や地域団体、NPO等による育児不安を抱えた保護者からの相談や見守りの体制を支援
- ・保健所、市町村、NPO等が実施する子育て講座等の充実
- ・養育上課題のある家庭への心理専門職による相談・支援
- ・虐待防止のための広報啓発（オレンジリボンキャンペーンの実施等）

(早期発見・早期対応)

- ・児童相談所における児童虐待対応協力員の配置、組織体制の強化等
- ・児童相談所、市町村、関係機関等職員への研修や、児童虐待対応訓練による対応力の充実
- ・産後ケア事業従事者に対する産婦のメンタルヘルスケア等の研修

(イ) 児童虐待防止のための更なる連携体制の強化

関係機関の更なる連携体制の強化に向け、児童虐待対応地域連携会議の設置等、児童相談所と警察との緊密な情報共有の仕組みづくりを進めています。

(ウ) 子どもの安全の確保に向けた取組の推進

a. 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施

子ども自ら「どのような場所で犯罪が起こりやすいか」を理解して、犯罪被害を回避する能力を身につけるための体験型地域安全マップづくりや、声かけされた際の対応（ランドセ

ル等を背負ったまま逃げる、誘いを断るなど) 等、従来の防犯教室をより起こりうる現実に近づけた手法で実施する体験型防犯教室を開催するなど、子どもの危機回避能力向上に向けた取組を推進します。

b. 子ども見守りボランティアに対する支援の実施

子どもの登下校の見守りを行うボランティアに対して、ボランティア保険の加入や資機材の提供等を行うことで活動を支援します。

c. 「こども110番のいえ」の活性化

点検活動の実施に合わせて活動要領マニュアルを配布するなど、「こども110番のいえ」の活性化を図ります。

d. スクールガード・リーダー配置等の取組に対する支援

市町村が主体となって実施しているスクールガード・リーダーの配置やリーダー育成講習会、スクールガード養成講習会、子どもの見守り活動の取組に対して支援します。

e. 教員等の防犯能力の向上

教員等を対象とした防犯等の講習会を開催し、指導者としての一層の資質の向上を図り、各学校における安全教育を充実させます。

f. 通学路の安全確保

学校、警察、地域住民等による防犯の観点からの通学路の緊急合同点検結果を踏まえ、危険箇所に関する情報共有を進め、地域安全マップづくりやこども110番のいえ設置等を推進するとともに、点検結果を踏まえて対策案を策定し、関係機関、団体等と必要な協議を行い、防犯環境の整備・改善を目指します。

また、不審者情報等について、夜間・休日でも迅速な情報共有を図るため、警察と学校担当者との連絡体制を確立するとともに、防犯・犯罪情報メール等を活用して、防犯ボランティア等による効果的な見守りや児童の保護者等による防犯対策に資する情報提供を推進します。

(3) 少年の非行・犯罪被害等の予防

ア. 現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成22年から8年連続で減少し、平成29年には、統計を取り始めた昭和23年以降最少の数値を更新しています。しかしながら、刑法犯少年の人口比は全国比で見ても高く、大麻をはじめとした薬物を乱用する少年も依然として多い状況です。

また、SNS等の利用に起因する被害に遭った児童のうち、約9割が中学・高校生であり、児童や保護者等に対するスマートフォン等によるインターネットの利用に潜む危険性とフィルタリングの重要性の広報啓発、インターネットリテラシー(情報を正しく使いこなす能力)の向上と、その教育を行う者の教育技能の更なる向上が必要です。

さらに、児童ポルノを始めとした児童の性被害も後を絶たないことから、被害に遭わないよう少年等に対して継続して啓発を推進する必要があります。

加えて、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案が成立(2022年4月施行)し、18歳、19歳の消費者被害が増加することが予想されるため、若年者への消費者被害防止策を強化する必要があります。

イ. 具体的施策

少年は、成長の過程で様々な問題に直面し、家庭、学校、地域のほか、SNSをはじめとするサイバー空間等から大きな影響を受けやすいことから、関係機関・団体が連携して少年の非行防止対策を推進するとともに、児童ポルノの自画撮りの要求等の性被害や消費者被害等少年が被害者とならない取組を推進します。

(ア) 非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組の推進

少年の規範意識の向上を図るために、スクールソーシャルワーカー等により、小・中学生を中心に、方引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や

薬物乱用防止教室を開催します。

また、関係機関・団体と連携し、情報共有を図るための連絡会議の開催や非行防止パトロールを実施するなど、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組を推進します。

(イ) 児童の性被害防止対策の推進

街頭補導、サイバーパトロール、各種相談等あらゆる機会を通じて情報収集を行い、被害児童を保護するとともに、被疑者の発見・検挙を行います。また、青少年の健全な育成に関する条例を一部改正し、自画撮りの要求規制やいわゆるJKビジネス（女子高校生による接客を売りにした「JKリフレ」「JK散歩」等の有害役務提供営業）の規制を行うとともに、広報啓発を行うことにより、児童の性被害防止を推進します。

(ウ) 消費者被害の防止の推進

成年年齢の引下げ（18歳）に伴う若者の消費者被害防止のため、高校生を対象とした消費者教育を強化するとともに、京都府大学安全・安心推進協議会等と連携して大学生等への情報提供を推進します。

(4) ストーカー被害やDVへの対策

ア. 現状と課題

ストーカー事案は、生命に関わる事案に発展するおそれのあるもので、認知件数は増加傾向にあり、平成29年は過去最多となっています。気持ちを抑えきれずに行行為に及んでいるものや、違反に当たるということを認識せずに行為に及んでいるものもあり、また、警察等に相談できていない事案もあることから被害者、加害者の両者に対する総合的な対策が必要です。

また、DVについても、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が増加傾向であるほか、ストーカー、リベンジボルノ等のデートDVに関連する事象が存在することから、未然防止、早期発見によるDV事象の減少が重要です。特に若年層等への予防・啓発や、被害者にも、加害者にもならないよう府民全体の理解促進・意識醸成が重要です。

イ. 具体的施策

ストーカー事案は、見え隠れする加害者に対する大きな不安から一刻も早く被害者を救い出す必要があるため、被害者の保護と加害者への適切な対応等総合的な対策を推進するとともに、DV被害についても、関係機関・団体の連携により、防止のための取組を推進します。

(ア) ストーカー総合対策の実施

a. 京都ストーカー相談支援センター（K S C C）の運用

ストーカーに特化した専門相談窓口として、平成29年11月から運用を開始した京都ストーカー相談支援センター（K S C C）において、ストーカーの被害者本人に限らず幅広い対象からの相談を受け、ストーカー事案を早期に把握することで、重大事案への発展防止に努めます。

b. ストーカー加害者への精神医学的・心理的アプローチの推進

加害者に対し、カウンセリング費用や精神科医による治療費の一部を負担することで受診を促し、被害者への執着心の軽減・除去を図ることで被害防止を図ります。

c. 関係機関との連携

京都ストーカー総合対策ネットワーク会議を開催し、関係機関・団体と連携し、ストーカーの被害者にも、加害者にもならない各種施策の推進、被害者等に対する切れ目のない支援を行います。

(イ) 啓発活動によるDV防止対策の推進

府民協働防犯ステーションをはじめとする地域活動拠点等と連携し、冊子、カード、広報紙等を活用したDVやデートDVに関する啓発や年代に応じた暴力を許さない意識づくりを推進します。（パープルリボンキャンペーンの実施等）

また、ストーカー、リベンジボルノ等のデートDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置し、一体として効果的な啓発活動を実施します。

さらに、経済団体等と連携し、企業等職場におけるハラスメントを許さない職場づくりを啓発することにより、DV防止対策を推進します。

(イ) DV対策関係機関の連携強化による支援の推進

配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議の開催や相談機関の情報共有の場を継続的に設けることで、府内におけるDV対策を推進します。

(ロ) 加害への気づきとDVを繰り返さないための加害者対応

加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。

(5) 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組

ア. 現状と課題

平成29年の特殊詐欺被害については、認知件数が統計開始以来最多の320件となっており、平成26年と比較すると約2倍に増加、被害総額も高い水準で推移しています。

被害者の多くは高齢者が占めており、関係機関と連携した広報啓発活動を展開していますが、手口の巧妙化や多様化が進む中、引き続き特殊詐欺被害防止対策を強力に推進する必要があります。

イ. 具体的施策

刑法犯認知件数が減少する中、特殊詐欺被害の多発は大きな社会不安となっていることから、常に変化する手口に対応しながら、被害防止機器の利用や更に隅々まで浸透する広報啓発等、特殊詐欺に対する効果的な防止対策を展開して、被害防止や被害の減少に向けた取組を推進します。

(ア) 特殊詐欺対策の実施

特殊詐欺対策として有効性の認められる通話録音装置の普及を図るほか、最新技術を有する民間企業や大学等と連携し、特殊詐欺の手口を詳細に分析するとともに、被害防止に有効な技術やシステムの開発に向けた調査を検討します。

(イ) 関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発

a. 関係機関が連携を一層強化するとともに、防犯CSR活動に参加する民間事業者や防犯ボランティア、特殊詐欺の標的となる高齢者、更には高齢者を取り巻く子や孫の世代も巻き込んだ「オール京都」の重層的ネットワークを構築して、「特殊詐欺を発生させない」社会気運の醸成に資する広報啓発を実施します。また、特殊詐欺被害に遭う確率の高い高齢者等に対してマンツーマンによる啓發を行い本人の防御力を養うとともに、身近にいる家族・親戚、事業者等の関係者に対しても注意喚起を行い、高齢者を見守る社会を構成していきます。

b. 高齢者等の消費者被害を防止するため、市町村、警察等の行政機関や団体・事業者、くらしの安心推進員と連携し、見守り活動の強化及び回覧板等を活用したきめ細かな啓発活動を推進します。

(6) サイバー犯罪等への対応

ア. 現状と課題

スマートフォンやIoT機器が急速に普及するとともに、IT技術の進展や情報通信基盤の整備により、サイバー空間と実空間の一体化が進んでおり、サイバー空間は府民生活の一部となっています。

その一方で、高度化するサイバー犯罪の被害の危険性が高まっており、被害防止対策を推進するとともに、サイバー犯罪への対処能力を強化する必要があります。

イ. 具体的施策

サイバー空間における犯罪手口は常に変化し、インターネット利用者が新たな形態の犯罪に対応できず、被害の発生や拡大へつながっていることから、取締り等サイバー犯罪への対策を強化するとともに、疑似体験による対応能力向上やわかりやすい広報を行うなど、サイバー犯罪による被害を防止するための効果的な取組を推進します。

(7) 京都府警察ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動の推進

違法・有害な情報があふれるサイバー空間において、府民が被害者にも、加害者にもならず、安心して安全にインターネットを利用できるよう、ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動等を推進します。

(イ) ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活動の推進

SNS等の発達に伴うネットトラブルやサイバー犯罪の被害防止のため、青少年や高齢者が、ネットトラブル防止アクティブラーニング（実際にタブレット端末等を使用して自らがネットトラブルの疑似体験をする学習方法）を受講することで、情報モラルの向上や被害回避能力を高め、被害防止を推進します。

(ウ) 高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化

警察官の捜査力・解析力の向上、装備資機材の整備により対処能力の強化を図るとともに、新たなサイバー犯罪に対する調査研究を進め、犯罪被害の予防に向けたサイバーパトロールと取締りの強化により高度化するサイバー犯罪に対処していきます。

(エ) 若者や高齢者等のネット取引被害防止の推進

インターネット取引におけるルール遵守や被害防止等について、若者から高齢者等まで、それぞれの世代特性等を踏まえた内容で、あらゆる機会をとらえて情報提供することで、ネット取引被害防止を推進します。

(オ) 中小企業への情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティに関するオール京都体制の産官公連携組織であるK'sis net（京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）において、情報セキュリティの専門家がワンストップで相談を受けるなど、中小企業の情報セキュリティ対策を支援します。

(7) 訪日外国人に係る取組

ア. 現状と課題

府内の外国人宿泊客数は約361万人と、5年連続で過去最高を更新し、今後も2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年大阪万博等を控えて、更なる増加が見込まれます。こうした中、法や制度の不知、言語・生活習慣等の違いから、いわゆる民泊を利用する訪日外国人による騒音やゴミ問題、交通マナー等に起因するトラブル等新たな事象が発生していることから、関係機関、団体等との連携と適切な役割分担のもと、訪日外国人を取り巻く社会、経済情勢を見据えながら、将来に目を向けた府民生活と観光振興の調和を踏まえた総合的な治安対策が必要です。

イ. 具体的施策

訪日外国人の急増に伴う新たな事象に適切に対応するため、同事象に対する情報の集約と一元化等を行い、関係機関等と連携して対応するとともに、訪日外国人等の被害防止等を図り、国際的な観光都市としての安心・安全の確保を推進します。

(ア) 新たな事象に係る情報の集約と一元化による部門横断的な諸対策の推進

訪日外国人の急増に伴い、国際交流が広がる一方、法や制度の不知、言語・生活習慣の違いから新たな事象が発生していることから、これら新たな事象に係る情報の集約と一元化を図り、関係機関、団体等と連携し、適切な役割分担のもと、対策を推進していきます。

(イ) 訪日外国人に対する「犯罪被害者、加害者にしない」広報啓発の推進

訪日外国人が利用する媒体を活用し、法や制度の周知徹底、言語・生活習慣の違いへの注意喚起を行い、訪日外国人を「犯罪被害者、加害者にしない」広報啓発活動を推進していきます。

(8) 地域の犯罪情勢分析に基づく多発・増加罪種等への的確な対応

ア. 現状と課題

京都府内における刑法犯認知件数の減少傾向は続いているが、一方で、性犯罪や街頭犯罪等、

府民に不安を与える犯罪は依然として発生していることから、子ども・女性の安全を脅かす「性犯罪」や治安に関するアンケートで府民が最も不安に感じている「侵入窃盗犯罪」、全刑法犯認知件数の約25%を占める「自転車盗」に重点を置き、各種抑止対策を継続・強化するほか、その時々の犯罪情勢に応じた罪種ごとの諸対策を講じることが必要不可欠です。

イ. 具体的施策

府民の不安が大きい性犯罪、侵入窃盗及び多発罪種の自転車盗について、それぞれの地域の犯罪情勢に応じた効果的な対策を推進します。

(ア) 性犯罪対策の推進

学校、企業等と連携した体験型を取り入れた防犯教育等の実施のほか、スマートフォン等による犯罪発生の地図情報を活用した情報発信や女子大学生等が居住する賃貸マンションの防犯対策に着目した「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の更なる普及促進を図ります。

(イ) 侵入窃盗犯罪対策の推進

防犯に関する助言・指導を行っているNPO法人京都府防犯設備士協会と連携し、専門家による防犯診断等を通じた建物の防犯環境の整備、向上を図ります。

(エ) 自転車盗対策の推進

学校、事業者等と連携しつつ、「鍵ー1グランプリ」の継続開催等により、中高生の防犯意識の向上と自転車への施錠の習慣化に重点を置いた対策を推進します。

(オ) 関係機関・団体等との連携による被害防止対策の推進

京都府万引き防止対策推進協議会、京都府自転車防犯登録推進協議会、京都府自動車盗難等防止連絡協議会等を通じて、多発犯罪である万引き、自転車盗、自動車関連窃盗等の被害防止対策を推進します。

第3章 再犯防止施策の推進

1 基本目標

犯罪をした者等（薬物依存症や障害等、医療・福祉的措置が必要な者を含む）に対して再犯防止施策を推進することが、犯罪のない安心・安全なまちづくりにおいて重要であることに鑑み、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止施策を、国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関等と連携して推進します。

再犯防止施策の推進に当たっては、犯罪被害者等の存在を十分認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を十分理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。

2 現状と課題・具体的施策

(1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために

ア. 現状と課題

再犯防止のための支援は、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会に復帰するために、これまで刑事司法関係機関が中心となって民間団体等の支援のもと実施してきました。京都府でも非行少年等立ち直り支援事業等再犯防止の取組を行ってきましたが、刑事司法関係機関等とのつながりは弱く、連携が十分でない状況にあります。再犯防止の取組をこれまで以上に推進するためには、法務省が実施する、民間団体等が行う再犯防止等に関する活動における社会的評価についての調査研究の成果を活かした取組や、関係機関等が互いの取組について理解を深め連携するなど、官・学・民が一体となって取組を進めることが必要です。

また、犯罪をした者等にあっては、就職や住宅への入居等について、地域社会等の否定的な感情や周囲から受け入れてもらえず孤立してしまうなど極めて厳しい現実があります。このため、これまで、「社会を明るくする運動」をはじめ再犯の防止等に関する広報啓発活動を実施してきたところですが、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を十分理解したうえで、立ち直りのために自ら努力することに対して、社会の一員として受け入れる地域社会の关心と理解の醸成が必要です。

イ. 具体的施策

刑事司法関係機関、京都府・市町村等の行政機関、民間協力者等が、再犯防止施策を連携して効果的に推進していくための体制を構築します。

さらに、地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や民間支援団体等への支援や市町村、民間支援団体、地域で様々な活動に取り組む民間ボランティア等と連携した再犯防止施策に対する府民の理解を深める取組等を進め、犯罪をした者等が罪を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進めます。

(ア) 国、京都府、市町村、民間協力者等の連携体制の構築

刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が地域において必要な支援を受けられるようにするため、刑事司法関係機関、市町村、保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が参画する、京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）を設置し、それぞれの取組に対する理解を深め、地域の状況に応じた支援の取組に向けて連携を強化します。

(イ) 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援

a. 保護司や民間ボランティアの活動を促進させるため、京都府保護司会連合会等の運営費を補助し、保護司や学生ボランティアによる研修会、住民集会等の開催を支援します。

- b. 国、市町村と連携し、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護支援に当たる保護司、更生保護女性会、BBS会（非行防止活動を行う青年ボランティア団体）、協力雇用主、更生保護協会、更生保護施設等の活動に関する広報を進め、再犯防止等に対する府民の理解を深める取組を実施します。
- c. 地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターを広く地域住民に周知するとともに、府内における拠点の拡充に協力します。また、更生保護サポートセンターや地域における犯罪防止等に取り組む法務少年支援センター京都（京都少年鑑別所併設）で行われる地域と連携した様々な取組を支援します。
- d. 民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、認知度を高め、その活動を更に促進するため、保護司として永年にわたり熱意を持って従事し、その功績が顕著である者を顕彰します。
- e. 保護司の高齢化や民間ボランティアの減少傾向に対応するため、京都府職員等に対し保護司の活動を紹介すること等により、保護司や民間ボランティア等の人材確保に協力します。
- f. 個人が府内に主たる事務所のある更生保護法人に寄附した場合について、京都府府税条例に基づき、個人府民税の控除対象とし、財政支援を実施します。

(イ) 職員研修の実施

犯罪をした者等が抱える様々な課題に対する施策を効果的に推進するため、刑事司法関係機関の職員による京都府・市町村職員研修等を実施し、支援のノウハウや知見等を共有します。

(エ) 広報啓発活動の推進

- a. 再犯の防止等の推進に関する法律第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、犯罪をした者等の再犯の防止等についての府民の関心と理解を広く深めるため、重点的に広報啓発を行います。
- b. 全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」を推進するとともに、一層充実した広報啓発活動が行われるよう支援します。

(2) 非行少年等への支援

ア. 現状と課題

京都府では、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による就学・就労支援や、少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）づくり事業、京都府警察による非行防止教室の開催等に取り組んできた結果、刑法犯少年の検挙・補導人員は着実に減少し、再犯者数もこの10年で4分の1以下に減少するなど、大きく改善しています。

しかしながら、再犯者率は、依然として、全国平均を上回る状況であり、また、刑法犯少年に占める触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）の割合も年々増加し、平成29年には3割を占めるなど非行の低年齢化が進行しています。非行の背景には、虐待や貧困等による家庭の養育力の低下や、少年自身の発達上の問題等が複雑に絡み合っている場合も見られ、早期立ち直りへの課題となっています。

イ. 具体的施策

非行等の問題を抱える少年に対して、京都府教育委員会等各関係機関と連携・協力して、再非行防止や立ち直り支援、居場所づくりを推進し、就学や就労を支援するとともに、非行の低年齢化への対応として早期支援型モデル事業に取り組みます。

- (ア) 非行等の問題を抱える少年に対して、学校や警察、児童相談所等の関係機関と連携して、様々な体験活動等を通じて、地域社会の一員としての自覚を持たせ、立ち直りを支援するとともに、京都少年鑑別所が実施する地域援助を活用し、問題行動のある少年の心理検査や指導方法の提案を受けるなど、非行少年等立ち直り支援コーディネーターや臨床心理士等で構成された非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、少年一人ひとりに適したプログラムに基づき支援します。

- (イ) 非行の低年齢化に対応した支援や、非行の背景にある虐待や貧困等の保護者自身が抱える悩みに対する支援をモデル的に実施し、効果を検証しながら再非行防止を進め、新たな犯罪等を生まない仕組みの構築を図ります。
- (ウ) 家庭や学校に居場所がなく、疎外感、孤立感から非行行動に発展していくという課題に対応するため、少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）において実施する悩み相談や学習支援、体験活動等を通じて、少年が「自身の居場所や役割、存在価値」を見出すことにより、非行・再非行の防止を図ります。
- (エ) 再非行のおそれがある少年等に対し、積極的に手を差し伸べ、その立ち直りを支援するためには、少年警察学生ボランティア等と連携して、少年の就学・就労に向けた支援や社会奉仕体験活動、生産体験活動等への参加等を実施し、再非行少年を生まない社会づくりを推進します。
- (オ) 非行をした少年に対する立ち直り支援を行う中で、問題行動の原因が心理的な要因によるものと考えられる少年に対しては、京都少年鑑別所と京都府警察との協定に基づき、保護者の同意のもと、京都少年鑑別所に心理検査等の実施を依頼し、その分析結果の提供を受けることで、個々の少年の特性に応じたきめ細やかな立ち直り支援を推進し、再非行防止対策の充実を図ります。
- (カ) 薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、薬物治療を行っている病院と連携の上、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直りを図ります。
- (キ) 少年の規範意識の向上を図るため、スクールソポーター等により、小・中学生を中心に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットセラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。（再掲）
- (ク) 京都少年鑑別所や京都保護観察所等の刑事司法関係機関、京都府教育委員会等の教育機関、京都府警察や児童相談所等の行政機関で構成する「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」を定期的に開催するなど、組織間の情報共有と連携を図り、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組をより一層推進します。
- (ケ) 支援が必要な少年、若年者について、児童福祉関係機関と関わりがある者や発達障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、継続したきめ細やかな支援を実施するため、学校、児童相談所、福祉事務所、子ども・若者総合支援センター等において、少年院や保護観察所等との連携を強化します。

（3）関係機関と連携した福祉的施策

ア. 現状と課題

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっており、京都刑務所においても入所者のうち60代以上が2割近くを占め、また、精神・身体医療上等の配慮を要する者の割合も6割近くとなっています。

これまで、矯正施設出所者に対する支援の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設等への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよう様々な取組が進められてきましたが、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から適切な支援に結びつかない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえた支援を実施するための体制が不十分であること等の課題があるため、刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等の連携を強化し、関係機関における福祉的支援の実施体制を充実させる必要があります。

また、覚せい剤取締法違反による検挙者数は全国で毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は全体と比較して高くなっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症者である場合もあるため、薬物再乱用防止のためには、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と、医療機

関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行う必要があります。

イ. 具体的施策

犯罪をした者等のうち高齢者や障害のある者については、適切な福祉的支援を受け、安全で安定した生活を確保することが再犯の防止につながることから、こうした福祉的支援が必要な者に対し、保健医療・福祉施策による支援を推進します。

また、薬物依存を有する者に対しては、医療・保健・福祉機関や民間支援団体等との連携による支援を継続して実施します。

(7) 高齢者や障害のある者等への支援

- a. 京都府地域福祉支援計画や京都府保健医療計画において、高齢者又は障害のある者等医療・福祉の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、医療・福祉サービス、住居、就労、その他生活困窮への支援等地域での生活を可能にするための施策を総合的に推進します。
- b. 高齢者や障害のある者で福祉的な支援を必要とする矯正施設等退所予定者に対し、入所中から退所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行い、円滑に地域社会に復帰できるよう支援するため、「地域生活定着支援センター」において、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等との連携を深め、福祉的支援の充実を図ります。

(8) 薬物依存を有する者への支援

- a. 京都府立洛南病院に設置された京都府こころのケアセンターや京都府精神保健福祉総合センターにおいて、薬物依存症者とその家族等に対する相談事業を実施するとともに、京都保護観察所や地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体等との連携体制を強化し、地域における継続した支援の充実を図ります。
- b. NPO法人京都ダルク等と連携して、薬物再乱用防止プログラムに係る講座をこれまでにも実施しており、薬物依存からの回復を引き続き支援するとともに、府民だより等の広報媒体、店舗の電光掲示板を活用した広報文の表示、薬物乱用防止のためのイベント開催等による広報活動を推進します。

(4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保

ア. 現状と課題

刑務所に再び入所した者のうち、約7割が、再犯時に無職であった者となっており、また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べ約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

これまで、矯正施設において社会のニーズにあった職業訓練を行うなど、再犯を防止するための様々な取組が行われてきましたが、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、自らの能力に応じた適切な職業選択ができないこと等により、一旦就職しても定着しない場合が多いこと、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在すること等の課題があります。

さらに、刑務所満期出所者のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっています。

安定した就労や適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であることから、就労に向けた相談・支援等の充実や地域社会における定住先の確保のための支援が必要です。

イ. 具体的施策

犯罪をした者等について、勤労意欲のある者のか、障害のある者、経済的に困窮している者、非行少年、暴力団離脱者等に対して、就労支援や雇用環境の改善に取り組むとともに、就労の定着や生活の安定のための定住先確保に向けた支援を推進します。

(ア) 安定した就労のための施策

- a. 京都ジョブパーク等において、ハローワークや医療機関、関係団体等と連携し、個々の状況に合わせて、段階的・継続的に寄り添いながら、相談から就職、職場への定着までの総合的な就労支援を実施します。
 - b. 矯正施設における職業訓練について、就労につながる技能の習得を意識した効果的な訓練ができるよう、訓練方法等について情報を提供するなど、連携を図ります。
 - c. 刑務所や少年院等の入所者が持つ職歴や資格の情報を集約し、雇用を望む企業に紹介する法務省の「矯正就労支援情報センター」（通称コレワーク）や刑務所出所者等の就労を支援するNPO法人京都府就労支援事業者機構の事業内容の周知について、協力します。
 - d. 犯罪をした者等で障害のある者が、就労意欲や適性に応じて就労できるよう、既存の障害者施策を活用しながら、相談、能力開発・向上、定着支援等の総合的な取組を、福祉、教育機関等とのネットワークを強化して推進します。
 - e. 経済的に困窮している者で、様々な理由により直ちに一般就労が困難な者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業や就労訓練事業の活用等により、自立の促進を支援します。
 - f. 非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、協力事業所での就労体験等の支援プログラムに基づき支援します。
 - g. 家庭裁判所で保護観察に付された者又は少年院からの仮退院を許された者であって京都保護観察所から推薦を受けた者を、京都府臨時職員として採用する取組を踏まえ、犯罪をした者等の雇用等の促進について検討を行います。
 - h. 刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の建設工事の入札参加資格の等級区分に係る主觀点を加点し、公共調達における受注機会の増大を図るなど、協力雇用主に対する支援を行います。
 - i. 暴力団からの離脱に関する相談対応や離脱を促進するための教育活動、就労支援等を行う「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」と連携し、暴力団離脱者についても受け入れ可能とする協力雇用主の確保に向けた取組を推進します。
 - j. 京都府警察において、就労支援・社会復帰対策担当者（非常勤・社会復帰アドバイザー）の配置等、暴力団組織からの離脱の促進、離脱者の就労等の援助措置を推進します。
- (イ) 地域社会における定住先の確保のための施策
- a. 犯罪をした者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、犯罪をした者等の府営住宅への入居における特別な配慮の必要性について検討します。
 - b. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に努めます。
 - c. 経済的に困窮し、住居を喪失し又は喪失のおそれのある者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、安定した生活ができるよう支援します。

(5) 特性に応じた効果的な施策の実施

ア. 現状と課題

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要であるとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠であることを踏まえた指導等を充実する必要があります。

イ. 具体的施策

虐待を行った保護者、ストーカーやDV事案の加害者、暴力団関係者等、支援が必要な対象者の特性に応じて、関係機関が連携・協力して指導等の支援を推進します。

- (ア) 急増・困難化する児童虐待の再発防止のため、虐待を行った保護者に対する精神科医等によ

るカウンセリングの実施や児童虐待対応地域連携会議の設置等、関係機関と連携した児童虐待総合対策事業を実施します。

(イ) ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が強く、重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、被害者の将来にわたる安心・安全を確保するため、加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。

また、DVについては、被害者の中長期的な安心・安全の確保のために、加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。（再掲）

(ウ) 暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有するため、（公財）京都府暴力追放運動推進センターや矯正施設等との連携を強化します。

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

1 基本目標

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であるため、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や第3次犯罪被害者等基本計画を踏まえながら、総合的な支援を進めます。

2 現状と課題・具体的施策

(1) 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実

ア. 現状と課題

犯罪被害者等が置かれた状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、被害直後から捜査、公判に関わるものや医療、福祉、住宅等生活全般にわたります。さらに、時の経過とともに、求められる支援内容も変わることから、総合的で継続的な支援が必要です。

イ. 具体的施策

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた必要な支援を総合的・継続的に実施します。

(ア) 犯罪による被害等発生直後の支援の充実

犯罪による被害等が発生した直後の精神的負担の軽減や早期回復支援等のため、被害者等に対して行う病院への付き添いや傷害等の身体犯被害者への初診料・診断書料の公費負担制度の運用、被害直後の一時避難場所の確保等、初期的被害者支援を充実させます。

(イ) 生活全般にわたる総合的支援体制の充実、継続的支援

- 当事者の心情に配慮しながら、初期の段階で警察等と連携を図り、総合的な支援や犯罪被害者等の生活に寄り添った中・長期にわたる支援を行うため、京都府犯罪被害者サポートチームや京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）、配偶者暴力相談支援センター等において総合的な支援を行います。
- 精神的被害からの早期回復のためのDV被害者のグループカウンセリングや、居住場所を確保するため、犯罪被害者等を対象とした府営住宅の特定目的による優先入居募集等を実施するなど、犯罪被害者等の目線に立った支援を行います。
- 犯罪被害者等支援施策市町村職員担当者研修会の実施や犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」の活用等、市町村を含めた相談窓口体制の充実を図るとともに、国や京都府、市町村が適切な役割分担のもとで相互に連携・協力し、犯罪被害者等への円滑な支援を行っていきます。
- 犯罪被害等による心身の負担も自殺の要因となりうることから、京都府自殺ストップセンターにおいて電話・面接相談を実施し、深刻な心の悩みを抱える方々を支援します。また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。

(2) 個々の事情に応じた支援

ア. 現状と課題

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難を開示し、その権利利益の保護を図るために行うものであり、個々の犯罪被害者等の具体的な事情を把握し、その事情に応じた適切な支援が必要です。

特に、性犯罪や、DV、児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困

難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が犯罪被害に遭ったこと等により、その心身に悪影響を受けるおそれがある子ども等についても、そのニーズを把握し、適切に支援をしていく必要があります。

イ. 具体的施策

犯罪被害者等の個々の具体的な事情を踏まえて、状況に応じた支援を行います。

(ア) 各関係機関との連携

犯罪被害者等の置かれた現状や社会復帰の道筋は様々であり、犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害を1日でも早く回復させるためには、多くの支援機関による総合的な支援が必要であるため、京都府犯罪被害者支援連絡協議会や京都府犯罪被害者サポートチームにおいて、各支援機関との連携を強化します。

(イ) 児童虐待被害者に対する支援

児童虐待を受けた児童や被害少年等に対し適切な支援を行うため、児童相談所や関係機関、団体等がそれぞれの役割のもと、連携して対応します。

(ウ) ストーカー被害者に対する支援

ストーカー事案を早期に把握し、重大事件への発展を未然に防止するため、京都ストーカー相談支援センター（K S C C）における専門相談を実施し、被害者等の安全確保に向けて、迅速かつ的確に対応します。

(エ) D V被害者に対する支援

D V被害者を支援するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談対応や一時保護、被害者の自立を支援する各種情報の提供を行うとともに、被害者の地域生活を支援する地域サポートを養成します。

(オ) 性犯罪被害者に対する支援

性暴力被害者の心身の負担軽減とその回復を図り、被害の潜在化を防止するとともに、性暴力のない社会づくりを目指すため、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都S A R A）において、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等と連携した総合的な支援を実施します。

(カ) 家族等に対する支援

直接的な被害を被った犯罪被害者だけでなく、兄弟姉妹等その家族や関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、京都府犯罪被害者サポートチームや関係機関等によるカウンセリング等の適切な支援を実施します。

(3) 民間支援団体への援助

ア. 現状と課題

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要な時に、いつでも情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかで途切れのない支援を受けられるよう、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体への援助が必要です。

イ. 具体的施策

（公社）京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や各種事業の運営に対して援助とともに、寄附された古本等の売却収益を犯罪被害者支援センターに活動資金として寄附することができる「ホンデリング」の実施を府内全市町村に拡大するなど、その活動を積極的に支援し、併せて、その他の民間支援団体等との連携強化を図ります。

(4) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

ア. 現状と課題

犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等の名誉やプライバシーが尊重されるよう、最大限に配慮し、その尊厳を守っていく必要があり、平穏な生活への配慮の重要性等について、府民の理解や共感を深めるため、広報啓発を継続的に実施する必要があります。

また、犯罪等により被害を受けた際に、その被害の類型等を問わず、府民の誰もが、早期に適切な支援を受けられるよう、支援窓口の更なる周知のための広報についても継続的に実施する必要があります。

1. 具体的施策

犯罪被害者等への支援の必要性に対する府民の理解の浸透に向けた広報啓発を実施するとともに、犯罪被害者等の支援窓口の周知を進めます。

(ア) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

犯罪被害者等の置かれた状況や、犯罪被害者支援の重要性等について府民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、京都サンガF.C. ホームゲームでの啓発等の機会や犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等の期間を利用し効果的な広報啓発活動を実施します。

(イ) いのちを考える教室の実施

人とのつながりの大切さ、自分や他者のいのちの大切さを感じ、被害者にも、加害者にもならないという規範意識を育むため、犯罪被害者支援等に関する専門的な知識や技能を有する犯罪被害者支援コーディネーターによる「いのちを考える教室」を府内の中学校・高等学校等で引き続き実施します。

(ウ) 各種相談窓口・支援窓口の広報等

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、警察総合相談室や性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」、レディース相談、ヤングテレホン、京都ストーカー相談支援センター等の警察関係相談窓口や各市町村における相談窓口、民間支援団体が設置する相談窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害者支援施策市町村職員担当者研修会等の実施を通じて、担当者の相談対応力の向上を図ります。

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

ア. 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」による推進

条例（第5条）に基づき、知事を本部長とする「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」が、犯罪のない安心・安全なまちづくりの総合的な施策を推進するための体制と位置付けられています。

この計画を推進するため、本部員がそれぞれの役割を踏まえつつ、地域の実状に応じた犯罪防止のための活動が行われるよう、地域・団体等からの意見等も踏まえ、推進本部と地域の防犯活動が結び合うよう工夫するとともに、専門家の意見も聴きながら進めていくものとします。

イ. 京都府による計画の推進

京都府では、この計画を全庁挙げて推進するため、幅広い分野にわたる安心・安全なまちづくりのための横断的な組織として「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部府内連絡会議」を中心にして、総合的・具体的な施策を進めていきます。

ウ. 市町村や防犯関係ボランティア・NPO等との連携

自主的な防犯活動を行っている防犯関係ボランティアやNPO等の取組が一層促進されるよう、府民協働防犯ステーションを核として連携・協力をを行うとともに、子育て支援等様々なNPO活動の中に防犯の視点が取り入れられるよう連携を進めます。

また、計画を推進するに当たっては、地域住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、関係情報の入手をはじめとして市町村と緊密に連携するとともに、市町村の犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する事業の促進や情報提供等を行います。

エ. 「セーフコミュニティ」による推進

地域住民が主体となって取り組むセーフコミュニティの考え方に基づく地域防犯活動を支援し、地域の防犯体制の充実・強化を進めています。（亀岡市が日本で初めてWHOの認証を取得(H20.3)、再認証(H25.2)・再々認証(H30.11)を取得）

オ. 大学等と連携した推進

大学のまち京都の特性を活かし、地域社会の一員としての大学・学生の防犯活動が促進されるよう、京都府大学安全・安心推進協議会等との連携を強化します。

また、犯罪に関する科学的データ分析や新たな検討課題等、犯罪のない安心・安全なまちづくりにつながる研究を大学や学会等と連携して、継続して推進していきます。

カ. 企業等と連携した推進

重要な地域の一員として地域と協働して活動していただける「京都府地域の安心・安全サポート事業所」をはじめとした企業・事業者や京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会等の団体との連携を推進します。

(2) 再犯防止施策の推進

ア. 「京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」による推進

再犯防止施策の推進については、刑事司法関係機関、市町村、保健医療・福祉関係機関等が参画する「京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」を設置し、地域の実状に応じた支援等の取組に向けて、連携を強化します。

イ. 京都府による計画の推進

府内に組織横断的な会議を設置するなどして、計画を全庁挙げて推進することとし、刑事司法機関等と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて進めます。

(3) 犯罪被害者等の支援

ア. 「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進

被害者のニーズに応えるため、「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」の会員である行政、警察、民間支援団体等が各自の業務について認識を深めて情報交換を行うことにより、各種支援活動を効果的に推進するとともに、その各種活動を通じて支援の重要性を啓発することで、被害者支援に係る社会環境を醸成します。

イ. 京都府による計画の推進

府内に組織横断的な会議を設置するなどして、計画を全庁挙げて推進することとし、国と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて進めます。

ウ. 市町村や関係機関との連携

犯罪被害者等と各支援機関を適切に結ぶため、京都府をはじめ、市町村や民間活動団体等で構成される京都府犯罪被害者サポートチームのネットワークを活用した総合的な支援を実施します。

2 施策の実施

計画の推進に当たっては、第1章に定める「計画の基本的な考え方」を踏まえて事業を推進します。また、計画の進捗状況について毎年度点検を行い、当計画検討委員会委員に報告するとともに、その意見を聴きながら必要に応じた施策の見直し等を進めます。

■参考

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿

区分	氏名	役職
学識経験者	藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授
	谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部地域経営学科教授
	石塚 伸一	龍谷大学犯罪学研究センター長（法学部教授）
地域防犯活動等 関係者	椿原 正人	京都府単位防犯推進委員協議会会长連絡会 会長
	麻田 恵美子	上京平安レディース リーダー
	山内 勇	亀岡市畠野町自治会 会長
	久保 恭子	京都府民生児童委員協議会 副会長
犯罪被害者等 支援関係者	富名腰 由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 事務局長
行政関係者	波多野 健	京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課長
	浦本 佳行	精華町総務部次長
サイバー犯罪対策 関係者	石川 千明	京都府警察ネット安心アドバイザー
再犯防止等 関係者	澤井 早和乃	京都府保護司会連合会 副会長
	中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会 相談役

(敬称略)

2 検討経過

日時	会場	テーマ
第1回 平成30年8月30日 10:00～	京都ガーデンパレス	計画に基づく取組の総括、現状と課題
第2回 平成30年10月17日 13:30～	ルビノ京都堀川	改定計画の重点課題に係る意見交換
第3回 平成30年11月26日 9:30～	ルビノ京都堀川	改定計画骨子案に係る意見交換
第4回 平成31年1月15日 9:30～	ルビノ京都堀川	計画最終案に係る意見交換

3 統計資料

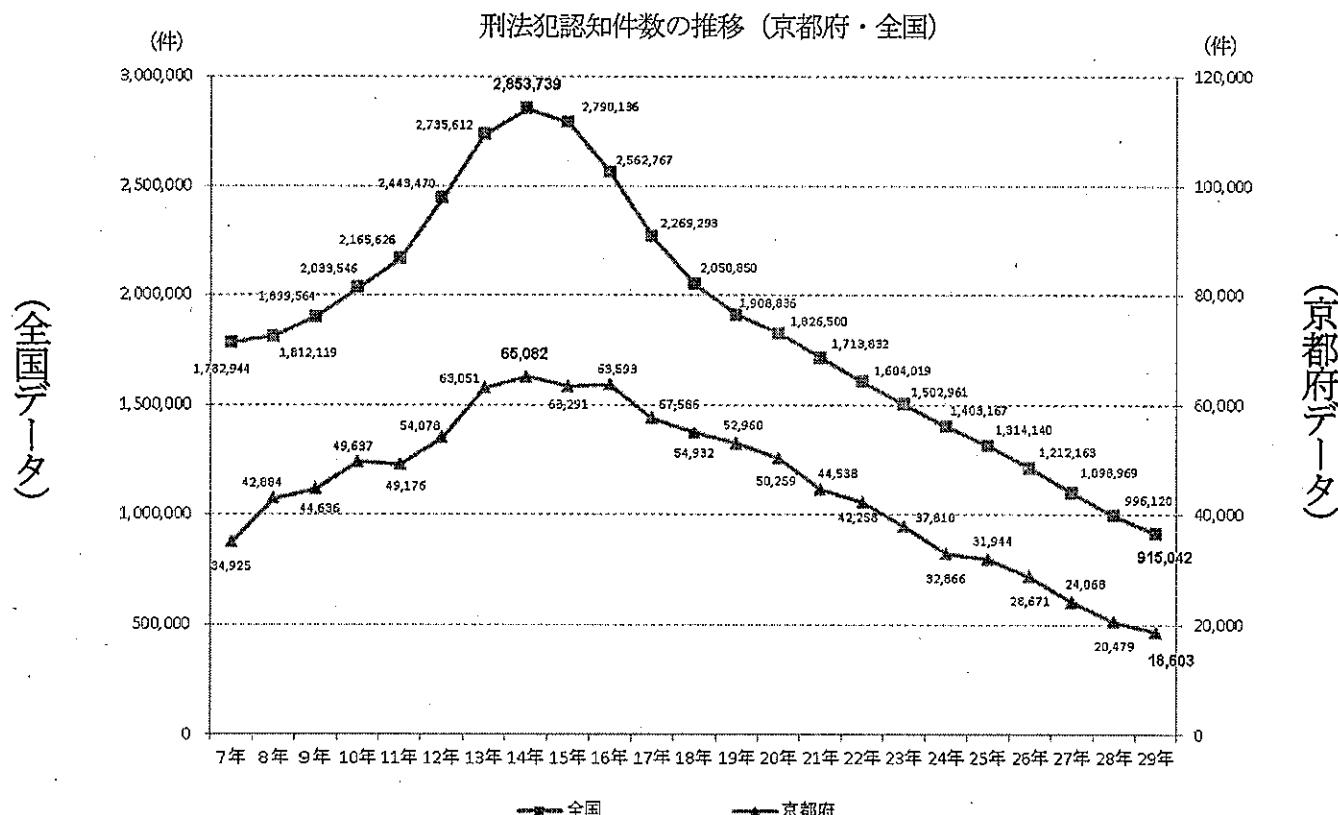
(1) 刑法犯認知件数等の推移

(件)

	刑法犯 認知件数				ストーカー 事案 認知件数	特殊詐欺 被害 認知件数	DV事案 相談件数
		性犯罪 認知件数	自転車盗 認知件数	侵入盗 認知件数			
20年	50,259	338	11,972	2,373	—	—	543
21年	44,538	299	10,985	2,210	—	—	725
22年	42,258	317	10,035	1,931	—	—	811
23年	37,810	319	8,923	1,843	—	—	907
24年	32,866	373	7,359	1,632	—	81	846
25年	31,944	328	7,632	1,514	455	169	1,101
26年	28,671	293	7,834	1,172	460	159	1,324
27年	24,068	260	6,283	1,106	432	168	1,550
28年	20,479	220	5,501	920	486	166	1,723
29年	18,603	230	4,751	961	677	320	1,770

(注) 性犯罪とは、強制性交等（刑法改正（平成 29 年）以前は強姦）、強制わいせつ、公然わいせつを示す。

ストーカー事案は平成 25 年から、特殊詐欺被害は平成 24 年から現行統計を開始



(2) 再犯者数、再犯者率の推移

	刑法犯総数(人)			再犯者率(%)
		初犯(人)	再犯(人)	
20年	8,412	4,978	3,434	40.8
21年	8,489	4,877	3,612	42.5
22年	8,147	5,468	2,679	32.9
23年	7,842	4,254	3,588	45.8
24年	6,759	3,448	3,311	49.0
25年	5,508	2,668	2,840	51.6
26年	5,495	2,727	2,768	50.4
27年	4,767	2,431	2,336	49.0
28年	4,489	2,256	2,233	49.7
29年	4,505	2,179	2,326	51.6

